

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第 1 回幕別町議会定例会
(平成27年 3 月 4 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
16 野原恵子 17 増田武夫 19 千葉幹雄
- 日程第 2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
[損害賠償の額の決定及び和解について]
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
[平成26年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）]
- 日程第 5 議案第 1 号 平成27年度幕別町一般会計予算
- 日程第 6 議案第 2 号 平成27年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 3 号 平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 4 号 平成27年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 5 号 平成27年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第10 議案第 6 号 平成27年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第11 議案第 7 号 平成27年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第12 議案第 8 号 平成27年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第13 議案第 9 号 平成27年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成26年度幕別町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第15 議案第11号 平成26年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第16 議案第12号 平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第17 議案第13号 平成26年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第18 議案第14号 平成26年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第15号 平成26年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 議案第16号 平成26年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第21 陳情第17号 平成26年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第22 議案第18号 平成26年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第23 議案第19号 幕別町創生総合戦略審議会条例
- 日程第24 議案第20号 幕別町保育料条例
- 日程第25 議案第25号 幕別町保育条例
- 日程第26 議案第21号 幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例
- 日程第27 議案第22号 幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例
- 日程第28 議案第24号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
- 日程第29 議案第26号 幕別町立学童保育所条例
- 日程第30 議案第31号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例

- 日程第31 議案第32号 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
日程第32 議案第33号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

会議録

平成26年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年3月4日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月4日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 11 芳滝 仁 | 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 15 中橋友子 | 16 野原恵子 |
| 17 増田武夫 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

教育委員 長 沖田道子

農業委員会 会長 谷内雅貴

代表監査委員 柏本和成

総 務 部 長 菅野勇次

会計管理者 田井啓一

教 育 部 長 森 範康(教育長職務代理者)

民生部長 川瀬俊彦

経 済 部 長 田村修一

建設部長 佐藤和良

企 画 室 長 伊藤博明

札内支所長 羽磨知成

忠類総合支所長 姉崎二三男

企画室 参事 細澤正典

総 務 課 長 境谷美智子

地域振興課長 原田雅則

糠内出張所長 妹尾 真

土木課長 湯佐茂雄

福 祉 課 長 坂野松四郎

学校教育課長 川瀬康彦

農 林 課 長 川瀬吉治

町民課長 山岸伸雄

保 健 課 長 合田利信

商工観光課長 岡田直之

こ ども 課 長 杉崎峰之

税務課長 中川輝彦

生涯学習課長 澤部紀博

水道課長 須田明彦

経 済 建 設 課 長 天羽 徹

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 16 野原恵子 17 増田武夫 19 千葉幹雄

議事の経過

(平成27年3月4日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長(古川 稔) ただいまから、平成27年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、16番野原議員、17番増田議員、19番千葉議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長(古川 稔) 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月20日までの17日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月20日までの17日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長(古川 稔) 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」及び同法第199条第9項の規定による「定期監査結果報告書」が議長宛てに提出されていますので、お手元に配付してあります。
次に、去る2月20日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成27年度事業計画が決定したので、お手元に配付いたしました。後ほどごらんいただきたいと思います。
次に、私から報告いたします。
斉藤喜志雄議員が、平成26年11月24日午後4時58分、逝去されました。同僚議員が逝去されたことは、まことに哀悼、痛惜の至りにたえません。謹んでご報告申し上げますとともに、再びこの議場で相まみえることのできない斉藤喜志雄議員の冥福を祈り、黙禱を捧げたいと思っております。
○議会事務局長(野坂正美) ご起立願います。
黙禱。
(黙禱)
○議会事務局長(野坂正美) 黙禱を終わります。ご着席願います。
○議長(古川 稔) ここで、斉藤喜志雄議員に対する弔意をあらわすため、牧野茂敏議員より発言を求められておりますので、これを許します。
牧野茂敏議員。
○9番(牧野茂敏) ただいま議長からご報告のありましたとおり、幕別町議会斉藤喜志雄議員は昨年11月24日ご逝去されました。
斉藤議員は、一昨年秋のころから急に体調を崩され、食事が思うようにとれず、徐々にお痩せにな

りながらも、議会では気力を振り絞り気丈に振る舞うそのお姿は、誰もが心配しておりました。私どもは一日も早くご快癒をお祈りしておりましたが、まさかこんなに早く帰らない人となりましたことは信じられない気持ちでいっぱいです。今、この議場では、斉藤議員が着席するはずの18番議席を見ますと空席となっており、そこに斉藤議員のお姿を見ることもまた声を聞くことも今はもうかないません。

私はここに議長のお許しをいただき、皆様の賛同を得て、議員一同を代表して、慎んで哀悼の言葉を申し述べさせていただきます。斉藤議員ではなく、いつものように斉藤先生と呼ばせていただきます。

斉藤先生は、昭和38年大樹町立歴舟中学校を皮切りに、長きにわたり中学校教諭として教壇に立たれ、平成4年からは本別町や音更町の中学校校長として教育現場の先頭に立ち、子どもたちの教育に傾注されていました。斉藤先生の教育者としての強い信念や子どもたちに対する熱き思いは、子どもたちはもちろん保護者や教職員から絶大な信望と信頼を集めておられました。

思えば、私と先生との出会いは、昭和62年、札内中学校教諭のときでありました。私の娘の担任であったことから、公私にわたり親しくつき合わせていただきました。当時の先生は、生徒から喜志雄先生、喜志雄先生と呼ばれ、大変な人気がありました。生徒を大きな声で激励する姿や一緒になって一喜一憂する姿は、まさに熱血先生そのものでありました。今でも子どもたちの心に深く刻まれていることでしょう。

以来、28年間のつき合いがありましたが、まさか町議会議員としてともに活動しようとは夢に思いませんでした。平成19年4月には、町議会議員に立候補し、選挙のさなかにお父さんを亡くされ、悲しみの中での選挙戦を見事勝ち抜き、初当選の笑みに輝かれたのであります。

先生は38年間の教育現場で培ってこられた貴重な経験を生かし、議員という立場で安心して暮らしたい、未来に希望を持ちたい、子どもたちの豊かな学びを保障したいという町民の思いや願いの実現のため、重厚闊達な手腕を発揮され、2期7年にわたりご活躍されました。

斉藤先生の人情味あふれるお人柄、高潔なお人柄、親しみとともに周りにいる人に安心感を与え、産業建設常任委員会副委員長、議会機能に関する小委員長、幕別町監査委員などの要職を歴任されるときともに、卓越したリーダーシップとすぐれた職権で会派拓政会の代表も務められておりました。

先生は数多くの一般質問をされましたが、特に教育問題については持論を展開し、熱く情熱的に語るお姿は、今も私たちの目に焼きついております。

今日、社会構造が劇的に変化する中、本町もより一層の行財政改革を進め、福祉施策や子育て支援策をさらに充実させなければなりません。斉藤先生を失ったことはまことに残念であり、幕別町並びに幕別町議会の損失ははかり知れないものがあります。何事にも誠実で前向きな人柄と人に対する優しさとその信念は、本日、傍聴席にお越しいただいた奥様とご家族、私たちの心の中にこれからも生き続けていくことでしょう。

最後に、私どもは、多くの足跡を残された斉藤先生のまちづくりに対する思い、町民の幸せを願う心を忘れず、全ての人々が住みよい幕別町のまちづくりを議員としての使命とし、誠心誠意努力することをかたくお誓い申し上げ、ここに慎んで斉藤喜志雄議員のご功績をたたえ、追悼の言葉といたします。

平成27年3月4日

幕別町議会議員 牧野茂敏。

○議長（古川 稔） これで、牧野茂敏議員の発言は終わりました。

これで、諸般の報告を終わらせていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

10:09 休憩

10:17 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[行政報告]

○議長（古川 稔） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成 27 年第 1 回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

十勝では強風が吹き荒れ、猛吹雪となりました 2 月 15 日、オランダから高木菜那さん、美帆さん姉妹が大活躍するという大変うれしいニュースが届けられました。

オリンピック開催年以外の年に開催される世界距離別スピードスケート選手権大会の女子団体追い抜きに出場した高木菜那さん、美帆さんと菊池彩花さんの日本チームが、初の栄冠に輝きました。レースでは、好調な美帆さんが最初と最後の要所を引っ張る巧妙な戦略でチームワークを生かし、ソチオリンピック金メダルの王者、地元オランダを破るという快挙をなし遂げました。最終組のオランダの失速で優勝が決まった瞬間、観客のどよめきと同時に 3 人が飛び上がって喜ぶ姿がテレビに映し出され、大きな感動を届けてくれました。

このたびの栄誉を心からお祝いするとともに、これからのますますのお二人のご活躍を心から祈念いたしております。

次に、飯田教育長の辞職について申し上げます。

教育長であります飯田晴義教育委員が、2 月 25 日に 2 月 28 日付をもって辞職したい旨の申し出があり、27 日に同意いたしました。

本来でありますと、速やかに後任の人選を行わなければならないところでありますが、私の任期を考えますと、新たな町長にその任を委ねることが最善であると判断いたしましたところであります。

3 月 1 日から 31 日までの間は、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の規定に基づき、森教育部長が教育長職務代理者として、その職務に当たっておりますが、改正法の施行により 4 月 1 日以降、新教育長が任命されるまでの間は、教育委員のうちから新教育長の職務代理者を指名することといたしております。

次に、地方財政対策について申し上げます。

本年 1 月に閣議決定された平成 27 年度の国の一般会計予算案は、社会保障費の増大などにより、総額で前年度当初予算に比較して 5% 増の 96 兆 3,000 億円と過去最大規模となったものであります。

国では、予算案を「元気で豊かな地方の創生、子育て支援など社会保障の充実で最大限取り組むとともに、経済再生、財政健全化の二つの目標を同時に達成するために資する予算」と位置づけ、これを受けて地方財政計画には、「まち・ひと・しごと創生事業費」1 兆円が計上され、地方公共団体が自主性・主体性を発揮して地方創生に取り組むことができるよう措置が講じられたところであります。

一方で、地方交付税につきましては、法定率が見直されたものの、出口ベースの総額で 16 兆 7,548 億円、前年度対比で 1,307 億円、0.8% の減となっており、今後とも地方財政は厳しい状況が続くものと認識いたしているところであります。

次に、このような背景を踏まえ編成いたしました本町の新年度予算の概要について申し上げます。

本年は、統一地方選挙の年でありますことから、骨格編成を基本としながらも、継続事業である庁舎建設事業や昨今の経済・雇用の状況あるいは工事の完成時期などを考慮し、普通建設事業等を計上しましたことから、一般会計予算は、総額で 163 億 4,600 万 6,000 円で、前年度に比べ 28 億 6,078 万 5,000 円、21.2% の大幅な増となったところであります。

国民健康保険特別会計など 7 特別会計と水道事業会計は、合計で総額 96 億 551 万 2,000 円で、前年度に比べ 4 億 7,201 万円、5.2% の増であり、一般会計と特別会計等の総額では 259 億 5,151 万 8,000 円で、前年度に比べ 33 億 3,279 万 5,000 円、14.7% の増額で計上いたしました。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費であります普通建設事業費につきましては、新庁舎建設事業の計上により 36 億 9,876 万円で、前年度と比較し 24 億 5,818 万 8,000 円、198.1%と大幅な増となっております。

非投資的経費につきましては、公債費は減少しているものの、扶助費や国営事業償還金の繰上償還による補助費等の増加により、前年度に比べ 4 億 259 万 7,000 円、3.3%の増となっております。

次に、一般会計の歳入について申し上げます。町税につきましては、評価がえによる固定資産税の減はありますものの、町たばこ税や個人町民税の伸びなどにより、町税全体では前年度とほぼ同額を見込んでおります。地方交付税は、地方財政計画に鑑み、普通交付税を前年度決定額に対して 2.2%の減で計上いたしたところであります。

基金繰入金につきましては、財政調整基金から 2 億円、減債基金から 1 億円、新庁舎建設事業に充当するため、庁舎建設基金から 3 億 5,000 万円を計上いたしました。

また、町債につきましては、前年度に比べ 20 億 7,390 万円を増額し計上いたしました。これは新庁舎建設事業に係る合併特例債の増額によるものであります。

以上、予算概要につきまして申し上げましたが、引き続き厳しい財政運営が想定されますことから、限られた財源を有効かつ効率的に配分し、最小の経費で最大の効果が発揮されるよう編成いたしたところであります。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金について申し上げます。

国は、物価動向や消費に関する地方の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って対応することや仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題に対し、実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促す目的で、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 4,200 億円を平成 26 年度の補正予算に盛り込みました。

回復のおくれが目立つ地方の消費喚起や生活支援を目的とした「消費喚起・生活支援型交付金事業」として 2,500 億円、地方版総合戦略の策定を支援し、「しごと」と「ひと」の好循環の確立を目的とした「地方創生先行型交付金事業」として基礎交付分 1,400 億円と上乗せ交付分 300 億円の 1,700 億円を計上したところであります。

本町の交付限度額が、地域消費喚起・生活支援型に 6,349 万円、地方創生先行型の基礎交付分に 3,278 万 6,000 円と示されたことを受け、庁内に設置した「幕別町地域創生・人口減少対策推進本部」において、交付金を活用して実施する事業を取りまとめ、本定例会に補正予算案を提案させていただきました。

次に、とちかち広域消防事務組合について申し上げます。

管内の 19 市町村は、平成 21 年 4 月に十勝圏複合事務組合事務局に「消防広域推進室」を設置し、これまでに消防の広域化に向け協議を進め、昨年 3 月に「十勝圏広域消防運営計画」を策定し、これに基づき細部の調整を重ねてまいりました。

昨年 12 月、19 市町村の議会において「とちかち広域消防事務組合」の設立に関する議決がなされたことから、去る 2 月 20 日に 19 市町村長の連名による「とちかち広域消防事務組合規約に関する協議書」の調印式がとり行われました。

今後は、北海道知事の許可をもって設立となりますが、現時点では、5 月 1 日の新組合設立を予定しております。新組合では、27 年度中に条例、規則等の制定や事務の統一などを行う一方、東十勝消防事務組合を含む五つの組合運営の消防本部では解散に向けた準備を進め、来年 4 月 1 日から消防事務の共同処理を開始することといたしております。

次に、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道について申し上げます。

平成 24 年度から本格的な工事が進められてきました帯広・広尾自動車道の更別インターチェンジから忠類大樹インターチェンジまでの約 16.7 キロメートルの区間が、3 月 15 日に開通することが発表されました。

これに先立ち、3 月 7 日には帯広広尾自動車道早期建設促進期成会が主催し、忠類インターチェン

ジにおいて、片仮名の「チュウルイ」を人文字で作成する記念イベントの開催が予定されております。

また、3月15日の開通日当日には、帯広開発建設部と同期成会の主催によりまず開通記念式が開催され、式典終了後に、忠類インターチェンジにおいて「通り初め式」が行われる運びとなっております。

この開通によりまして、忠類地域が道央圏と高速道路で直結されることとなり、物流の効率化や観光客の増加など、市場圏の拡大による経済効果と地域振興に大きな効果がもたらされるものと期待いたしているところであります。

町といたしましても、この機会に今年度設立される予定の忠類地域魅力発信事業実行委員会の皆様のご協力をいただきながら、忠類地域の魅力を広く町外に発信し、多くの方々にご来町いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題につきまして、ご報告をさせていただきました。

平成23年5月に4期目の町政の執行を担わせていただいてから、早いもので私に与えられました任期も残り二月となり、本議会が最後の定例会となりました。

目を閉じると、さまざまな出来事が走馬燈のように去来してまいります。長い坂を一步一步登ってきた心境でもあります。

これまで、4期16年間にわたり議員の皆さんを初め、町民の皆さんからいただきました温かいご支援とご協力に、この場をおかりし、心から感謝とお礼を申し上げます。

まことにありがとうございました。

○議長（古川 稔） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、報告第1号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第1号、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第2号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成27年2月3日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成26年12月17日午後5時ごろ、幕別町忠類元忠類536番地3地先、町道元忠類線において、前日からの大雪の影響による倒木処理を道路管理者が行った後に、さらなる降雪により枝が垂れ下がり、相手方が運転する車両が通過する際に車両上部が接触し、その衝撃によりフロントルーフが損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺した額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、62,208円とするものであります。

2ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方につきましては、町内在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、道路管理担当職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところであります。今後このような道路管理者の瑕疵による事故が起きないように、道路パトロールを強化し、事故防止に努めるよう指導いたしましたところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第4、承認第1号及び日程第14、議案第10号から日程第22、議案第18号までの10議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、承認第1号及び日程第14、議案第10号から日程第22、議案第18号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成26年度幕別町一般会計補正予算であり、平成27年1月23日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度幕別町一般会計補正予算、第7号であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,980万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ144億6,857万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費3,980万円の追加でございます。

14節につきましては、昨年12月17日の一斉出動以降、本年に入りまして、暴風雪に係る吹き込み除雪及び道路の拡幅除雪等を実施したことに加え、1月22日からの降雪による一斉除雪において、現計予算に不足が生じますことから、追加させていただいたところであります。

本補正予算により、2月以降における除雪2回分と幹線道路を中心とする排雪作業等、当面の降雪に対応しようとするものであります。

16節につきましては、先に申し上げました除排雪の対応に関連し、路面の滑りどめのために散布する砂ですが、1月の降雪の際、3月並みの暖気を伴い、雨となった後に路面が凍結する状況が広く発生したことなどから散布量がふえたところであり、1月22日からの降雪による対応におきまして、現計予算に不足が生じますことから、同様に追加するものであります。

次に、歳入であります。5ページにお戻りいただきたいと思います。

11 款 1 項 1 目地方交付税 3,980 万円の追加でございます。特別交付税の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第 5、議案第 1 号、平成 27 年度幕別町一般会計予算から日程第 13、議案第 9 号、平成 27 年度幕別町水道事業会計予算までの 9 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 議件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり委員会条例第 5 条及び第 7 条第 2 項の規定により議長を除く全議員をもって構成する平成 27 年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 議件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する平成 27 年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 14、議案第 10 号、平成 26 年度幕別町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 10 号、平成 26 年度幕別町一般会計補正予算（第 8 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,485 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 144 億 9,343 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 5 ページに記載をしております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 継続費補正」でございます。

変更であります。2 款総務費、1 項総務管理費、新庁舎建設事業につきまして、事業費の変動に伴い年割額の変更を行うものであります。

補正前と比較いたしますと、2 カ年で 188 万 2,000 円を減額するものであります。年度別の年割額につきましては、平成 26 年度は事業費の確定などに伴い 2,383 万 1,000 円を減額し、平成 27 年度は、今後契約予定の太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備工事に係る資材費の高騰や労務単価の上昇に伴い 2,194 万 9,000 円を増額するものであります。

次に、「第3表 繰越明許費」でございます。

2款総務費、1項総務管理費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業（地域消費喚起型）7,515万9,000円を繰り越すものであります。

あわせて、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

本事業につきましては、国の補正予算により、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を推進するため創設された交付金事業であります。本町におきましては、三つの事業を計画しているところであります。

各事業の内容につきましては、議案説明資料に記載のとおりであります。初めに1番の「プレミアム商品券発行事業」につきましては、幕別町商工会が実施主体となります。プレミアム商品券発行事業に対する補助事業であります。

発行額は2億2,000万円、プレミアム率は町が15%の3,300万円、北海道が5%の1,100万円で、あわせて2億6,400万円の商品券を発行する事業であります。

二つ目の「子育て世帯支援事業」につきましては、子育て世帯に対して商品券を交付するものであります。18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯に1万円、1人または2人のお子さんがある世帯に5,000円を交付するものであります。

次に、3番の「誘客促進事業」につきましては、町内3カ所の宿泊施設利用者に対して、宿泊費の一部を助成するものであります。

いずれの事業におきましても、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越して事業を行おうとするものであります。

議案書の6ページにお戻りをいただきたいと思っております。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型）1億1,299万7,000円を繰り越すものであります。

あわせて、議案説明資料もごらんいただきたいと思っております。2ページから4ページとなります。

本事業につきましては、国の補正予算により、地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施を支援するため創設された交付金事業であります。本町におきましては、18の事業を計画しているところであります。

各事業の内容につきましては、議案説明資料に記載のとおりであります。まず初めに、1番目の「人口ビジョン策定事業」につきましては、町の創生総合戦略の策定に当たって必要となります。①地方版の人口推計と②審議会の開催費用を計上するものであります。

2番の「定住促進事業」につきましては、町内全域を対象とした住宅建設費または購入費の補助を実施するものであります。

4番の「ふるさと寄附記念品事業」につきましては、町外の個人寄附者に対する記念品の贈呈を行うものであり、ふるさと寄附制度を導入しようとするものであります。

6番の「忠類地域魅力発信事業」につきましては、説明資料4ページの別紙をごらんいただきたいと思っております。

1番の「魅力発信事業実行委員会補助金」から8番の「ナウマン象記念館子どもイベント」まで、高規格幹線道路忠類インターチェンジ開通後における忠類地域の各種魅力発信事業に取り組むものであります。

説明資料の2ページにお戻りをいただきたいと思っております。

8番の「介護福祉士資格取得費補助事業」につきましては、介護福祉士の資格取得を目指す高校生に対する補助事業であります。

説明資料の3ページになります。

13番の「中小企業退職金共済制度加入促進補助事業」につきましては、退職金制度への加入を促進するため、共済制度加入から3年間、事業者の共済掛金の一部を補助するものであります。

15番の「修学支援資金交付事業」につきましては、高等学校に在学する方のいる世帯に対し、修学

上必要な経費を給付するものであります。

18番の「英会話体験事業」につきましては、中学生を対象とした英会話体験事業を集団研修施設こまはたで行おうとするものであります。

なお、他の事業につきましては、従前から取り組んでいる事業やそれら事業の拡大でございますが、本交付金の趣旨に沿った事業を新年度予算から前倒しをして本補正予算に計上させていただいたところであります。いずれの事業におきましても、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越して事業を行おうとするものであります。

議案書にお戻りをいただき、6ページをごらんいただきたいと思っております。

次に、6款農林業費、1項農業費、中里道営畑総事業負担金418万円、駒島道営畑総事業負担金574万円、忠類道営畑総事業負担金274万円及び中央幕別西道営畑総事業負担金80万円を繰り越しするものであります。

道営事業として実施しております各地区の畑総事業であります。北海道において、事業の一部を繰越事業にて実施することとなりましたことから、これらの事業に係る町の負担金について翌年度へ繰り越しをするものであります。

次に、9款1項消防費、東十勝消防事務組合分担金（幕別署費）1億6,845万5,000円を繰り越しするものであります。

帯広市ほか十勝管内5消防事務組合で実施する「消防救急無線デジタル化共同整備事業」及び「十勝圏高機能指令センター整備事業」に係る幕別町からの分担金であります。年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しするものであります。

7ページになります。

「第4表 債務負担行為補正」でございます。

10件の債務負担行為を追加するものであります。

初めに、「役場庁舎宿日直業務委託料」及び「役場庁舎清掃管理業務委託料」につきましては、本年度をもって契約期間が終了いたしますことから、新庁舎への移転までの期間、新たに各業務の委託契約を締結するため、債務負担行為を追加しようとするものであります。

次に、「予約型乗合タクシー古舞線運行費補助金」につきましては、本年1月に開催された幕別町地域公共交通確保対策協議会において、古舞線を本格運行することが承認されましたことから、5年間の債務負担行為を追加しようとするものであります。

なお、限度額につきましては、予約型乗合タクシーの状況により運行費用を適正に見込むことが困難でありますことから、「運行費から、国庫補助金及び運賃収入を控除した額」とするものであります。

次に、「福祉バス運行業務委託料」「運動公園陸上競技場維持管理業務委託料」及び「運動公園野球場維持管理業務委託料」の3件につきましては、平成24年度に議決をいただきました長期継続契約に係るものでございますが、国におきまして、本年2月から公共工事設計労務単価を引き上げるとされたことから、長期継続契約に係る平成27年度以降の委託料を再積算し、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

次に、「保健福祉センター清掃業務委託料」につきましては、本年度をもちまして契約期間が終了いたしますことから、平成27年度から平成29年度までの期間において、限度額1,216万5,000円の債務負担行為を行うものであります。

次に、「ふれあいセンター福寿清掃業務委託料」につきましては、生活支援ハウス運営業務において、施設の管理に合わせて清掃業務を委託してまいりましたが、新年度からの業務内容の変更により、清掃業務を分けて委託することとしましたことから、清掃業務に対しまして、平成27年度から平成29年度までの期間において、限度額413万7,000円の債務負担行為を行うものであります。

次に、「北海道農業公社からの肉牛貸付及び譲渡契約書に基づき借り受けた肉用牛（11頭）に係る譲渡代金」につきましては、肉用牛11頭を1件の農家に貸し付けすることから、平成27年度から平

成 31 年度までの期間において、限度額 700 万 5,000 円の債務負担行為を行うものであります。

次に、「スクールバス運行業務委託料」につきましては、貸し切りバスの新運賃制度の適用に伴い委託料が引き上げられることから、長期継続契約に係る平成 27 年度以降の委託料を再積算し、限度額の増加する部分に係る新たな債務負担行為を行うものであります。

8 ページになります。

「第 5 表 地方債補正」でございます。

廃止であります、「食料供給基盤強化特別対策事業」につきましては、北海道の事業調整により、起債対象外工種へ振りかえられたことによる廃止であります。

次に、「災害活動用資機材購入事業」につきましては、東十勝消防事務組合における災害活動用エアートント整備事業に対する町からの分担金事業であります。同年度の高規格救急自動車の整備事業の中で、エアートントを一体的に整備することとなりましたことから、単独の購入事業を廃止するものであります。

次に、変更であります。定住促進住宅建設費助成事業ほか 35 事業につきましては、事業費確定及び補助金等の増減に伴う起債の借入額について変更を行うものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

22 ページをお開きいただきたいと思っております。

1 款 1 項 1 目議会費 173 万円の減額でございます。

1 節及び 3 節につきましては、議員数の減に伴う減額、9 節及び 11 節につきましては、執行残であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目一般財産管理費 165 万 6,000 円の減額でございます。

細節 8 につきましては、普通財産売り払い件数の増による測量委託料の追加、細節 13 につきましては、PCB 廃棄物処理の受入制限による執行残であります。

次に、6 目近隣センター管理費 111 万 3,000 円の減額でございます。

細節 12 につきましては燃料単価の下落に伴う執行残、細節 21 につきましては、使用量の減に係る執行残であります。

次に、7 目庁用車両管理費 101 万 6,000 円の減額でございます。

11 節につきましては、燃料単価の下落に伴う執行残であります。

8 目町有林管理費 1,300 万円の減額。23 ページになります。9 目町有林造成費 824 万 9,000 円の減額でございます。いずれも事業費確定に伴う執行残であります。

10 目企画費 1,040 万 2,000 円の追加でございます。

細節 15 につきましては、予約型乗合タクシー古舞線の試験運行に係る執行残、細節 16 につきましては、中古住宅の購入増に伴い予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

14 目交通防災費 123 万 8,000 円の減額でございます。

1 節につきましては、交通安全指導員の勤務日数の減による執行残、11 節につきましては、修繕箇所等の減に係る執行残であります。

次に、15 目諸費 307 万 3,000 円の追加でございます。

19 節につきましては、地方バス路線維持費補助金の追加であります。国庫補助制度の見直し等により、国費が減額となりますことから、町補助金を追加するものであります。

次に、16 目基金管理費 254 万 5,000 円の追加でございます。

25 節につきましては、利子収入の増などに伴う積立金の追加、24 ページになりますが、28 節につきましては、利子収入の増に伴う繰出金の追加であります。

次に、18 目協働のまちづくり支援費 17 万 3,000 円の追加でございます。

1 節につきましては、戸数割の減に伴う減額、19 節につきましては、主に公区におけます環境美化や防災活動の増加に伴う交付金の追加、20 節につきましては、公区活動中の事故に伴い見舞金を追加

するものであります。

次に、19目総合支所費107万6,000円の減額でございます。

1節以下、いずれも事業費確定に伴う執行残であります。

25ページになります。

20目新庁舎建設事業費2,383万1,000円の減額でございます。

事業費確定に伴う執行残であります。

21目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費（地域消費喚起型）7,515万9,000円の追加でございます。

26ページになりますが、22目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費（地方創生先行型）1億1,299万7,000円の追加でございます。

いずれも国の補正予算により創設された、新たな交付金事業であります。交付金ごとに目を新設して予算を計上するものであります。

28ページになります。

2項徴税费、2目賦課徴収費100万円の追加でございます。

個人住民税の修正申告などによる還付金を追加するものであります。

3項1目戸籍住民登録費162万円の減額でございます。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に係るシステム改修経費の執行残であります。

29ページになります。

4項選挙費、2目農業委員会選挙費71万3,000円の減額でございます。

無投票となったことによる各報酬の執行残であります。

5項1目統計調査費118万9,000円の減額でございます。

指定統計調査に係る調査員報酬の執行残であります。

30ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費6,229万4,000円の追加でございます。

1節及び9節につきましては、主に民生委員の辞任に伴う執行残、11節から19節までにつきましては、臨時福祉給付金事業に係る執行残、28節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金であります。財源の不足分などに対し、繰出金を追加しようとするものでございます。

3目障害者福祉費147万6,000円の追加でございます。

8節につきましては、職場体験参加者数の減、19節につきましては、利用者数の減に伴う負担金の減、20節につきましては、サービス利用者の増加などに伴う追加であります。

31ページになります。

6目老人福祉費1,201万6,000円の減額でございます。

13節につきましては、高齢者食の自立支援サービスに係る食数の減、14節につきましては、緊急通報装置の設置台数の減、28節につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、7目後期高齢者医療費1,828万5,000円の減額でございます。

19節につきましては、前年度の療養給付費負担金の確定に伴う減額。

32ページになります。

28節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

次に、11目保健福祉センター管理費266万3,000円の減額でございます。

12節につきましては、通話量の増加に伴う追加、15節につきましては、入札に伴う執行残であります。

次に、12目老人福祉センター管理費82万7,000円の追加でございます。

11節の細節22につきましては、使用量の増に伴う追加、細節40につきましては、施設の屋根の張りかえなどに伴う修繕料の追加であります。

次に、13目ふれあいセンター福寿管理費60万8,000円の減額でございます。執行残であります。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費 3,892万1,000円の減額でございます。

12節及び19節につきましては、子育て世帯臨時特例給付金事業に係る執行残、20節につきましては、支給対象児童数の減に伴う児童手当の減額であります。

34ページになります。

2目児童医療費 194万円の追加でございます。

医療費の増加に伴う追加であります。

3目常設保育所費 1,909万7,000円の減額でございます。

4節及び7節につきましては、軽度発達障がい児等の対応のため、常勤の臨時保育士を配置する予定でしたが、保育士の応募が少なく、臨時保育士の不足分を代替保育士で対応したことにより、執行残であります。

次に、4目へき地保育所費 205万8,000円の減額でございます。

4節、7節いずれも、保育士配置数の減少に伴う執行残であります。

5目発達支援センター費 7万5,000円の追加でございます。

南十勝こども発達支援センター負担金の確定に伴う追加であります。

6目児童館費 312万5,000円の減額でございます。

4節及び35ページの7節につきましては、指導員配置数の減少に伴う執行残であります。

7目子育て支援センター費 380万2,000円の減額でございます。

4節、7節いずれも、再任用職員の配置に伴う執行残であります。

○議長（古川 稔） 副町長、説明の途中で申しわけないのですが、まだ二、三十分かかりそうなので、大変申しわけございませんが、説明の途中であります、この際、11時15分まで休憩させていただきます。

11:05 休憩

11:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） それでは、35ページの4款衛生費からになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費 140万5,000円の減額でございます。

水痘ワクチン等医薬材料費の執行残であります。

次に、3目保健特別対策費 170万円の減額でございます。

いずれも、健診受診者数の減少に伴う減額であります。

36ページになります。

5目環境衛生費 576万3,000円の減額であります。

11節から19節までにつきましては、執行残、28節につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

次に、6目水道費 8,332万4,000円の追加でございます。

19節につきましては、水道事業の高料金対策に係る水道事業会計への補助金であります。

なお、本補助金につきましては、普通交付税で50%、特別交付税で30%が補填されるものであります。

24節につきましては、耐震性貯水槽整備事業に係る水道事業会計への出資金であります。

28節につきましては、簡易水道特別会計への繰出金であります。

2項清掃費、1目清掃総務費 517万7,000円の減額でございます。

11節につきましては、執行残、19節につきましては、いずれも負担金の確定に伴う減額であります。

37ページになります。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費 139 万円の減額でございます。

13 節につきましては、事業費確定に伴う減額、15 節につきましては、執行残であります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 488 万 6,000 円の減額でございます。

19 節の細節 23 につきましては、北海道の補助採択により、実施団体であります「ゆとりみらい 21 推進協議会」へ直接交付されることとなりましたことから減額するものであります。

細節 25 につきましては、事業費の確定による減額、細節 28 につきましては、農地の利用がなかったことによる減額、細節 29 につきましては、給付要件を満たさなくなったことに伴う減額であります。38 ページになります。

4 目農業施設管理費 109 万 7,000 円の減額でございます。

執行残であります。

5 目畜産業費 396 万 6,000 円の減額でございます。

18 節につきましては、北海道農業公社からの公社牛譲渡事業に係る追加であります。

19 節の細節 13 及び細節 14 につきましては、北海道における事業費調整等により、事業費が変更になったことに伴う補正であります。

細節 21 につきましては、公社牛譲渡事業に係る管理料負担金を追加するものであります。

39 ページになります。

6 目町営牧場費 192 万 8,000 円の減額でございます。

7 節につきましては、作業量の減少などに伴う執行残、13 節につきましては、契約単価の減少に伴う執行残であります。

7 目農地費 3,127 万 7,000 円の減額でございます。

13 節及び 15 節につきましては、事業費の確定に伴う執行残であります。

19 節につきましては、いずれも事業量の減に伴う執行残、28 節につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金であります。

次に、8 目土地改良事業費 4,239 万 5,000 円の減額でございます。19 節の細節 3 につきましては、負担金の確定に伴う減額、細節 5 から 40 ページの細節 10 までにつきましては、北海道における事業調整により事業費が変更になりましたことから、それら所要額について補正するものであります。細節 11 につきましては、事業費の確定に伴う執行残であります。

41 ページになります。

2 項林業費、2 目育苗センター管理費 152 万 4,000 円の減額でございます。

13 節につきましては、入札に伴う執行残、16 節につきましては、北海道種苗協会からの配分量の減に伴う減額であります。

42 ページになります。

7 款 1 項商工費、1 目商工振興費 205 万円の減額でございます。

空き店舗対策事業に対する新規事業者分の執行残でございます。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 6,688 万 9,000 円の追加でございます。

13 節につきましては、今後の降雪に係る除雪等に当たりまして、追加しようとするものであります。

18 節につきましては、入札等に伴う執行残であります。

2 目地籍調査費、250 万円の減額でございます。

事業費確定等に伴う執行残でございます。

43 ページになります。

2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費 3,471 万 4,000 円の減額でございます。

13 節以下、事業費確定等に伴う補正であります。

45 ページになります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 1,588 万 2,000 円の減額でございます。

13 節につきましては、事業費の確定に伴う執行残、28 節につきましては、公共下水道特別会計への

繰出金であります。

2目都市環境管理費 286万5,000円の減額でございます。

11節以下、執行残であります。

次に、3目都市施設整備費 2,432万4,000円の減額であります。46ページにかけてであります、いずれも、事業費確定等に伴う執行残であります。

9款1項消防費、1目常備消防費 1,003万5,000円の減額でございます。

東十勝消防事務組合に対する分担金の減額であります、各事業の執行残が主なものであります。47ページになります。

2目非常備消防費 182万6,000円の減額でございます。

消防団員の費用弁償等の減額が主なものであります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費 149万5,000円の減額でございます。

4節につきましては、臨時職員等の配置減による執行残、11節につきましては、車両等修繕料の追加、14節につきましては、複写機使用量の増加に伴い、所要の費用を追加するものであります。

次に、6目学校給食センター管理費 511万6,000円の減額でございます。

4節及び7節につきましては、嘱託職員の欠員に伴う減額、11節につきましては、食数の減に伴う執行残。

48ページになりますが、18節につきましては、入札に伴う執行残であります。

2項小学校費、1目学校管理費 132万6,000円の減額でございます。

北海道から事務職員が配置されたことに伴う減額であります。

3項中学校費、1目学校管理費 60万3,000円の追加、あわせまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費 9万2,000円の追加でございます。

昨年11月からの電気料金の値上げによりまして、予算に不足が見込まれますことから、追加をするものであります。

49ページになります。

5項社会教育費、3目保健体育費 285万2,000円の追加であります。

7節及び8節の細節1につきましては、執行残、8節の細節3につきましては、助成対象者数の減、11節につきましては、体育施設等設備の修繕に係る費用の追加、15節につきましては、幕別町民プールの屋根補修工事であります、昨年12月の大雪により上屋シートが被災したため、補修工事を追加するものであります。なお、建物災害保険により、当該工事費のおおむね6割が補填される見込みであります。

4目町民会館費 234万8,000円の減額でございます。

11節以下、いずれも執行残であります。

7目スポーツセンター管理費 355万5,000円の減額でございます。

7節につきましては、嘱託職員の欠員に伴う減額、11節から50ページの15節までにつきましては、執行残であります。

11款1項公債費、1目元金 1,456万円の減額でございます。

平成26年3月に実施いたしました繰上償還に伴い、本年度分の元金を減額するものであります。

次に、2目利子 2,313万1,000円の減額でございます。

当初予算時におきまして、平成25年度債借入利息を2.0%程度と予定していたところではありますが、実効金利において0.4%から1.2%程度となりましたことから、それら軽減分を減額するものであります。

12款職員費、1項1目職員給与費 437万9,000円の追加でございます。

2節につきましては、年度途中の退職者に係る執行残であります。

3節につきましては、時間外勤務時間数の増加による手当の追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げますので、11 ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 606 万 6,000 円の追加でございます。

2 目法人、2,712 万 4,000 円の追加でございます。

2 項 1 目固定資産税 1,246 万円の追加でございます。

3 項目軽自動車税 189 万 3,000 円の追加でございます。

12 ページになりますが、4 項 1 目町たばこ税 1,868 万 9,000 円の追加でございます。

売り渡し本数の増に伴う追加であります。

5 項 1 目入湯税 181 万 9,000 円の追加でございます。

主に宿泊者数の増加に伴う追加であります。

2 款地方譲与税、3 項 1 目地方道路譲与税 1,000 円の追加でございます。

旧法によります地方道路譲与税の課税分に係る追加であります。

10 款 1 項 1 目地方特例交付金 91 万 6,000 円の追加でございます。

交付額の確定に伴う追加であります。

13 ページになります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 3,316 万 1,000 円の追加でございます。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 2,064 万 2,000 円の減額でございます。

細節 4 の農業基盤整備促進事業分担金につきましては、事業費の減、その他の分担金につきましては、道営事業の事業費調整等に伴う補正であります。

2 項負担金、1 目民生費負担金 200 万円の追加でございます。

老人福祉施設入所に係る受益者負担金の追加であります。

14 ページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、3 目衛生使用料 90 万円の追加でございます。

利用件数等の増加による追加であります。

4 目農林業使用料 151 万 3,000 円の減額でございます。

預託頭数の減少による入牧料の減額が主なものであります。

2 項手数料、3 目衛生手数料 290 万 5,000 円の減額でございます。

ごみ処理手数料の減額であります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 2,297 万 5,000 円の減額でございます。

1 節の細節 1 につきましては、事業費の確定に伴う国負担分の追加、細節 2 以下につきましては、それぞれ事業量の増減に伴う国負担分の補正であります。

2 節につきましては、児童手当に係る国負担分の減額であります。

15 ページになります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 8,544 万 8,000 円の追加でございます。

1 節の細節 2 につきましては、社会保障・税番号制度に係るシステム改修費に対する補助金であります。

細節 3 につきましては、役場新庁舎の入札減等に伴う減額であります。

細節 5 及び細節 6 につきましては、国の補正予算により創設された交付金であります。

2 目民生費補助金 2,542 万円の減額でございます。

1 節につきましては、臨時福祉給付金事業の事業費確定に伴う減額、2 節の細節 1 及び細節 5 につきましては、国の補助制度の改正に伴う国庫補助金の組み替えであります。

細節 2 及び細節 3 につきましては、子育て世帯臨時特例給付金事業の事業費確定に伴う減額であります。

3 目衛生費補助金 60 万 2,000 円の減額でございます。

事業費の減少に伴う減額であります。

次に、4 目農林業費補助金 4,500 万円の減額でございます。

国の補助制度から北海道の補助制度へ改正されたことによる皆減であります。

5目土木費補助金 1,388万4,000円の減額でございます。

1節の細節2につきましては、交付決定額の減に伴う減額、細節4につきましては、平成25年度の国の補正予算において創設された「がんばる地域交付金」であります。

昨年12月に総額で1,320万円の交付決定を受けたところであり、本交付金の実施計画に基づき、道路新設改良費の財源として追加するものであります。

2節につきましては、事業費確定等に伴う減額であります。

16ページになります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金 1,630万円の減額でございます。

1節の細節1及び細節7につきましては、事業費の確定に伴う道負担分の減額、細節3から細節5までにつきましては、それぞれ事業量の増減に伴う道負担分の補正であります。

2節につきましては、児童手当に係る道負担分の減額であります。

次に、3目土木費負担金 142万5,000円の減額でございます。

事業費確定等に伴う減額であります。

2項道補助金、3目労働費補助金 121万6,000円の減額でございます。

事業量の減少に伴う減額であります。

次に、4目農林業費補助金 256万8,000円の追加でございます。

1節につきましては、事業費確定等に伴う減額、2節につきましては、草地整備に係るパワーアップ事業であります。北海道の事業費調整等に係る追加、3節の細節3につきましては、対象事業費の増に伴う追加、細節4につきましては、畑総整備に係るパワーアップ事業であります。北海道の事業調整等に係る減額であります。細節5につきましては、国の補助制度から北海道の補助制度へ制度改正されたことによる追加、細節6につきましては、国の制度拡充に伴うものであり、受益者負担金に対する補助金の追加であります。

4節の細節1及び細節2につきましては、事業費確定等に伴う減額、細節5につきましては、農畜産物等の有害鳥獣被害対策経費のうち、エゾシカの捕獲分に対する交付金の追加であります。

6目総務費補助金 1,030万円の追加でございます。

1節の細節2につきましては、役場新庁舎の入札減等に伴う減額であります。

細節3につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費（地域消費喚起型）で説明いたしましたプレミアム商品券発行事業に対する道補助金であります。

7目商工費補助金 96万1,000円の追加でございます。

消費者行政の強化に取り組む地方公共団体に対する交付金を新たに追加するものであります。

3項道委託金、1目総務費委託金 149万円の減額でございます。

指定統計業務の事業確定に伴う減額であります。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金 149万7,000円の追加でございます。

18ページにかけてであります。各種基金の運用に係る利子収入であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入 696万9,000円の追加でございます。

1節につきましては、皆伐材の総量の減少に伴う減額、2節につきましては、宅地分譲等に係る町有地売払収入の追加であります。

2目物品売払収入 3万8,000円の追加でございます。

公社貸付牛に係る譲渡代の追加であります。

18款1項寄付金、1目一般寄付金 3,611万8,000円の追加でございます。

寄付金収入の追加であります。

19ページになります。

21款諸収入、5項4目雑入 82万円の追加でございます。

2節につきましては、食数の減に伴い減額するものであります。

4節の細節3から細節47までにつきましては、各種事業費の確定等に伴う補正、細節52につきましては、幕別町民プール屋根補修に係る保険金収入、細節54につきましては、植樹事業等に対する公益財団法人似鳥文化財団及び株式会社ニトリホールディングスの共同事業による助成金であります。細節58につきましては、英会話体験事業に係る参加料の追加であります。

5節につきましては、一般会計における予防費用等に係る国民健康保険特別会計からの負担金の追加、6節につきましては、一般会計における広報費用に係る後期高齢者医療特別会計からの負担金を追加するものであります。

22款1項町債、1目総務債550万円の減額、2目衛生債50万円の減額、4目農林業債1,960万円の減額、20ページになりますが、5目商工債20万円の減額、6目土木債4,450万円の減額、21ページになりますが、7目消防債60万円の減額、8目教育債350万円の減額、9目臨時財政対策債288万3,000円の追加であります。

地方債補正でもご説明させていただきましたが、地方債対象事業費の確定等に伴う補正であります。また、9目につきましては、普通交付税の振替債であります。発行額確定に伴う追加であります。なお、補正前と比較いたしますと、7,151万7,000円を減額し、地方債全体では平成26年度起債発行予定額を13億8,758万3,000円とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 4点ほどお尋ねいたします。

初めに、7ページの債務負担行為の補正であります。特に保健福祉センターであるとか、ふれあいセンター、前段のほうにもあるのですけれども、契約更新に伴う債務負担行為が示されております。

契約を更新する際に、いつも懸念されることではありますが、一つには、これまで仕事をしてきた方たちの仕事がなかなか保障されるような形になっていくというのは難しいのだと思うのですが、そういったことに対する懸念はないかということと、それから労働時間、労働条件そのものが新たな契約の中では向上されているのでしょうか。

次、25ページ、総務費、29地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金にかかわりまして、19負担金補助金及び交付金の3プレミアム商品券発行についてであります。内容につきましては、説明資料等に詳細が書かれておりますが、この使用の範囲ですね、プレミアム商品券が町民が手にして使うことのできる相手業者の範囲、これはどの範囲までになっているのか。さらに、消費を喚起するということですから、基本的には買い物に対するものというふうに考えるのですけれども、しかし、住民の利用する立場からいえば、買い物だけではなくて、例えばですが、介護保険の利用料等に使うとか、地元業者ですね、そういったことも可能なかどうか、伺います。

次、31ページの6目老人福祉費、13節委託料であります。高齢者食の自立支援サービス委託料、これが210万5,000円の減額になっています。たしか昨年の年度末にも減額の補正が組まれたというふうに思います。この事業の今一体利用者はどれだけいて、予想される利用料よりもどれくらい減ってきているのか。高齢者がふえていることを考えれば、本来は利用がふえていくというふうを考えるのですけれども、これが減ってきているという要因はどこにあるのか、業者数というのは今、幾つの業者でどういう実態になっているのか伺います。

最後であります。34ページの民生費、3目常設保育所費の7節臨時保育士賃金であります。減額の幅が非常に大きくて1,608万円の減額であります。説明では、常勤の保育士の応募がなかったことで、結局その臨時でも補えず、代替で補ったということとあります。これ人数にして何人だったのか。そして、応募がなかったというのは結局その条件にもかかわってくるのではないかと思います。うちの条件は他町村から比べてどうなのか。しかも臨時でも補えず代替になったというふうになれば、資格要件も出てくるのではないかと思います。代替の方たちも全部有資格者で補ってこられたのか伺います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず、債務負担行為の関係でございますけれども、役場庁舎ですとか保健福祉センターの清掃とか管理業務の関係、今回、債務負担行為を更新して行って、改めて契約ということになりますけれども、業者の方といたしまして、受注された業者の方が雇用する職員の方につきましても、業者の受注された業者のほうで確保をしていただくということになってございますので、その辺については実施された業者にお任せするしかないのかなというふうに思っております。

それから、労働条件の関係でございますけれども、今回の債務負担行為の限度額の設定に当たりましても、積算に当たりましても、労務単価等の上昇分については見込んでおります。さらに、法定保険等の加入につきましても、引き続き指導の徹底をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問の2点目であります。

まず、1点目の使用できる事業所の範囲であります。今回の商品券につきましては、消費の喚起ということが第一の目的でありますので、幅広い事業所で使われることが必要だというふうに私どもも考えてございます。実際の公募は予算の議決をいただいた後、商工会で行いますけれども、商工会の会員事業所はもとより、大型スーパーなどであり、商工会の賛助会員の事業所、さらには、商工会の会員以外の事業所につきましても、広く公募をして事業所を募りたいというふうに考えております。

2点目の商品券が使用できる範囲、例えば介護保険の利用料等でございますけれども、今回商品券につきましては、国の交付金を利用させていただきます。そういったことで、国からQ&Aですとか、さまざまな参考資料が来ております。その中で、医療サービスにつきましては、これは一種の必要経費というものでありまして、新たな消費喚起にはつながらないのではないので対象とはならないというふうにされておりますので、使用できる範囲は地元の商店などの商品ですとかサービスを対象としたというふうに考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 高齢者食の自立支援サービスの状況ですが、今年度、利用者の状況につきましては、実利用者61名、昨年実利用者87名ですから、26名ほど減少しております。また、まだ年度途中でありますので、今年度の食数の見込みといたしましては、約1万食、昨年度が1万1,710食ですから、約2,000食弱は減少している状況であります。この食事の減少数の要因といたしましては、やはり特養や老健また転出、お亡くなりになられたことによって利用が廃止になる場合が非常に多いのかなと。また、実際に利用されている方の8割は、介護認定を受けられていることから、訪問介護やデイサービス、そういった介護保険サービスの中で一定の食事が提供されていることも食事数が減少している要因の一つかと思っております。

また最近、コンビニエンスストアや生協などで、低カロリーの配食サービスが展開されておりますことから、こういったことも給食数が減少している要因の一つではないかと考えています。

次に、事業者数でございますが、現在、幕別本町3事業者、忠類1事業者の4事業者で配食事業を行っております。

以上です。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 保育所の臨時保育士の賃金についてであります。保育士の、臨時保育士の確保ということですが、当初予定は31名、その内訳が通常14名、加配分として17名、そのうちの通常の14名につきましては確保できておりまして、加配分の17名に対する者の8名は確保しておりまして、残り9名分が不足している状態を、代替の保育士さんで対応しているという状態でありました。免許については、代替の保育士さんについては、その免許の有資格はとっていないものです。

から、いる方いない方、両方いらっしゃるということでございます。

臨時保育士等の雇用条件ということでありますけれども、管内的に比較いたしますと、音更がかなりいいと思います。帯広市、あと芽室町と比較しますと、1日当たりの単価につきましては幕別のほうが若干高いのではないかと、そのような現状であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） まず、債務負担行為のほうですが、賃金アップの分は見ましたよということではありますが、何%上げられたのかということでもあります。部長おっしゃられるように、雇用の継続については、基本的には雇用者側の考えで行われていくというのは、それは当然のことだというふうに思いますが、しかし現実には、その同じ仕事を携わっている人たちにしてみれば、契約の相手が変わることによって、仕事を失いかねないという状況も生まれるのも現実であります。その辺の契約上はならないとは思いますが、今なかなか労働者が不足するという状況もありますので、一定の町としてのそういった雇用契約、雇用の継続につながるような、可能な働きかけ、行える範囲での働きかけが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

それと、プレミアム商品券であります。消費の喚起ということでもありますから、消費の拡大につながることで、つまり、介護の利用料やいろんなものに使う、これは消費というふうには言えませんが、喚起につながらないということでもだめですよということなのではございますけれども、たしか1月の国会質問中の答弁で、そういったその介護の利用料等にも拡大して使うことをよしとする答弁があったやに記憶しております。そういうものがあるものですから、お尋ねしたのです。できるだけ、いろんな方がこのプレミアム商品券活用する以上は、その手にした人の必要に応える形の利用が可能にしていくのが大事だと思うのですよね。

商工会だけではなくて、準会員、それからさらに公募ということでもありますから、町内の全体の業者が対象になるというふうに思うのですけれども、これからのことでどのぐらいの業者になるかというのはなかなか難しいと思いますが、担当としてはどのぐらい押さえて事業に取り組もうとしているのか、前段のそういった国会答弁があるということと後段のどのぐらい考えて取り組むのかということでもあります。

次、食の自立支援のほうなのではございますけれどもね、介護施設等に入られる、特養に入られるそういった方が中断する、これは当然起こり得ると思います。しかし、ひとり暮らしの高齢者の総数はふえているのではないのでしょうか。利用の対象となる人は、年度初めから今比べてふえてはいませんか。どんどんこういうふうに施設に入っていても、また新しい必要とする人が生まれてきているというのが現状だと思うのですよね。その辺は具体的な数字でどんなふうになっているのでしょうか。

それと、コンビニですとか低カロリーの配食が民間ベースで始まっているということでもあります、この利用されている方の実態、割合などは押さえていらっしゃるのでしょうか。

結局、町で配食している給食についても、カロリーであるとか高齢者にふさわしい内容に研究されて届けていられるというふうに思うのですよね。ですけれども、減っていくというのには何か理由がある。例えばそれが価格なのか、それともメニューの中身なのか、そういったことも含めてどのように認識されているのでしょうか。

最後の臨時保育士のことであります。1,600万円ということでもありますから、9名の分ということですね。大変欠員のほうが多かったわけですね、実際予定していたのが17名で8名しかついていただけなかったということでもありますから。これはやっぱり大変なことだと思うのですよね。

それで、今、条件のことで言えば、やはり私も聞いているところは音更のほうが条件がいいので、幕別ではなくて音更に向かうというのがあるのだということには実際に聞いております。

こういった点では、臨時保育士、臨時職員、働いてもなかなか暮らせるだけの賃金にならないということ、この間、随分問題にしてきましたけれども、一体その条件、どんな条件で募集されているのか。賃金は幾らなのか、そして音更町との差はどれだけあるのか。そういったことを克服すれば有資格者の保育士できちっと保育することが可能だったのではないかと、その辺はどのように手だてをと

られてきたのか。結果としてこういう事態になったというのはやはり、代替さんも資格要件あるなし、どれだけ資格持っている人たちがついていたのかわかりませんが、無資格の方たちに担当していただくということが長く続くということは、やはり行政としては改善していくべきことだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず、債務負担にかかわる施設の管理等にかかわります賃金のアップ率なのですけれども、今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、具体的な数値については申し上げられませんけれども、平成 26 年度の人事院勧告のアップ率についての引き上げを行っているところであります。

それと、雇用継続にかかわる町からの働きかけというようなご質問でございますけれども、前回の債務負担行為によるこういった施設の管理にかかわります業務委託の関係につきましては、例えばその受注業者が変わったとかというような場合がございます。そういった場合につきましては、新たに受注された業者の方が、業者のほうでもともといらっしゃる精通している職員の方をそちらのもともとの業者のほうから引き継いでいらっしゃるというような実態も把握をしております。

以上であります。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 次に、プレミアム商品券についてであります。

ご質問の 1 点目、国会答弁でもありましたということで、医療サービス等にも使えるようにしてはということですが、今回のプレミアム商品券、発行事業の目的につきましては、まず 1 点目の目的といたしましては、地域における個人消費を喚起するというので、プレミアムをつけることによって通常の買い物のほかに、晩御飯のおかずでしたら、もう一品買おうかなとかそういったことをしていただきたいということで、消費喚起を図りたいというのが 1 番目の目的であります。

もう一つ目的がありまして、そういったことによって、また町内事業所の商店街だとかそういったところの地域経済の活性化というのも 2 番目でございます。先ほども申し上げましたけれども、国から示されております Q&A では、そういった医療サービスについてはやはり必要経費ということで、新たな消費喚起にはなかなかつながらないということで、原則対象としないということになっておりますので、私どももそういった考えで対象としないというふうに考えてございます。

次、2 点目の事業所の数であります。現在、商工会の事業所会員数は、正会員が 326 会員ございます。大型スーパーなどの賛助会員が 27 事業所あります。合計で 353 あります。この中には金融機関さんですとか、賛助会員の中では、そういった商品券が使えないような事業所もありますので、全事業書というわけにはいきませんが、正会員、賛助会員、353 事業所ありますので、なるべくそこに近い数の事業所には入っていただきたいというふうに考えてございます。また、会員の組織率が今現在 59% ですから、残り 250 程度の町内には事業所がございます。そういったところの事業所の今回の商品券の目的を十分説明して、なるべく多くの事業所に取り組んでいただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 高齢者食の自立支援サービスの関係なのですが、1 点目、確かにひとり暮らしの高齢者がふえているということは認識しております。それについては、今、答えておりませんが、実態といたしましてはやはり昨年度で申し上げますと、実際に利用されている方の中で施設入所や転出されている方のほうは新規でこのサービスを利用される方を上回ることから年々減少していると。

それと、この事業が始まった当初に比べて、やはり先ほど申し上げました介護サービスを利用されている方が非常に多くなっていることから、実際に利用されている方の実食数も減っていることも要因と思われます。

この事業につきましては、やはり高齢者の栄養のとれた食事の提供と安否確認という趣旨がありま

すので、このことを鑑みまして、今後も利用者がふえていくよう広報周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、コンビニの利用状況なのですが、申しわけありませんが、この実態については把握しておりません。

それと3点目、カロリーを配慮した食事の提供ということなのですが、ひとつカロリー計算を伴いますと、やはり食事の提供事業者のほうに一定の栄養士等の資格が要る方が必要なのかと。そうしますと、これが実際、人件費がまた価格のほうにはね返ることも想定されております。そういったことから、今の状況の中では、今実際650円の負担で実際400円自己負担いただいておりますが、こういったことが人件費含めて価格の反映があるのではないかということから難しいのかなと考えております。

しかしながら、将来、次期介護保険事業化計画では、多様なサービスといたしまして配食サービスも取り入れたような事業も考えておりますことから、こういった面も今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 保育士の賃金についてであります。条件等ですね。現在、賃金につきましては、日額制となっております。平成25年にまず単価を4%アップといたしますか、上昇しまして、経験年数に応じまして4段階に区切っております。日額ですね、有資格ということで7,260円から1年経験が7,360円、2年経験が7,460円、3年以上で7,560円となっております。

あと、保育士の最近確保が大変だというのは、やはり保育人数の拡大で、どこも正直言います、市町村も保育士の確保が大変で、今、実際は処遇改善の競争といいたいでしょうか、そういう形にはなっておりますが、今回、平成27年度の予算で提案させていただく中では、新たに日額制から月額制にするとか、さらなる単価アップとか図っていることを提案するところでございます。

あと、音更町につきましては、既に月額制を始めておりますものですから、うちも新たに予定、提案させていただいているところでございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 債務負担行為のほうは理解をいたしました。

プレミアム商品券は、Q&Aに基づいてやられていくということでもありますから、その範囲を超えないのだろうなということもありますけれども、恐らくそのQ&Aが出た後の新たな動きというふうには認識しております。そういう点も十分研究されて、消費の喚起、確かに消費の喚起というのが目的ですから、こういった商品券がいつか出されるということは、お買い物に使われるとは思いますが、全体の不況の中では、必要なものを買っていくと、これがこの分全部売り上げが上がるというのものなかなか難しい状況。つまり暮らしの応援に回る実情が強いと思います。そういう点では、医療というよりは介護サービスということでお話ししたのですが、その後の動きなども十分把握されまして、適切な対応をしていただきたい、要望も含めて申し上げたいと思います。

それから、給食のほうは、割合などはわからないということでもありますから、せっかくの事業でありますから、有効に生かされて住民の皆さんのサービス向上につながることを望ましいというふうには思います。介護保険等の利用で例えばデイサービスで食事をされる方がふえるとか、そういうのが実際にあるのだろうというふうには思います。ただ、当初の利用からは26名ですか、割合からいってかなりの割合ですね、少なくなっているということは、やはりカロリー計算がどこまでできるかということもありますけれども、食味やあるいは高齢者にとってふさわしい中身、そういったことは十分検証されていらっしゃるのですよね。つまり、業者の方たちが提供しているものを定期的に担当のほうで試食するなりチェックするなりということも含めてやられて、そして価格の面でもコンビニですとか、そういった低カロリーのものがどのぐらい出ているのかということも、やっぱり全体としてはこういう事業に取り組んでいる以上は把握をきちっとして、そういった環境の中でもきちっと利用でき

る、利用したくてできないのだよという人をつくらないということですね。そういうことも含めて今後の改善が必要ではないかというふうに思います。

臨時職員については、来年度から月額に改善されるということでもありますから、これは期待をしたところではありますが、そもそも保育所の中で臨職が10名も20名も配置しなければやっていけないというような体制にもやはり問題があると思います。その点も含めて善処を提案として申し上げて終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） それでは、ほかに質疑のある方おられます。
（なしの声あり）

○議長（古川 稔） それでは、ほかに質疑はなしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
この際、13時まで休憩いたします。

12:06 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、議案第11号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第22、議案第18号、平成26年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までの8議件を一括議題といたします。

説明を求めます。
高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第11号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ695万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ35億2,268万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと思います。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費100万円の追加でございます。

主に、柔道整復師の利用増に伴う追加であります。

2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費280万円の追加でございます。

高額療養費の増加に伴う追加であります。

8款2項保健事業費、1目保健衛生普及費287万3,000円の追加でございます。

一般会計におけるインフルエンザ予防接種事業等に対する負担金であります。

7ページになります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金28万2,000円の追加でございます。

国の財政調整交付金に係る精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。4ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税5,000万円の減額でございます。

現年課税分の保険税の減額であります。一般被保険者に係る所得の減少及び被保険者数の減少により、減額するものであります。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 3,842 万 4,000 円の減額でございます。
普通調整交付金の交付額の減に伴う減額であります。

5 款道支出金、2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金 143 万 6,000 円の追加でございます。
インフルエンザ予防接種事業等に係る一般会計への負担金に対する 2 分の 1 の交付金であります。

6 款 1 項共同事業交付金、2 目保険財政共同安定化事業交付金 2,223 万 9,000 円の減額でございます。

交付金の確定に伴う減額であります。

5 ページになります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 8,513 万 4,000 円の追加でございます。

1 節から 5 節までにつきましては、負担区分に応じた補正であります。

6 節につきましては、国保財政運営における財源不足額について、一般会計からの繰り入れを行う
こととしたものであります。

8 款 1 項 1 目繰越金 3,104 万 8,000 円の追加でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、8 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 12 号、平成 26 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明
を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,971 万 6,000 円を減額し、予
算の総額をそれぞれ 3 億 4,170 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、9 ページ、10 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳
出予算補正」をご参照いただきたいと思ひます。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

13 ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 11 万 8,000 円の追加でございます。

一般会計における広報費用に対する負担金であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1,983 万 4,000 円の減額でございます。

19 節の細節 3 につきましては、事務費の確定に伴う減額、細節 4 につきましては、保険料の減及び
保険基盤安定負担金の確定に伴う納付金の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

11 ページまでお戻りをいただきたいと思ひます。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 1,144 万円の減額でございます。

1 節につきましては、被保険者数の当初見込みに対する減等に伴う現年度分の減額、2 節につつま
しては、滞納繰越分の減額であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 922 万 4,000 円の減額でございます。

1 節につきましては、広域連合における共通経費の精算に伴う減額、2 節につきましては、保険料
軽減分の額の確定に伴う減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 83 万円の追加でございます。

12 ページになります。

6 款 1 項広域連合支出金、1 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 11 万 8,000 円の追加でござ
います。

医療制度の広報費用に係る広域連合からの交付金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、14 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 13 号、平成 26 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明を申し上
げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,401 万 7,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 23 億 6,365 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、15 ページ、16 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明を申し上げます。

20 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 204 万 2,000 円の追加でございます。

介護報酬の改定等に伴うシステム改修費用の追加であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費 3,350 万円の減額でございます。

細節 3 につきましては、特定施設入居者生活介護の利用者数の減に伴う減額、細節 4 につきましては、居宅介護福祉用具の購入件数の増に伴う追加であります。

21 ページになります。2 目地域密着型介護サービス等給付費 5,000 万円の減額でございます。

要介護者のグループホーム利用者数の減に伴う減額であります。

22 ページになります。

3 目施設介護サービス給付費 200 万円の追加でございます。

介護老人保健施設の入所者数の増に伴う追加であります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費 450 万円の減額でございます。

細節 3 につきましては、介護予防通所リハビリの利用者数の減に伴う減額、細節 4 につきましては、介護予防福祉用具の購入件数の増に伴う追加であります。

23 ページになります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費 300 万円の追加でございます。

要支援者のグループホーム利用者数の増に伴う追加であります。

24 ページになります。

3 款 1 項 1 目基金積立金 4,648 万 3,000 円の追加でございます。

介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

5 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、1 目 第 1 号被保険者保険料還付金 60 万 8,000 円の追加でございます。

所得更正など介護保険料の還付件数の増加に伴う追加であります。

次に、2 目 第 1 号被保険者還付加算金 15 万円の減額でございます。

執行残であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。17 ページにお戻りをいただきたいと思います。

1 款 保険料、1 項 介護保険料、1 目 第 1 号被保険者保険料 2,174 万 6,000 円の追加でございます。

現年度分の追加及び滞納繰越分の減額であります。

4 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金、1 目 介護給付費国庫負担金 1,480 万 2,000 円の減額でございます。

給付費の減に伴う国庫負担金の減額であります。

2 項 国庫補助金、1 目 調整交付金 416 万 3,000 円の減額でございます。

給付費の減に伴う調整交付金の減額であります。

次に、3 目 介護保険事業費国庫補助金 102 万円の追加でございます。

介護報酬改定に伴うシステム改修費用に対する補助金であります。

18 ページになります。

5 款 1 項 支払基金交付金、1 目 介護給付費支払基金交付金 2,414 万 5,000 円の減額でございます。

給付費の減に伴う支払基金交付金の減額であります。

6 款 道支出金、1 項 道負担金、1 目 介護給付費道負担金 1,225 万 7,000 円の減額でございます。

給付費の減に伴う道負担金の減額であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 938 万 7,000 円の減額でございます。

1 節につきましては、給付費の減に伴う繰入金の減額、4 節につきましては、事務費等その他経費分の追加であります。

19 ページになります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 3,937 万 8,000 円の減額でございます。

9 款 1 項 1 目繰越金 4,709 万 1,000 円の追加でございます。

10 款諸収入、1 項雑入、3 目返納金 25 万 8,000 円の追加でございます。平成 25 年度分の給付に係る返納金であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、26 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 14 号、平成 26 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,493 万 8,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4 億 7,189 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、27 ページ、28 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

29 ページになります。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。幕別簡水整備事業ほか 3 事業につきましては、事業費確定等に伴う起債の借入額について、合計で 1,240 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。32 ページになります。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 1,493 万 8,000 円の減額でございます。

13 節につきましては、駒島浄水場発電機室の建物及び設備の整備計画の見直しを行ったことに伴う委託料の減額であります。

15 節及び 16 節につきましては、事業費確定に伴う執行残、23 節につきましては、新規発行債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

30 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金 33 万 7,000 円の減額でございます。

事業費の確定に伴う減額であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 99 万 7,000 円の追加でございます。

各簡易水道における使用量の増に伴う追加であります。

2 項 1 目手数料 22 万 4,000 円の追加でございます。

給水申請に伴う設計手数料の追加であります。

31 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 732 万 8,000 円の減額でございます。

事業費の減等に伴う一般会計繰入金の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 390 万 6,000 円の追加でございます。

6 款 1 項町債、1 目水道事業債 1,240 万円の減額でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、33 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 15 号、平成 26 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,210 万 4,000 円を減額し、予

算の総額をそれぞれ 11 億 6,198 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、34 ページ、35 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

36 ページになりますが、「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。公共下水道建設事業ほか 1 事業の事業費確定等に伴う起債の借入額について、合計で 210 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

39 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 101 万 8,000 円の減額でございます。

負担金の確定に伴う減額であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 676 万 3,000 円の減額でございます。

13 節以下、事業費確定等に伴う減額であります。

40 ページになります。

3 款 1 項公債費、2 目利子 432 万 3,000 円の減額でございます。

新規発行債の実効金利が低利になったことに伴う、利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

37 ページにお戻りをいただきたいと思います。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金 165 万円の減額でございます。

事業費確定に伴う減額であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,451 万 5,000 円の減額でございます。

事業費の減等に伴う一般会計繰入金の減額であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 616 万 1,000 円の追加でございます。

7 款 1 項町債、1 目都市計画事業債 200 万円の減額でございます。

事業費確定に伴う減額であります。

2 目資本費平準化債 10 万円の減額でございます。

発行額確定に伴う減額であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、41 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 16 号、平成 26 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 426 万 2,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 1 億 8,254 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、42 ページ、43 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

44 ページになります。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴う起債の借入額について、190 万円を減額するものであります。

歳出からご説明を申し上げます。

46 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 458 万 6,000 円の減額でございます。

事業費確定に伴う工事費の減額であります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 61 万 3,000 円の追加でございます。

12 節につきましては、汚泥量の増加に伴う追加、13 節につきましては、事業費確定に伴う執行残であります。

47 ページになります。

3 款 1 項公債費、2 目利子 28 万 9,000 円の減額でございます。

新発債の実効金利が低利になったことに伴う、利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。45 ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 13 万 7,000 円の減額でございます。

浄化槽の入槽区分の変更に伴う分担金の減額であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 362 万 3,000 円の減額でございます。

事業費の減等に伴う一般会計繰入金の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 139 万 8,000 円の追加でございます。

6 款 1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 190 万円の減額でございます。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、48 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 17 号、平成 26 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 255 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 6,605 万 6,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、49 ページ、50 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思っております。

歳出からご説明を申し上げます。

52 ページになります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 255 万円の減額でございます。

事業費確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

51 ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目排水処理施設管理費補助金 248 万 3,000 円の減額でございます。

事業費確定に伴う減額であります。

4 款繰入金、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 10 万 5,000 円の減額でございます。

5 款 1 項 1 目繰越金 3 万 8,000 円の追加でございます。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、53 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 18 号、平成 26 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算第 2 条につきましては、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正で、収益的収入のみの補正でございます。

第 1 款水道事業収益既決予定額 6 億 4,211 万 5,000 円に、補正予定額 9,110 万 8,000 円を追加し、7 億 3,322 万 3,000 円と定めるものでございます。

次に、補正予算第 3 条につきましては、資本的事業会計であります第 4 条予算に対する補正でございます。

収入であります。第 1 款資本的収入既決予定額 2,320 万円から、補正予定額 91 万 2,000 円を減額し、2,228 万 8,000 円と定めるものでございます。

支出であります。第 1 款資本的支出既決予定額 4 億 4,488 万 7,000 円から、補正予定額 537 万 5,000 円を減額し、4 億 3,951 万 2,000 円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものでありますが、本補正により不足する額は 4 億 1,722 万 4,000 円に、過年度分

損益勘定留保資金は1億7,977万3,000円に改めるものであります。

54ページをお開きいただきたいと思えます。

収益的収入からご説明申し上げます。

1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金9,110万8,000円の追加でございます。

高料金対策に係る一般会計からの補助金であります。

次に、56ページになります。

資本的支出について、ご説明申し上げます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費278万2,000円の減額でございます。

入札に伴う執行残であります。

2目営業設備費259万3,000円の減額でございます。

事業費の確定に伴う減額であります。

次に、資本的収入をご説明申し上げます。

55ページになります。

1款資本的収入、3項出資金、1目負担区分に基づく出資金45万6,000円の減額、あわせまして、4項補助金、1目国庫補助金45万6,000円の減額でございます。

耐震性貯水槽整備事業の事業費の確定に伴い、一般会計からの出資金及び国庫補助金を減額するものであります。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、8議件について一括して質疑を受けます。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第11号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第12号、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第13号、平成26年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第14号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 15 号、平成 26 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 16 号、平成 26 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 17 号、平成 26 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 18 号、平成 26 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 19 号、幕別町創生総合戦略審議会条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 19 号 幕別町創生総合戦略審議会条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

まち・ひと・しごと創生に関し、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略、都道府県及び市町村の創生総合戦略の作成等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が、昨年 11 月 28 日に公布され、一部の規定が公布日の同日から施行されるとともに、その他の規定についても同年 12 月 2 日に施行されたところであります。

国は、昨年 12 月 27 日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしております。

また、都道府県及び市町村においても、国の総合戦略等の内容を勘案しつつ、創生法第 9 条及び第 10 条において、地方版の総合戦略を定めるよう努めなければならないこととされており、本町においても、平成 27 年度中の策定に向けて準備を進めまいりたいと考えているところであります。

この総合戦略の策定に際しましては、広く関係者の意見を反映していくことが重要でありますことから、本条例は、住民代表や産業界・行政機関・大学・金融機関等で構成する推進組織により、総合

戦略の策定に向けた具体的な協議と、総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関する事項を調査審議するため、町長の附属機関として、幕別町創生総合戦略審議会を設置することを目的に制定するものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1条につきましては、審議会の設置について定めるものであります。

第2条につきましては、審議会の所掌事項を定めるものであります。

第3条につきましては、審議会の組織を定めるものであり、第1項では委員の人数を20人以内とし、第2項の各号において委員の構成を定めるものであります。

第4条につきましては、委員の任期を3年と定めるものであります。

第5条につきましては、会長の設置を定め、その職務を規定するものであります。

第6条につきましては、会議規程を定めるものであります。

3ページになりますが、第7条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第19号、幕別町創生総合戦略審議会条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第24、議案第20号、幕別町保育料条例及び日程第25、議案第25号、幕別町保育条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第20号、幕別町保育料条例、議案第25号、幕別町保育条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに議案第20号、幕別町保育料条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思っております。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、国の基準額を上限に施設型給付費の支給を受ける施設を利用した場合の幕別町が定める認定区分ごとの保育料のほか、町立認可保育所における認定保育時間を超えて保育を利用した場合の延長保育料等を定めるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、用語の定義について定めるものであります。

第3条につきましては、各認定区分における保育料について定めるものであります。幕別町立幼稚園につきましては、幕別町立幼稚園設置条例で定めるとするものであります。

6ページになりますが、第4条につきましては、町立保育所の延長保育料について定めるものであります。

7ページになりますが、第5条につきましては、保育料の額の決定等を定めるものであります。

第6条につきましては、保育料の減免等の規定について定めるものであります。

第7条につきましては、保育料の納付について定めるものであります。

第8条につきましては、不服申し立ての手續について定めるものであります。

第9条につきましては、保護者、施設に対する法に基づく報告義務違反に対する罰則について定めるものであります。

8ページになりますが、第10条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 25 号、幕別町保育条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 37 ページをお開きいただきたいと思います。

幕別町保育実施条例につきましては、児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づき、市町村における乳児・幼児等の保育について、入所手続のほか保育料等を定めたものであります。子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、議案第 20 号、幕別町保育料条例により、特定教育・保育施設に係る保育料等について規定することとなるため、保育料を分離し、保育所及び認定こども園における保育の提供に関し、必要な事項を定めるため、その全部を改正し、幕別町保育条例としようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 1 条につきましては、趣旨を定めるものであります。

第 2 条につきましては、保育の提供について定めるものであります。

第 3 条につきましては、保育の提供の申し込みについて定めるものであります。

第 4 条につきましては、保育の提供の制限について定めるものであります。

38 ページになりますが、第 5 条につきましては、保育の提供の中止等について定めるものであります。

第 6 条につきましては、保育料について定めるものであります。

第 7 条につきましては、町立以外の認定こども園に関する適用除外について定めるものであります。

39 ページになりますが、第 8 条につきましては、不服申し立ての手續について定めるものであります。

第 9 条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものとし、第 2 項において、条例施行に関する経過措置を定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） ただいま議題となっております 2 議件については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号及び議案第 25 号の 2 議件については委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 20 号、幕別町保育料条例及び議案第 25 号、幕別町保育条例の 2 議件については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第 26、議案第 21 号、幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例及び日程第 27、議案第 22 号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 21 号、幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例、議案第 22 号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「第 3 次地方分権一括法」の施行に伴いまして、介護保険法が一部改正され、これまで厚生労働省令で定めることとされていた地域包括支援センター及び介護予防支援事業所の人員、運営基準を定めるものであります。

議案書の 14 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案第 21 号、幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例につきまして、以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1条及び第2条につきましては、趣旨及び地域包括支援センターが包括的支援事業を実施することについての基本方針を定めるものであります。

第3条につきましては、地域包括支援センターの職員の員数及び人員配置に関する基準を定めるものであります。

なお、本年1月末現在の第1号被保険者数は7,817人であることから、包括的支援事業を円滑に実施するため、6,000人を超える人員配置基準を設けております。

15ページになりますが、第4条につきましては、地域包括支援センター運営協議会の設置及び運営に関する規定を定めるものであります。

第5条につきましては、地域包括支援センターの運営に関する規定を定めるものあります。

第6条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。

次に、16ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第22号「幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例」につきまして、以下、章に従いまして、ご説明申し上げます。

第1章総則につきましては、趣旨及び指定介護予防支援事業における一般原則を定めるとともに、介護予防支援事業者の指定を受けることができる者を「法人」と定めるものであります。

次に17ページになりますが、第2章人員に関する基準につきましては、指定介護予防支援に従事する従業者及び員数並びに管理者に関する基準を定めるものであります。

次に、18ページになりますが、第3章運営に関する基準につきましては、要支援者に対するサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持など指定介護予防支援の事業の運営に関する事項を定めるものであります。

次に、26ページをお開きいただきたいと思っております。

第4章介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、介護予防支援の事業を効果的に実施するための支援の方法に関する基準等を定めるものであります。

次に32ページをお開きいただきたいと思っております。

第5章基準該当介護予防支援に関する基準につきましては、町外に所在する介護予防支援事業者が本町被保険者に対し予防支援事業を提供する場合の基準該当介護予防支援事業者に対する準用規定であります。

第6章雑則につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） ただいま議題となっております2議件については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号及び議案第22号の2議件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第21号、幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例及び議案第22号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の2議件については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第28、議案第24号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 24 号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 35 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うことを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 27 年 4 月 1 日から施行されるのに伴い、教育長の身分については、地方公務員法が適用されない特別職となり、かつ職務専念義務が課せられたことから、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例を規定すべく全部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第 1 条は、条例制定の趣旨を規定したものであります。

第 2 条は、勤務時間、休日、休暇等を規定したものであり、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の適用を受ける職員の例によることとするものであります。

第 3 条は、職務に専念する義務の免除を規定したものであります。

第 4 条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成 27 年 4 月 1 日からとするものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定により、改正前の法による教育長においては、この条例による改正後の条例の規定は、在職期間中は適用しない旨、経過措置を設けております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号については委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 24 号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 29、議案第 26 号、幕別町立学童保育条例、日程第 30、議案第 31 号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例及び日程第 31、議案第 32 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の 3 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 26 号、幕別町立学童保育所条例、議案第 31 号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例、議案第 32 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的な拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連 3 法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

この子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年度から開始されることを受けて制定するものであります。

議案書の 40 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案第 26 号、幕別町立学童保育所条例につきまして、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援新制度の実施に際し、町立学童保育所の設置根拠法令、管理等を規定すべく全部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

第1条につきましては、町立学童保育所の設置について定めるものであります。

第2条につきましては、学童保育所の名称、位置及び定員を定めるものであります。

第3条につきましては、職員の配置を定めるものであります。

第4条につきましては、保育時間及び休日について定めるものであります。

41 ページになりますが、第5条につきましては、入所の基準について定めるものであります。

第6条につきましては、入所の手続を定めるものであります。

第7条につきましては、学童保育所入所の制限について定めるものであります。

第8条につきましては、延長保育について定めるものであります。

第9条につきましては、退所等の手続を定めるものであります。

42 ページになりますが、第10条につきましては、費用の納付について定めるものであります。

第11条につきましては、保育料の減免等の規定について定めるものであります。

第12条につきましては、不服申し立ての手続について定めるものであります。

第13条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例は、平成27年4月1日から施行するものとし、次ページになりますが、第2項において、条例施行に関する経過措置を定めるものであります。

次に、議案第31号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は54ページ、議案説明資料につきましては35ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、子ども・子育て支援新制度の実施に際し、町立保育所を児童福祉施設と位置づけることから、所要の改正をするものであります。

議案説明資料35ページをごらんいただきたいと思います。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

第1条につきましては、町立保育所を児童福祉施設として位置づけることから改正するものであります。

第3条につきましては、職員として施設長を配置する旨改正するものでございます。

議案書の54ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。

次に、議案第32号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は55ページ、議案説明資料につきましては36ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業を実施することから、所要の改正をするものであります。

議案説明資料36ページをごらんいただきたいと思います。以下、条文に沿ってご説明いたします。

第3条につきましては、センターで行う事業について規定しておりますが、第1項第5号として新たに、利用者支援事業を追加し、事業の実施場所をあおば分室とすべく第2項第2号を改正するものでございます。

議案書にお戻りをいただき、55ページになりますが、附則についてでございます。

本条例の施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） ただいま議題となっております3議件については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、議案第31号及び議案第32号の3議件については、委員会付託のため質

疑を省略することに決定いたしました。

議案第 26 号、幕別町立学童保育所条例、議案第 31 号、幕別市立保育所条例の一部を改正する条例及び議案第 32 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の 3 議件については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第 32、議案第 33 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 33 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 56 ページ、議案説明資料は 37 ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間の第 1 号被保険者、いわゆる 65 歳以上の介護保険料率の見直しと介護保険法の改正に伴い、町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の導入について猶予期間を設けるものであります。

保険料の所得段階につきましては、第 5 期事業計画では、負担能力に応じた負担区分とする考え方に基づきまして、9 段階 11 区分の多段階設定を行うなど、きめ細やかな保険料段階設定を実施してきたところでありますが、第 6 期事業計画につきましては、介護保険法の改正に伴いまして所得段階を再編するとともに、これまでの考え方を継続し負担能力に応じた負担区分とするため、12 段階の所得段階数と保険料率を設定するものであります。

また、国、道及び町からの公費負担の導入により、平成 27 年度及び平成 28 年度において、低所得者に対する保険料の軽減を行うものであります。

議案説明資料の 40 ページをお開きいただきたいと思います。

所得段階と保険料の設定につきましては、介護保険料所得段階別比較表でご説明をさせていただきます。

右の第 6 期事業計画の欄をごらんいただきたいと思います。

基準保険料月額についてであります。平成 27 年度から平成 29 年度における標準給付額から算出した額では、5,532 円となりましたが、介護給付費準備基金 1 億 800 万円を取り崩し、介護保険料の上昇抑制に充てたことにより、基準保険料の月額を現行の 4,950 円より 200 円増の 5,150 円とするものであります。

第 6 期事業計画につきましては、国の政令改正により基準所得段階が 6 段階から 3 段階増の 9 段階とされましたことから、これまでと同じく所得に応じた負担を求めていく観点から、町においても第 5 期の 9 段階 11 区分から 12 段階に再編しようとするものであります。

これまでの第 1 段階と第 2 段階につきましては、国の政令改正により統合し第 1 段階とし、保険料率を 0.5 に据え置くものであります。なお、平成 27 年度と平成 28 年度につきましては、消費税増税分を財源として別枠で公費負担を行うことにより、保険料率を 0.05 引き下げ 0.45 とするものであります。

次に、現行の第 3 段階のうち、上段部分の特例第 3 段階を第 2 段階とするものであります。

次に、現行の第 4 段階のうち、上段部分の特例第 4 段階に該当する方につきましては、保険料率を現行の 0.9 から 0.05 引き下げ 0.85 とし、下段部分を第 5 段階とするものであります。

次に、国による所得段階の多段階化による現行の第 5 段階につきましては、基準所得金額が 120 万円と省令で定められましたことから、所得段階を再編し、合計所得金額が 120 万円未満の方を第 6 段階とし、保険料率を現行の 1.15 から 0.05 引き上げ 1.2 に、合計所得金額が 120 万円以上 155 万円未満の方を第 7 段階とし、保険料率を 1.25 に、合計所得金額が 155 万円以上 190 万円未満の方を第 8 段階とし保険料率を 1.25 から 0.05 引き上げ 1.3 にそれぞれ再編するものであります。

次に、現行の第 7 段階につきましても、基準所得金額が新たに 290 万円と定められましたことから、第 7 段階を細分化し、合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方は第 9 段階とし保険料率を 1.5

に、合計所得金額が 290 万円以上 350 万円未満の方を第 10 段階とし保険料率を現行の 1.5 から 0.1 引き上げ 1.6 とするものであります。

また、現行の第 8 段階は第 11 段階とし保険料率を現行の 1.65 から 0.05 引き上げ 1.7 とし、現行の第 9 段階を第 12 段階とするものであります。

この結果、年間の保険料率につきましては、第 1 段階に該当する方は公費負担による軽減の実施により現行の 29,700 円より 1,900 円減の 27,800 円、第 2 段階に該当する方は現行の 38,600 円より 1,500 円増の 40,100 円、第 3 段階に該当する方は現行の 44,500 円より 1,800 円増の 46,300 円、第 4 段階に該当する方は現行の 53,400 円より 900 円減の 52,500 円、第 5 段階に該当する方は現行の 59,400 円より 2,400 円増の 61,800 円、第 6 段階に該当する方は現行の 68,300 円より 5,800 円増の 74,100 円、第 7 段階に該当する方のうち、合計所得金額が 120 万円以上 125 万円未満の方は現行の 68,300 円より 8,900 円増の 77,200 円、合計所得金額が 125 万円以上 155 万円未満の方は現行の 74,200 円より 3,000 円増の 77,200 円、第 8 段階に該当する方は現行の 74,200 円より 6,100 円増の 80,300 円、第 9 段階に該当する方は現行の 89,100 円より 3,600 円増の 92,700 円、第 10 段階に該当する方は現行の 89,100 円より 9,700 円増の 98,800 円、第 11 段階に該当する方は現行の 98,000 円より 7,000 円増の 105,000 円、第 12 段階に該当する方は現行の 106,900 円より 4,300 円増の 111,200 円とするものであります。

議案説明資料の 37 ページをごらんいただきたいと思います。

条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第 7 条の保険料率であります。38 ページにかけてであります。先ほど説明いたしました内容に改めるものであり、38 ページ、第 2 項につきましては、平成 27 年度及び平成 28 年度における公費負担による低所得者に対する軽減強化の規定を定めるものであります。

第 9 条第 3 項につきましては、第 7 条の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

39 ページになりますが、附則第 16 条につきましては、このたびの法改正により、これまで介護予防給付としてサービス提供されていた「介護予防通所介護」及び「介護予防訪問介護」の二つのサービスが「市町村事業」として位置づけられるとともに、これらのほか、多様な主体によるさまざまな生活支援サービスを提供していくこととなります。

この事業は、原則として平成 27 年 4 月 1 日から開始することとされておりますが、円滑な制度移行を行うことができるよう、平成 29 年 4 月まで、その開始が猶予されています。

本町では、平成 28 年度までに、多様なサービスのあり方を検討し、平成 29 年 4 月 1 日から介護予防・日常生活支援総合事業を開始することとするため、所要の規定を設けるものであります。

議案書にお戻りをいただき、の 57 ページになります。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成 27 年 4 月 1 日からとし、改正後の第 7 条のうち第 1 項を除く部分については、規則で定める日から施行するものであります。

また、改正後の第 7 条及び第 9 条の規定は、平成 27 年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によるものとする経過措置を規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 33 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明3月5日から3月9日までの5日間は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、3月5日から3月9日までの5日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月10日午前10時からであります。

14：06 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第1回幕別町議会定例会
(平成27年3月10日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（4人）
- 日程第3 発議第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
日程第4 発議第2号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書
日程第5 議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第27号 幕別町行政手続条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第28号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第29号 幕別町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第30号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第34号 幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第35号 幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第36号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第37号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第14 議案第38号 財産の処分について
日程第15 議案第39号 十勝圏複合事務組合理約の変更について
日程第16 議案第40号 平成26年度幕別町一般会計補正予算（第9号）
日程第17 請願第1号 日本を愛する心を育む「中学校歴史教科書」の採択に関する請願書

会議録

平成27年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年3月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教育委員 長 沖田道子 農業委員会 会長 谷内雅貴
代表監査委員 柏本和成 総務部 長 菅野勇次
会計管理者 田井啓一 教育部 長 森 範康(教育長職務代理者)
民生部 長 川瀬俊彦 經濟部 長 田村修一
建設部 長 佐藤和良 企画室 長 伊藤博明
札内支所 長 羽磨知成 忠類総合支所 長 姉崎二三男
企画室 参事 細澤正典 総務課 長 境谷美智子
地域振興課 長 原田雅則 糠内出張所 長 妹尾 真
土木課 長 湯佐茂雄 福祉課 長 坂野松四郎
学校教育課 長 川瀬康彦 税務課 長 中川輝彦
町民課 長 山岸伸雄 保健課 長 合田利信
経済建設課 長 天羽 徹
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘

議事の経過

(平成27年3月10日 10:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番小川議員、2番寺林議員、3番東口議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1点目、停電時の対応と新電力について。

ことし2月、町内の一部地域において停電が発生し、町民が避難所に一時避難する事態が発生しております。寒さの厳しい我が町にとって、冬期間における停電は町民生活への影響が懸念されるのみならず、生命に直結するため、電力の安定供給が肝要であります。

道内では過去に、冬期の大規模停電が発生しており、平成24年度には暴風雪により鉄塔が倒壊し、登別市や室蘭市などで、平成24年、平成25年度には倒木や降雪により、送電線等に接触して、陸別町全域などで被害が起きております。

これまで、町内では冬期における停電は余り経験したことはないようではありますが、今回発生したことを教訓に、町民の生命、安心・安全を守るために以下をお伺いします。

①停電発生原因の把握、再発防止の要請。

②発電機、寒さ対策等の備品整備。

③停電時の避難所開設、地域との連携、弱者の支援。

④新電力導入（PPS）を検討されているようだが、見解や方向性。

2点目ですが、生命・安全を守る暴風雪被害への対応。

ことしの2月15日、町内において暴風雪による吹きだまりが発生し、車が立ち往生するなどの被害が起きたとお聞きしております。記憶に新しいのですが、平成25年3月にはオホーツク、根室管内では車外や車内に避難するも、9名の方が亡くなる大惨事が起きたところでもあります。

町内における被害を最小限に食い止め、生命・安全を守るために以下をお伺いいたします。

①今回の暴風雪発生状況、対応。

②吹きだまりの危険性のある道路の把握、防雪柵等の設置状況。

③暴風雪情報の周知方法、通行規制の判断。

④休日を含めた救助体制。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「停電時の対応と新電力について」であります。

本年2月2日午後3時30分ごろ、寿町と錦町の一部の114戸において停電が発生し、当初は原因が不明であったことから復旧のめどが立たず、そのまま夜間を迎える可能性がありましたことから、幕別町地域防災計画に基づき、町民会館を避難所と定め、対象地区の住民に対して町広報車などにより避難所開設についての周知を図りました。

加えて、関係する公区長等に連絡し、住民への周知を依頼するとともに、「災害時要援護者」名簿に基づき高齢者や障がい者等の要援護者の安否確認と避難についての確認などの協力もいただいたところであります。

当日は、2世帯3人の方が避難されましたが、午後5時40分に停電が全面復旧し、午後6時までには全員が帰宅されました。このたびのような突発的な停電に対して、迅速かつ正確な情報収集の必要性と地域住民の皆さんの協力を得ながら情報の周知にも十分留意しなければならないことなどを再認識したところであり、今後も町民の皆さんが安全・安心に日常生活を過ごせるように努めてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「停電の発生原因の把握と再発防止の要請について」であります。

町内で停電が発生した場合には、北海道電力株式会社からの連絡や町民からの通報により知ることが一般的であります。場合によっては、これらの情報に基づき現地確認などを行い、停電区域の規模などの実態を把握いたしております。

今回の停電は、北海道電力株式会社によりますと高圧電線の1本がたるみ、強風などにより支線と接触して、被覆が損傷し、ショートしたことが原因とのことであります。

停電は住民生活に及ぼす影響が大きいことから、町といたしましては、北海道電力株式会社が今後とも送電網の適切な管理に取り組み、再発防止に努められるよう要請いたしましたところであります。

ご質問の2点目、「発電機や寒さ対策等の備品整備について」であります。

防災備蓄品につきましては、食料品、毛布、災害用トイレセットなどを一定程度取りそろえているところでありますが、特に寒さ対策等の備蓄品については、現時点において暖房器具として電気を必要としない灯油ストーブ68台、発電機19台、毛布2,258枚を備蓄いたしております。

今後においては、これらに加えて寒さ対策に対する追加備蓄も検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「停電時の避難所開設、地域との連携、弱者への支援について」であります。

初めに、停電時の避難所開設につきましては、住民の安全確保を第一に考え、停電の規模、予想される継続時間と時間帯、季節等を勘案し、避難所の開設の必要性を判断しているところであり、開設する場合は、関係する地域住民の皆さんへの周知を徹底するとともに、地域との連携を図りながら安全で確実に避難できるよう努めることといたしております。

次に、高齢者、乳幼児、障がい者、人工呼吸器使用者などの災害時に配慮を要する方、いわゆる災害弱者の支援については、みずからの申請により「災害時要援護者名簿」に登録していただき、災害時に地域の皆さん方などから援護を受けられるように体制づくりをしているところであり、本町では、現在、136の方が登録されております。

しかしながら、東日本大震災において災害時に支援を要する高齢者や障がい者、乳幼児等の要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、国では災害対策基本法等を一部改正して、要配慮者のうち災害が発生し、またはおそれがある場合に、みずから避難することが困難で避難に支援を要する者を「避難行動要支援者」として位置づけ、市町村に対して実態把握に努め、名簿の作成を義務づけたと

ころであります。

これを受け、町では、現在、関係部署が連携し名簿作成と避難行動要支援者に対するマニュアル作成に取り組んでいるところであり、今後とも公区、民生委員、福祉関係団体等の協力をいただきながら、災害弱者の支援を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「新電力導入への見解と方向性について」であります。

平成12年3月の電気事業法の改正により、これまで東京電力、北海道電力などの大手電力会社10社以外にも、一般企業が電気を小売りする電力事業、いわゆる新電力への参入が認められました。

当初は、契約電力が2,000キロワット以上の大規模工場などに供給先が限定されておりましたが、現在では、契約電力が50キロワット以上の工場、オフィスビル、店舗、自治体などに供給できるよう拡大されてまいりました。

こうした新電力会社を特定規模電気事業者と呼びますが、経済産業省資源エネルギー庁のホームページによると、現在、全国で577社の届け出があり、このうち本町における競争入札参加資格者名簿に登録されている業者は2社となっており、今後、都市部から地方部への参入が本格化すると見込まれております。

本町の公共施設の中で、新電力から供給を受けることのできる高圧受電施設を有するのは、庁舎、学校など33カ所ありますが、十勝管内で事業展開されている事業者によりますと、このうち新電力の契約の対象となるのは、比較的使用電力量の多い24施設であり、現在の電気料から160万円程度の削減が見込めると試算されております。

一方で、新電力には地震などの災害で停電した際に、公共施設を優先して復旧することが可能かどうか、また、安定的に供給が可能かどうかなどの課題がありますことから、今年度から実施いたしております音更町などの先行事例等を調査・研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、「生命・安全を守る暴風雪被害への対応について」であります。

昨年12月から本年2月までの間に、台風並みの勢力に急速に発達する低気圧、いわゆる「爆弾低気圧」が北海道へ接近する回数が、過去15年間で最多であったことなどが報道されております。

ご質問の1点目、「本年2月15日発生の暴風雪の状況と対応について」であります。

帯広のアメダスのデータでは、2月13日の10センチメートルの降雪の後、14日から16日にかけて強風が吹き荒れ、特に15日には最大瞬間風速21.8メートルが記録されたところであります。

この間、町道の通行を確保するため、吹きだまりを除去する除雪作業を行いました。除雪をしてもすぐにまた吹きだまりとなる状況が続きましたことから、通行される方にはご不便をおかけしたものと認識いたしております。

ご質問の2点目、「吹きだまりの危険性がある道路の把握と防雪柵等の設置状況について」であります。

吹きだまりの危険性がある道路につきましては、風の強さや風向き、雪質などにより違いはありますが、これまでのケースでは、おおむね82路線、117カ所で発生しやすい状況があり、こうした路線については巡回パトロールや住民の皆さんからの情報をいただくなどして道路状況の把握に努めております。

町道の防雪柵は、幕別音更線、途別豊岡線、中里2線の3路線に合計で約770メートル設置いたしております。

ご質問の3点目、「暴風雪情報の周知方法と通行規制の判断について」であります。

帯広開発建設部を初め、十勝総合振興局帯広建設管理部や帯広警察署と帯広警察署管内の7市町村で構成しております「道路交通管理協議会」では、平成25年3月、オホーツク地方を中心に発生した地吹雪災害を受けまして、暴風雪時における要救助者の救助や幹線道路の通行どめの際の連絡体制などについて確認を行ったところであります。

暴風雪警報などの住民に対する周知方法としましては、住民が迅速に必要な情報を閲覧できるよう、昨年9月から町のホームページのトップ画面に「防災情報」のアイコンを新たに設けてアクセスしや

すく改善したほか、登録メールで住民へお知らせしており、忠類地域におきましては、これとあわせて防災行政無線も活用いたしております。

登録メールにつきましては、これまで公区长や公区の防災担当者の方に限定しておりましたが、本年4月1日より、一般住民の方にも登録を拡大いたしますので、4月号広報にてお知らせする予定といたしております。

また、雪による被害を防止するために、雪に閉じ込められたときの対応など車で外出するときの注意事項を本年1月号広報に掲載いたしております。

なお、通行規制につきましては、道路の破損や欠壊などの理由により交通が危険である場合は、道路管理者が区間を定めて、道路の通行禁止や制限をすることができるものであり、風雪などの気象条件や道路パトロールにより道路状況を判断し、通行に支障がある場合に行っております。

ご質問の4点目、「救助体制について」であります。

先ほど申しあげました「道路交通管理協議会」において確認している基本的な要救助者の救助体制につきましては、救助要請者から要請が入り次第、警察署または消防署へ第1報が入り、その後、警察署または消防署から道路管理者に対して除雪の要請が寄せられます。

道路管理者は防災担当である町民課に連絡するとともに、委託業者に対して除雪出動命令を行い、除雪業者を含めた町と警察署、消防署の救助班が相互に連携して救助に向かうという体制となっております。休日も同様の体制となっております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

停電につきましては、以前、平成24年6月に一般質問させていただきまして、その際は原発再稼働に関連してであります。特に冬場の電力確保は大事であると、命に直結するので大事であるということ強く申し上げたところであるのですが、今回、実際に町内で一部の地域において冬期の停電が起きてしまったところあります。停電された地域の方々には、大変な不安感を感じられたとお察しいたしますが、改めて電気の大切さ、電力の安定供給がいかに大事であるかを考えさせられたというふうに思います。

先日の3月2日には、長野県で38万世帯に及んで大規模停電が起きました。こちらは中部電力によりますと、ギャロッピングという現象が原因と見られておまして、送電線に雪などが付着して強風で大きくあおられてショートしたことが原因であると。こういった現象、我が町においてもいつ起きてもおかしくないと、そういうふうに思いました。

また、そしてここ近年、全国各地でこれまで経験したことのない異常気象、災害が多々起きております。地震や火山の噴火、土砂災害、竜巻、大雪等々発生しております。

我が町としましても、昨年12月からことしにかけて湿った降雪があり、積雪が例年より多くありまして、補正予算も組まれているところでありまして、この大雪についても大変気になるところではあるのですが、今回起きました停電、そして暴風雪に絞って、今後も十分起き得ることでもありますので、お伺いしてまいりたいと思います。

順を追ってお伺いしてまいります。今回の停電の原因ですが、強風などにより被覆が損傷し、ショートしたと。そして送電網の適切な管理に取り込まれるよう、再発防止を北電に要請したところであるというお話がありました。

町内における送配電線網の整備なのですが、整備を實際するのは電力会社の北電が行うのですが、素人目で見ますと、例えば1本の線がだめになりましたら、違う線からこの電力を供給して停電を回避することができないのか、そう思うところなのですが、電線の整備の状況について把握していることがありましたら、お答えいただければと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 今、バックアップ体制ということのお話だというふうに思いますが、基本的

には北海道電力において、町内における送電網、これ複数の送電網が入っておりまして、一つの高圧電線がだめになりまして、それをバックアップするような体制となっているものでございます。現実には何本のバックアップ線が入っているかということにつきましてまでは、町のほうでは把握しておりませんが、電力事業者において安定供給を図るという観点から、そういうバックアップ体制はとれているものというふうに認識しているものでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） たしか、池田町や帯広市とつながっているということもあって、その線を通じて送電はできるというふうな形だと思っておりますけれども、ただ、今回の停電では配電線自体がだめになってしまって、停電になってしまったようでありまして、適切な管理をしていただくよう、再発防止の要請というものも大事ではあるのですが、あわせて電線の整備ですね。雪や強風による損傷等いろいろ起こり得ますので、例えば太い送電線なのですが、今は北電にお伺いしましたところ1回線ということで、これを例えば2回線にはできないのか。また、今回、停電が起きたので、配電線網のほうをもう少し強化できないものなのか。北電にとっては費用がかかることですので、容易ではないのかもわかりませんが、こういった電線の整備の強化について要請していただけないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 送電網については、今、電力会社が現実の中において配備しているところでございますけれども、大規模な停電が起きないように、先ほど申しましたように、系統的には複数の系統が本町のほうには入ってきております。しかしながら、個別に送電されている送電網がそれぞれ複数ということではなく、必要に応じて送電網が整備されているということにおいて、その回線を強化するかどうかといったことにつきましては、これは電力会社における送電網設備全般の中で検討されるものというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今回の停電が起きたので、こういったこともやはり視野に入れていただきたいなと思っております、お伝えしました。

2点目の備品の整備ですが、発電機19台、そして灯油ストーブ68台等備蓄されているということで、備蓄に努めていらっしゃると思うのですが、発電機19台、恐らくポータブル発電機と思うのですが、こういった備蓄の状況で大規模停電もしくは長時間にわたる停電が発生した場合は、こういった備品の状況で対応が可能なのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 防災備蓄の体制として、これで足りるのかということですが、確かにどのような災害を想定して備蓄をするかという根本的な議論というのはあるかというふうに考えております。

現在、町としてましては、国のほうで防災会議のほうで示されております、十勝平野部の大規模地震に対する災害の予測というのが出ておりますので、それに向けて現在も備蓄を強化すべく実施しているところでございます。なお、これに現在その備蓄体制を強化している中においても、まだ足りない部分というのはあるかというふうに思います。そういう部分につきましては、民間の事業者と防災協定を結びながら資機材の供給を受けるべくそういう協定をしているということと、かつ長期間に及ぶ部分につきましては、北海道各市町村との防災協定並びに自衛隊等からの物資の供給ということも想定に入れながら、本町としての備蓄がどうあるべきかということは議論される部分だというふうに考えておりまして、私どももそのような観点から備蓄をしているということでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 3点目に入りますが、今回の停電では2家族3名の方が町民会館に避難された。避難所が町民会館ということで、これは町の地域防災計画に基づいてというご答弁でありましたが、防災のしおり、各ご家庭に配付されたと思うのですが、2014年12月保存版であります、こ

のしおりに書かれてありますのは、寿町は学校、錦町は農業者トレセンということが避難所になっておりますけれども、これは避難所が変わったということによろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 今回の、今、議員がおっしゃいました部分につきましては、風水害等におけるまた、地震災害における避難場所ということで、しおりに載っている部分でございますが、今回のような例えば停電においては、その停電の規模また範囲において、その地域内にどのような避難施設があるかということをもまず検討しまして、今回においては、地域内で言うと、今お話のあった施設でございますけれども、避難する方が比較的近く、かつ私ども職員等において対応がすぐしやすい場所、また暖房がきちっと入っている場所といったところを総合的に勘案しまして、今回の災害の避難場所というふうに定めたところでございます。

なお、災害については、突発的なそのような災害、いわゆる事故災害という分類が今回の停電ということになります。その事故災害においては今お話ししましたように、さまざまなその事故の状況によって避難場所を設定し、広報し、避難していただくという体制としていただいております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 電気が通っているということもあっては、総合的に町民会館ということで判断されたことなのではございますけれども、大きな異論はないのですけれども、ただ、このようにしおりで周知が図られている分、このしおりに書かれているとおりの避難所に避難されたり、行ったけれどもあいていなかったとか、そういったことが起きないとも言えないわけで、今、お話ありましたように、臨機応変にそのときそのときの状況で避難所が変わっていくこともあるのだということを確認させていただいたところではあるのですけれども、ご答弁の中では、町の広報車などでこの避難所の周知を図ったということではありますが、こういったことで十分本当に周知が図られたものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 今回の災害におきましては、町の広報車1台、それと消防署の広報車1台という2台体制で広報を行ったところでございます。これは、災害規模に応じてどのような体制にするかということがございますけれども、その中では十分に伝わらないという部分を心配されましたことから、職員によって要援護者等については個別に訪問したりだとか、そのようなきめ細かな対応をしたところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） きめ細やかな個別に訪問されたりして対応されたということではございますけれども、そもそもこういった停電が起きた時点で、パニックといいますか、精神的不安が大きく、大変混乱しやすい状況でもありますので、こういった避難所が変わった場合の周知というのは、やはり町民の方が混乱しないように十分留意して周知に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

また、今回、停電した地域としまして、寿町と錦町の一部、114戸ということで、17時40分ころには全面復旧ということでもありますけれども、さらにこの停電が長引きましたら、もう多くの方が避難所に避難されたということも想定されるところではあるのですけれども、17時40分全面復旧ということで、実際避難された方は2家族3人ということで、その中の避難されたご高齢の女性であります。新聞報道のこの記事によりますと、「家では寒くて布団にくるまっていた、避難所は暖かくて安心した」と話されております。このように寒さを訴えている状況でありますけれども、この2家族3人、この避難された方の人数というのが少ないように思えてくるのですけれども、今回の一連の避難所への避難態勢制、これは問題なかったのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） このたびの停電における災害におきましては、結果として2世帯3名の方の避難ということとなりましたけれども、私ども避難所を開設するに当たりましては、まだその段階においては北海道電力において復旧のめどが立たないといったような情報をつかまえておりましたこと

から、その地域の住民の皆さんが夜に向かい、かつ冬期間における暖房が確保されないだろうといったところを想定して、今回、避難所を町民会館に設定したといったところでございます。

現実、少なかったかということでございますけれども、私どもとしましては、114戸の戸数を収容できる場所として、どこが適切かといったところで町民会館を設定し、かつ暖房もある程度確保できているといったところから、今回の避難体制をとったところでございますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 町としては、きちっと対応したということですのでけれども、今、復旧のめどが立たずに夜間を迎える可能性もあると、そういうもう認識は持たれているわけですから、特に夜とか暗くなりますと避難しづらくなったり、冬場特に滑って足もとが悪いと、ご高齢の方やそういった配慮が必要な方には、早目の避難を逆に呼びかけていくこともこれ必要ではないかと思うのですが、その辺のところもどうなのでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 町としましては、広報車でもお知らせをしました。それで、公区长にもお知らせをしまして、そして地域住民の方にはなるべく何らかの形で情報を伝えてほしいというようなお願いもしました。それで、民生委員さんのお力もかりまして、気になる世帯につきましては実際に訪問して、町としては町民会館を用意していますというようなお話もさせていただきました。その中で各家庭におきましては、電気がとまったから急に部屋が寒くなるとかそういうことではなくて、やはりまだ余熱があって暖かいとかそのような状況もありましたので、大方の方がそのまま、まだ推移を見守ろうと、そういうような判断をされたというふうには認識しております。

町民会館を指定場所として選んだことにつきましては、通常の一時的避難につきましては、農業者トレーニングセンター等を用意しておりますけれども、町民会館につきましても指定避難場所ということでの指定はしております。今回、先ほど課長から説明しましたように、今回の停電に関しましては、冬ということもありまして、より過ごしやすいような場所としては町民会館がふさわしい、そのような形からそちらを選定したということでもあります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 自宅待機された方も当然いらっしゃると思います。我慢されてそうされた方もいらっしゃると思うのですが、ご高齢の方だとか足の不自由な方など、弱者の方、避難所への搬送が必要になってくる方もいらっしゃると思うのですが、そういった方の搬送の避難体制、これについて、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 支援を必要とする方につきましても、町として押さえておりますので、そういう方について、もし避難が必要になったらどのようにするか、そのようなことにつきましては、十分準備はしておりました。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 十分準備されていたということですが、今回、実際に搬送されたということとはあったのでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 足のご不自由な方がいらっしゃいましたので、その方については町の広報車に乗せて避難所までお運びしたといったところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） あともう一つ、弱者の支援に関してなのですが、今回の停電で呼吸器を使用されていた方がいらっしゃったようなのですが、幸いにも生命の危機には至らなかったようなのですが、個人情報に触れる部分もありますので、お答えできる範囲で結構ではあるのですが、そういった医療機器を使用されている方の対応というか体制、今回についても問題なかったのか、

お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 地域内において呼吸器を常時使っている方につきましての把握については、私どもも把握いたすようにしております、本人と連絡をとりまして対応したところでございますが、実際その停電が5時40分ごろで回復したといったところで、それまでは自分のバックアップ電源というのでしょうか、そういうので対応したというふうにお聞きしているところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 医療機器ではバックアップ電源ということがあるのですけれども、ある程度の時間もつとは思いますが、停電が長引くと、もたなくなるとは思うのですけれども、そういった場合の対応はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 自分のバックアップ電源が確保できなかった場合ということでございますが、基本的には、そのような方については病院だとか、そういうところとお話をし、事前にどのような対応をすべきがいいかといったところは、ご本人が把握しているというふうにお伺いしております。

しかしながら、大規模の停電なんかで何時間も何日もということになりますと、これは当然避難所に来ていただきまして、その中で電源を確保し対応するということとなりますので、そのときの災害の状況等を勘案して、そのような方と連絡をとって適切に措置してまいりたいというふうを考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 病院と連携、そして長引いた場合は、避難所で対応するというお話でありました。生命の危機に直結してきますので、お伺いしたところであるのですけれども、十分留意して対応していただきたいと思えます。

4点目の新電力ですけれども、略称としてはPPSと呼ばれておりますけれども、音更町で既に導入されておまして、今のところは電気料金が少し安く抑えられているようでありますけれども、本町の施設の試算では全部の施設では対象とならなくて、24施設電気料が160万円程度削減見込みがあるということでありますけれども、何よりも電気の安定供給、今の停電の話ですけれども、電気の安定供給、これが大丈夫なのか、一番ここが懸念されるところであります。

実際、電力の自由化、発送電分離を行っているほかの、日本ではないのですけれども、ほかの国で行われておまして、アメリカ、ヨーロッパではそういった先行事例のところでは、実際は何か余り成功していないような情報もございます。アメリカでは大停電が起きたり、また、長期的に見ると、電気料金が上昇するという結果も出ているようであります。

また、いろんな事業者が参入してくると思うのですけれども、健全な経営をしていかないと事業者が倒産して、その際、停電のリスクどうするかとか、いろんなリスクもあるわけで、もろ手を挙げて喜ばれるわけでもないのではないかとこのように思っております。今、国のほうが先導して進めておりますので、今後、導入する企業、自治体等がふえたり、動き、活発化してくると思うのですけれども、調査・研究してまいりたいとご答弁がございました。すぐに飛びついたりせずに、かなり慎重に慎重に検討していただければと思うのですけれども、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 新電力の関係につきましては、今、お話ありましたように、本年度から音更町が導入しているというようなことで、実際にどれぐらいの節減になるのかということ、1年間やることによって実績も出てまいりますでしょうし、そういったこと、あるいはおっしゃられますように、安定的な供給が可能なのかどうか、あるいは停電時の復旧がすぐさまなされるものなのかどうかというようなことも踏まえまして、そういったことを研究いたしました上で、慎重に導入について検討してまいりたいというふう考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 慎重に検討していただけるというお話をいただきました。

次に、暴風雪被害の件に移りますが、今回2月15日だと思うのですが、車が立ち往生したという被害をお聞きしたのですけれども、立ち往生した台数とか通行どめにした箇所だとか把握されていることがありましたら、ご報告いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 済みません、答弁の中ではちょっとなかったのですけれども、車が立ち往生した状況ということでございますけれども、私どものほうに連絡が来た部分については1台でございました。

通行どめにつきましては、古舞方面のほうで1カ所通行どめにしてございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 1カ所1台ということでよろしかったですかね。

担当課に連絡があって、把握できている分としては、そのようになっておりますけれども、中には自力で脱出されたり危険な目に遭われたりということで、この数字が全てではなくて、いろんなことがあったように思うので、適切に対応していただきたいと思います。

吹きだまりの危険性がある道路ですけれども、82路線117カ所ということで数多くありまして、暴風雪柵は3路線770メートル設置ということで、今回通行どめにしました古舞のところでは、こういった防雪柵だとか防風林などのこういった設置はされているのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 防雪柵につきましては、答弁でもありました3路線でございます。今回の通行どめにした箇所については、そういったものはございません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 防雪柵がないということなのですけれども、今後、設置等は考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 今回の通行どめにした箇所につきましては、以前よりなかなか通行が冬の場合しばらく部分で、要するに掘り割りになっているのりのほう、すごい高いところなのですけれども、そこでどうしても吹きだまりが発生しやすいということで、常に今回もなるべく通行どめにしないように順次除雪はしておったのですが、なかなか風の強い時間が長いということで、やむなく通行どめにしたということでございますけれども、防雪柵につきましては、主にその種類といたしましては、道路に雪がたまらないようにための吹きだめ式と吹きどめ式というのがあります。それと、吹き払い式というのがございまして、基本的に今の主流といたしましては吹き払い式ということで、国道なんか相川についているのが、相川が吹き払い式ということでございますけれども、そういった吹き払い式については、下向きに風を変えて路面のほうに流すということで、視界を確保するということがメインのものになるのですが、まずはそれはつけられるような状態にはないと。

それから吹きだめ式だとか吹きどめ式につきましては、道路のほうに雪が行かないように、言ってみればせきとめるといようなこととなりますので、現道路用地の中では要するに路肩には設置できるようなものではないということから、相当な道路敷地を買収しないとなかなかつけられる代物ではないということとなりますので、ちょっとなかなか設置については難しいのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 設置が難しい場所ということで、一応理解はいたします。

3点目のところですけれども、テレビ、ラジオ等でも呼びかけていますように、不要不急の外出というのは控えるのが一番大事なことではあるのですけれども、実際、生活道路でもありますので、通ってしまう方もいらっしゃるというふうに考えられるのですけれども、平成25年度の9名が亡くなる

大惨事を教訓に、ことしの暴風雪においては、通行どめを早期に行う道内の自治体も数多くあったように思うのですけれども、答弁では交通が危険である場合に行うということでありましたが、生活道路でもあるけれども、やはりこの人命というのが大事ということでもありまして、通行どめのその判断とかは早目にしていくのか、そういうことでよろしいのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 通行どめの判断ということでございますけれども、今、議員もおっしゃられましたとおり、生活道路として使われている、あるいは産業道路として使われているというようなことから、極力できれば通行どめにはしたくないなというふうには考えておりますけれども、特に通行どめにする基準というのは特にございませんが、要するに、その吹きだまりが多くて立ち往生する車が頻繁にあると、あるいは何ぼ除雪しても次から次から後ろから吹きだまっていくというようなことから通行どめにするということの判断をしております。ちなみに、北海道のほうも特に基準はないというふうに伺っておりますので、そのときの道路状況によって通行どめにするということになるかと思えます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 現場に合わせてしっかりと、そういった通行どめ等の判断をしていただきたいと思えます。

4点目の休日を含んだ救助体制でありますけれども、休日においても同様の体制をとれているという答弁がありました。今回、2月15日の暴風雪については、日曜日の休日が発生したものでありますから、何か役場が閉まっているのではないかと連絡してもつながらないのではないかといろいろ考えてしまいがちなのですけれども、実際は問題なく体制がとれていると、そういうことを確認させていただきました。

あと、吹きだまりを除雪していくのに、その除雪車、ロータリー車が現場に向かわれると思うのですけれども、現場に向かわれる方自体も視界が悪かったりして、かなり命がけでもあるのですけれども、除雪車が向かわれて、現場で救出していく際に、手作業で除雪が必要なこともあり得ると思うのですけれども、人員の確保としまして、答弁にありましたように、消防だとかそういったところと人員確保するために連携されるということで、よろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 答弁にもありますとおり、町の職員ですとかあるいは警察の方、それと消防の方、その状況に応じて規模だとかいろいろあると思えます。車の台数ですとかいろいろなことあると思えますので、そういった中で状況によって人員をそろえるというふうになるかと思えます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 最後になります。近年、異常気象が全国各地で数多く起きています中、町民の生命、安全を守るという観点で質問をさせていただきました。

今回の質問をもちまして、私の最後の一般質問となりますが、これまで4年間ふなれな質問にもかかわらず、ご丁寧にご答弁していただきました理事者の皆様、そして岡田町長に心より感謝申し上げます。

また、岡田町長は今期をもって勇退されるということを表明されておりますが、これまで幕別町のため、町民の皆様のために力を尽くしてくださいました。敬意を表するとともに、今後のご健康、ご活躍を心より祈念をさせていただきます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10:51 休憩

11:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

幕別町と旧忠類村合併の検証と地方自治のあり方についてであります。

幕別町が旧忠類村と合併して、10年目に入りました。この合併が双方にとってどのような意味を持っていたのかを総括することは、将来の地方自治のあり方を考える上でも必要なことであると考えます。

政府は地方自治体に対して、あめとむちを持って平成の大合併を進めてまいりました。あめの最大のもは合併特例債などの財政支援であり、むちは段階補正を解消することも含めた地方交付税削減で、地方自治体が財政再建団体となり、やっていけないというおどしとも言えるものであります。

旧忠類村での住民への説明で、合併理由の最大のもは、合併しなければやっていけないというものであり、自立していこうとすれば住民の負担がとめどもなく増加する試算ばかりが目立つものであります。合併協議会が示した財政シミュレーションによれば、合併しなければ基金が底をつき、幕別町は平成22年度、忠類村は平成23年度で財政再建団体になるとしていました。また、財政シミュレーションの前提条件に用いた将来人口推計によると、平成27年には新町の人口を2万9,336人、現在の人口は2万7,649人でありますけれども、と予測するなど、日本が人口減少社会に迫っているという現実を見ないものであり、説得力がありませんでした。

合併協議会の財政シミュレーションなどの将来予測を、現実に即して数値を出し直した上で村民に示し、住民投票を実施して合併の可否を決めるよう再三にわたって求めましたけれども、忠類村だけではなく、幕別町でも住民投票によって住民の意思を確認することは実現いたしませんでした。

合併10年目の節目に当たって、岡田町長の合併に対する評価を伺いたいと思います。

一つ目は、合併しなければ破綻するとされた平成の大合併でありました。しかし、道内で自立の道を選択した自治体はたくさんあるわけでありますけれども、一つも財政再建団体になった自治体はありません。旧忠類村と同じような人口2,000人以下の12町村の平成25年度の実質公債費比率の平均は7.0であります。合併前、平成16年度の起債制限比率は、忠類村3.2、幕別町で14.3であり、平成17年度の幕別町の実質公債費比率は21.5でありました。忠類村を実質的に吸収合併した町長として、忠類村との合併をどう振り返るか、伺いたいと思います。

二つ目、忠類の住民には、合併してよかったとの意見は余り聞かれません。忠類地域にとっては、簡易水道料金（14立方メートル使用では66%の値上げ）、合併浄化槽（10人槽で64%の値上げ）、国保税など負担増が押し寄せましたが、現在、幕別町の基金の積み増しがなされている現状を考えると、少しでも忠類地域における住民サービスをもとに戻す努力をしなければ、合併してよかったとの評価を得ることができないのではないかと考えますが、この声にどう答えますか、お伺いしたいです。

三つ目、合併することによって、その周辺部の人口減、経済の落ち込みなどが激しく、大問題となっています。忠類地域では平成27年1月現在、12.3%の人口減となっています。忠類地域では、特別会計を含む村の予算30億円余りの経済活動が縮小し、商業活動も困難となっております。一方、68億円を上限とする合併特例債等の財政効果が、新幕別町に与えた効果は大きく、これがなければ新庁舎建設や札内支所の改築はこんなに早く実現することはなかったのではないかと考えられます。

今後、こうした功罪を考えますと、合併した町として、忠類地域のこれからを考える際に、総合支所機能の存続、住民会議あるいは地域自治組織の継続または設置などの措置をとることを、次の町政にも引き継がなければならないと思うが、いかがでしょうか。

4番目、合併後、年数が経過し、地方交付税の一本算定が現実のものとなりますが、それによる財政への影響をどのように試算しているか、伺いたい。

5番目、本来、地方自治体はそこに住んでいる人々の顔の見える息の通ったものであるべきだと思います。しかし、強引な合併による市町村の巨大化は、周辺地域が寂れ、過疎化に拍車をかける結果を

生み出しています。日本創成会議は自治体消滅論を唱え、名指しで 896 自治体を消滅可能性都市としています。しかし、幾ら過疎になっても決して消滅するものではないし、させてはなりません。この自治体消滅論は、市町村合併の再浮上につながり、道州制に道を開くものになりかねません。道州制には全国町村会、全国町村議長会も反対の立場を明らかにして、政府与党に対する運動も展開しております。私は、道州制は地方自治を破壊するものであると考えております。町長は、地方自治をあずかる者として、道州制をどう考えるか、伺います。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町と旧忠類村合併の検証と地方自治のあり方について」であります。

新しいまちづくりのスタートを祝福するかのように晴れ渡った青空のもと、平成 18 年 2 月 6 日、幕別町・忠類村合併記念式典が開催されたあの日から、早いもので 9 年の歳月が過ぎ、来年 2 月には 10 年の節目を迎えます。

私は、合併協議の段階から今日に至るまで、「一体感の醸成と均衡ある発展」が、合併後のまちづくりを進める上で、最も大切な基本姿勢であると強く認識し、行政の執行に努めてまいりました。

平成 16 年 11 月に開催した第 13 回合併協議会において、忠類村から「合併の方式」にはこだわらず、お互いがパートナーとして対等な立場で気持ちを尊重し合えることが重要であり、それが忠類村民の幸せにつながるとして、「合併の方式は編入合併」という重い決断をいただきましたときから、この思いはいささかも揺らぐことなく、まちづくりに取り組んでまいりました。

ご質問の 1 点目、「合併をどう振り返るかについて」であります。

国は平成 11 年、人口減少社会を目前に控え、少子高齢化が進展する中で、地方分権の担い手となる基礎自治体たる市町村にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、全国的に市町村合併を推進し、11 年 3 月末には 3,232 あった市町村数は、現在では 1,718 となり、ほぼ半分減少いたしました。

市町村の合併の特例に関する法律に基づき、平成 17 年 3 月までに市町村議会の議決を経て、18 年 3 月 31 日までに合併した市町村に対しては、合併後のまちづくりのための建設事業や基金造成に対する合併特例債の発行や普通交付税の合併算定替に加えて激変緩和措置を講じるといった財政支援措置が示され、合併が推進されたところであります。

平成 22 年に総務省が取りまとめた「平成の合併」についての総括では、この合併推進と同じ時期に、地方分権の観点から三位一体改革が進められ、地方財政に大きな影響を与えていたことと、合併特例債に代表される手厚い財政措置の期限が平成 17 年度までとなっていたこともあり、合併の時期が 17 年度に集中し、財政的な理由から合併を選択する市町村が多かったものと示されております。

幕別町と忠類村の合併におきましては、基礎的自治体である市町村の一層の行財政基盤の強化と多様化する住民ニーズや専門的な知識が欠かせない課題などへの対応の最も有効な手段が、町村合併であるという共通認識のもと、合併協議が進められてまいりました。

合併協議会での議論の積み重ねの中で、全 44 項目にわたる合併協定項目を取りまとめ、この間、協議状況、協議結果について、協議会だよりやホームページなどにより町民の皆さんにお知らせするとともに、住民説明会の開催などを通じて、住民の皆さんへの理解をいただくとともに、その意向の把握に努めてまいりました。

また、議会におきましても、両議会に「市町村合併調査特別委員会」が設置され、合併協議の内容や「地域自治組織」、「新町建設計画」などについての議論を経て、平成 17 年 3 月に「中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について」ほか 2 件の合併関連議案の議決をいただいたところであり、2 町村の議会や住民の皆さんからも、納得いただける着地点に到達できたものと考えているところであります。

合併後におきましては、駒島地区の子どもたちが、忠類の小中学校へ通学することが可能になったことを初め、ふれあいセンター福寿によるデイサービス事業や、道路維持管理業務、除雪対象路線な

どの行政サービスが忠類から南幕別地区に拡大していることに加え、ふるさと忠類運動会に駒島地区からも参加し、ともに夏の一日を楽しまれているなど、住民主体の交流も着実に進んでいる様子を見るとき、「幕別」「忠類」といった垣根が払われ、まさに一体感の醸成が少しずつではありますが、一步一步進んでいることを実感いたしているところであります。

市町村合併は、地域の将来を見据えて行われるものでありますが、真に一つの町となっていくには、10年、20年という長い期間を必要とするものであろうと感じております。

そうした長い時間をかけて、相互の信頼と融和が生まれ、その過程の一つ一つの積み重ねが、後世の皆さんから評価していただけるものではないかと考えております。

ご質問の2点目、「忠類地域における住民サービスについて」であります。

忠類地域の皆さんの中には、日々の生活の中で合併による変化を感じられたり、また、以前より活気が弱まったのではないかと感じられている方がいらっしゃるもお聞きいたしております。

こうした思いを真摯に受けとめ、改善・解消していくことが私ども町政を担う者の責務であり、常にこのことを念頭に置き、まちづくりに取り組んでまいりました。

合併後においては、忠類消防支署に高規格救急車と救急救命士を配置したことを初め、道の駅・忠類の建設と旧物産センターの改修、ナウマン公園のパークゴルフ場への夜間照明の整備、白銀台スキー場の圧雪車の更新、忠類コミュニティセンターの耐震化などに取り組んでまいりました。

また、農業ゆとりみらい総合資金貸付事業や中小企業融資の拡大を初め、平成23年からは小学生の医療費の無料化を実施し、翌24年4月には忠類地域の長年の念願でありました特別養護老人ホームの建設も、幕別真幸協会により実現されたところであります。

また、過疎化の進行を食いとめるために平成24年度から着手した、幕別市街地と忠類市街地への定住促進策であります定住促進住宅建設費補助事業では、この3年間で忠類地域に11件の新築住宅建設と3件の中古住宅の購入があり、このうち2世帯4人の方が町外から転入されております。

加えて、忠類地域において平成21年度から始めました民間賃貸住宅建設促進補助事業についても、これまで3件の建設実績があり、今月中に完成の物件も含め12棟17戸の住宅が建設され、2世帯5人が転入されており、忠類地域の人口維持につなげてまいりました。

今後も、国全体の人口が減少していく中、忠類地域においては、人口の減少にいかにか歯どめをかけるかが大きな課題であります。

このような中では、住民の生活の糧である産業を発展させ、いかに雇用を創出するかが重要であり、忠類地域の酪農を中心とした農業の振興と高規格幹線道路の開通によって、恵まれた観光資源を生かした地域振興に積極的に取り組むことにより、「合併してよかった」と住民の皆さんに評価していただけるまちづくりにつながるものと考えております。

ご質問の3点目、「忠類総合支所機能の存続と住民会議等の継続について」であります。

初めに、総合支所につきましては、合併協議の議論を踏まえ、忠類地域の住民サービスを提供する総合行政機関と位置づけ、これまでもその機能が十分に果たせる人員を配置いたしてまいりました。

合併協議においては、財政推計を算出する上でお示した平成25年度の目標職員数は、類似団体から算出した総数で235人、うち総合支所で27人と設定いたしましたところでありますが、平成20年度に行いました組織の再編に際しても、総合支所の担うべき役割や人員配置を考慮行ったものであり、現在の忠類総合支所の職員数は、再任用職員と常雇職員を含めて28人といたしております。

今後におきましても、事務事業の見直しを行い、効率的な人員配置を心がけなければなりません、地域住民の意向も大切にしながら、忠類地域での「役場」としての機能と役割を果たせる体制を存続していく必要があるものと考えております。

次に、忠類地域住民会議の今後のあり方についてであります。

忠類地域住民会議は、忠類地域の皆さんの意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働して地域づくりを推進できるよう、合併時に町長の諮問機関として設置し、現在5期目の体制となっております。

住民会議からは、忠類地域が直面する課題に対する提言を、忠類インターチェンジ開通に伴うまちづくりに関するものを含めこれまでに5回にわたりいただいております。

提言の中から実現できたものとして、カントリーサインの変更や公区長連絡会議の設置、特別養護老人ホームの設置などが挙げられますが、住民会議の地域課題に対する視点や地域振興策のアイデアなどが、合併後のまちづくりに有効に反映されてきたものと認識いたしております。

加えて、平成22年7月に設置されました忠類地域公区長連絡協議会からも、地域の抱える課題についてのご意見やご要望などをいただいているところであり、住民会議の今後のあり方につきましては、これらの組織との役割分担等を念頭に入れて、調整していくことが必要であるとの思いを抱いているところでもあります。

ご質問の4点目、「地方交付税の一本算定による財政への影響について」であります。

地方交付税は、国が地方公共団体間の財源の偏在を調整し、一定の行政サービスが提供できるよう財源を保障するためのものであり、本町にとっても毎年度の歳入全体のおよそ4割を占める重要な自主財源であります。

これまで、合併市町村の地方交付税の算定においては、住民サービスの水準等の調整に必要な臨時的経費を措置する「合併補正」や、合併市町村の普通交付税の額が急激に減額することがないように、新町としての一本算定ではなく、合併前の市町村が存続すると仮定して算出する「合併算定替」の特例措置が講じられているところでもあります。

これまでの9年間の合併算定替による増加した額は、およそ29億8,000万円に達しており、26年度においては3億8,800万円が措置されております。

合併算定替は合併後10年間は満額交付されますが、その後の5年間においては、激変緩和措置として9割、7割、5割、3割、1割と段階的に減額し、一本算定に移行するとされておりますことから、平成の大合併で誕生した地方自治体は、10年間の特例終了後の財政支援の継続を求めてまいりました。

合併市町村におきましては、面積の増による災害対応を初めとした防災対策経費や総合支所の設置に係る経費など、合併による特有の財政需要がありますことから、本町を含む道内の22の合併市町は、北海道合併市町連携会議を結成し、これまで国に対し合併特例債の発行期限の延長や合併団体特有の行政需要に係る配慮などについて要望や意見の申し出を行ってまいりました。

また、全国の合併市263団体で構成される「合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会」においても、「合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める要望」を国に提出するなど、全国的にも取り組まれてまいりました。

それらを受け、国においても多くの合併市町村の実情を勘案し、「市町村の姿の変化に対応した交付税算定」として、合併時点では想定されていなかった財政需要を普通交付税の算定に反映させるとして、平成26年度から5年程度の期間で、三つの項目について見直しを行うこととしております。

平成26年度からは「支所に要する経費の算定」として、3,400億円を3年間かけて3分の1ずつ加算していくとしており、本町におきましても7,700万円ほどが一本算定に加算となっております。

また、平成27年度以降は、新たに、「人口密度等による需要の割り増し」として、消防費など合併による区域拡大に伴う増加経費に対する加算、「標準団体の面積の見直し」による単位費用の充実などの措置が講じられる見込みとなっており、国では、現行の特例分の約7割程度を確保し、特例措置の終了に伴う影響を緩和していくとされております。

こうした状況を踏まえ、合併算定替の終了による一本算定への移行に伴う影響額といたしましては、これまでで最大であった平成25年度の増加額4億7,000万円から算定いたしますと、その3割分の1億4,000万円程度の減額になるであろうと試算をいたしているところではありますが、今後の地方交付税制度の見直しについて、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「道州制に対する考えについて」であります。

近年、平成の大合併を経て、市町村の規模が大きくなったことを背景に広域自治体である都道府県

のあり方が問われるようになり、そんな中で「道州制論」が再び大きくクローズアップされてまいりました。

市町村と都道府県との間における役割分担の見直し、事務配分や権限配分の見直しを初め、都道府県の区域についても見直しが必要ではないかといった議論が出されるようになり、この考えの延長線上に、「現行の都道府県そのものを廃止し、より広域の自治体として道州を設けるべきではないか」という方向性が示され、これまでさまざまな視点から論議されております。

平成 18 年 2 月、第 28 次地方制度調査会では、国と地方が適切に役割を分担し、地方における行政は地方が自主的かつ総合的に担う分権型社会が求められるとして、国と市町村、その間に位置する都道府県のあり方を再構築するために道州制の導入が適当と内閣総理大臣に答申いたしました。

この中では、現在の中央集権体制を見直し、都道府県の区域よりも広い区域において設置される道州と、市町村の区域を基礎として設置される基礎自治体を中心とする地方分権体制を構築することが道州制の基本とされております。

この道州制に対し、全国町村会や全国町村議会議長会では、現在、都道府県が行っている福祉・保健・医療や環境保全、土地利用など住民に身近な事務事業の一部が、市町村に移行されることになり、事務を継承できない小規模町村は「合併」を強いられるとして、道州制の導入に反対の立場をとっております。

道州制の導入に当たりましては、国民がゆとりと豊かさを実感できる地域社会を目指す地方分権の原点に立ち、国民の福祉の向上や地方の自主自立など幅広い観点から十分な議論がなされていくことが重要であると考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） それでは、再質問させていただきます。

この平成の大合併、忠類のその立場といたしましても、当時、忠類の村政の中で、住民生活が非常に不便で、そうした点で合併しようではないかというような議論ではなかったわけでありまして、合併の最大の理由が財政問題だと、合併しなければやっていけないのだというのが、一番大きなその理由だったわけでありまして。

当時、幕別町、忠類村の合併協議の中で、合併協議会の便りの中にも明記されているわけでありまして、合併しなければ平成 15 年度に 33 億円あった基金残高が 21 年の 8,800 万円を最後に底をつき、翌年度には財政再建団体になるものと推定されます。また、忠類村も 17 年度から単年度収支がマイナスになり、基金は 23 年度で底をつく推計になりますと。幕別町も忠類村も平成 22 年、23 年にはもう財政再建団体になるのだと、そういう推計をして、そして示されるいろいろな試算というのは、さまざまな住民負担が合併しなければ、こんなに高くなるというそういう数字ばかりを列挙したものが住民に示されたわけでありまして。

その合併協議の中で、私も申し上げたわけでありまして、もっと現実に即したその財政シミュレーションをし直してほしいと、そういう要望をしたわけでありまして。そんなに地方交付税が極端に減って行って、そして平成 22 年、23 年に財政再建団体になるなどという試算が、どこから出てくるのかというのが非常に不思議だったわけでありまして。

本来、地方交付税というのは、その基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額が地方交付税として交付されると。これは全国どこにいても同じような行政サービスが受けられるようにということで設けられた制度でありまして、地方交付税は国のおぼしめしで交付されるものではなくて、きちっと憲法で保障された地方自治法を守るために地方財政法、地方交付税法、その他でしっかりと確保されるように決められているわけでありまして。

政府は、財政難ということで地方交付税を減らしてくる姿勢を強力に示して、当時も小さい町村に設けられた段階補正を次々になくしていくような方向をとってございましたので、確かに財源は厳しい状況にありましたけれども、しかし、数年後に財政再建団体に陥るなどということは、この地方交付

税の交付の仕方を考えれば、これはそんな結論にはならないというのが行政の専門家である役場の立場からは当然導き出される結論ではなかったかというふうに思います。なぜ、このような財政シミュレーションが出てきたのか。

当時、道からの派遣職員も来ておられまして、そして国の意向が強く反映されたことだというふうに思うわけなのですけれども、やはりその最大の理由が、この合併しなければやっていけなかったのだと、そのことが今どうだったのかということが問われるのではないかというふうに思うのです。

私、人口 2,000 人以下の町村が、今、道内に 12 ありますけれども、その町村のその実質公債費比率、当時と現在どうなったのかということ調査してみましたけれども、その平均は、合併当時の平成 17 年度の実質公債費比率はこの 12 市町村の平均で 15.1 だったのですけれども、現在、平成 25 年度のその比率は 7.0 と、物すごい好転を見せております。我が町の実質公債費比率は 21.5 から 16.1 に改善はしているわけでありまして、そういうことを考えると、合併しなかったらやっていけないのだと、合併しなかった町村、一つも財政再建団体になっていないわけでありまして、合併しなければやっていられないのだと。こうして合併協議会が示した財政シミュレーションがそれを裏づけるようなものを出してきたわけなのですけれども、しかし、それは全くの誤りの試算だったと、そのように、今、判断できるとは思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これは、合併シミュレーションのこの財政問題の中で、今、増田議員が言われるような財政再建団体に陥るといふような言葉は出ていないというふうには思っております。あくまでも、このまま行くと、今言われた年度に基金がマイナスになりますよというふうなことは現実に、これ、出されておりますけれども、おっしゃるとおりどこの町村も再建団体になったところはありませんから、私どももそういった再建団体に陥るといふようなことは、明言とてできるような状態では私はなかったのではないかなというふうには思っております。

ただ、厳しい財政状況にあり、さらに今後も厳しい財政状況が見込まれる中に、安定した財政基盤を確立させていくためには、合併の道が一番いいのではないかというふうな選択肢があったことだけは、これは間違いないのだろうというふうに思います。

ですから、私どもはいろんな条件のもとで合併が協議されてきました。確かに財源問題が一番大きな課題であったかもしれませんが、恐らく国もその辺を主体として合併を進めてきたのだろうというふうに思われますけれども、私どもはそういった経緯を踏まえながらも今日を迎えているわけでありまして、新たなまちづくりのためにうまく進めていくことが、よりよい方向に進めていくことが大事であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 合併協議会だよりもきちんと明記されていますけれども、先ほど協議会だよりのそれをそのまま読み上げたわけですよ。実際そのいろんな示されたこういう合併のシミュレーションの図なんかを見ましても、その時点で赤字になるということが示されているのですよね。やっぱりそういうものを示されて、村民に示されれば、こんなに大変なら合併せざるを得ないなとなっていかなざるを得ないわけですよ。だから、もっと現実に即したシミュレーションをして、そして資料を出し直してくれと。その上で住民投票をやって、みんなの総意で合併していったらいいのではないかという主張をしたのですけれども、それは実現しませんでした。はっきりと翌年、平成 22 年度には財政再建団体になるものと推定されます。こういうことで示されているのですよね。

余りにもそうした合併協議の中での示されたものと、10 年余りたった今日を見れば、そうした推定がいかに現実に沿った推計でなかったかということが言えるのではないかというふうに思います。そういうことを考えますと、合併して現在をいかに、町長が言うように、一体となった新しい町にしていくかということは、我々も努力していくわけでありまして、そうした手法、この財政状況判断などは、やはりこれからも教訓としていかなければならないのは、自分の頭で考えて道役人が示すそういうものをもとにするのではなくて、自分の頭で考えたそういうものにしていかなければ、これか

らも誤りを犯すのではないか、そのように思うわけです。

先ほども言いましたけれども、小さい町村が特に大変だという状況が生まれた中で、例えば当時、中頓別町は17年の実質公債費比率が26.0でありましたけれども、現在では12.4になっていると。やっぱりそういうことを考えると、先ほども言いましたけれども、やはり地方交付税のそのあれは、やっぱり基準財政需要額から収入額を引いたその残りの分を基本的には保障していくのだというそういう財政上のあれから言えば、そんなに簡単に地方が壊れていくものではないということを上申して、教訓にしなければならないというふうに思います。

次に、2番目の問題ですけれども、やっぱり合併してよかったとの意見が少ないと。そのことは率直に申し上げなければならないというふうに思うわけです。そうした点で、やはりいろんなものが不便になったということは、しょっちゅう耳に入られることであります。

いろんな問題が総合支所で完結しないで、こっちの本庁のほうに問い合わせなどをしてなかなか解決しないというような問題もしょっちゅう聞かされてきたわけでありまして。

先ほども申し上げましたけれども、住民の負担増というものも同時にもたらされたわけで、やはり合併によるいろんな財政効果が生まれて、そして基金なんかも積み上がった状況を見れば、例えばまちづくり基金なども相当ふえているわけで、そういうことを考えると、忠類だけをよくせいということではないのですけれども、新町全体が旧忠類村でやっていたサービスに近づいていくような努力をすることが、やっぱり合併してよかったと言ってもらえるような、そういう行政になっていくのではないかと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 忠類の皆さんに、合併してよかったと言っただけのまちづくりを進める、これはもう最初から今も変わるものではありませんし、これからも当然続けていかなければならないのだろうというふうに思います。もちろん負担の関係では、今までから忠類村時代から幕別町と合併したことによってふえたものもあるでしょうし、逆にそうでないものもあるのかもしれませんが、これはよくなった部分、あるいは今おっしゃられるようにデメリットの部分もきっと合併によってあるのだろうと思いますけれども、そうしたことを一つ一つ乗り越えながら、新しいまちづくりを進めるといのが、これは私どもの責務だというふうに思っておりますので、これからも引き続き町政を担っていくための新しいまちづくりというのは、これからも変わることは私はないのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） そうした点で、合併した今、いろんな点で本来の地方自治体の役割である住民の福祉の向上などにやはりきちんと対応していくことが大切だというふうに思います。小学校卒業まで医療費が無料になるでありますとか、いろいろな幕別町の忠類の地域に地域密着型の特養ができたとか、そういういい面もあるわけで、そうした点では忠類の住民が本当に幕別町と合併してよかったと、そう思ってもらえるような努力を今後も続けていっていただきたいというふうに思うわけです。

次に、3点目であります。そういうことで、忠類地域の状況というものがしっかりと把握されて今後も行ってほしいと思うのですが、調べてみますと、例えば函館と合併した榎法華村でありますとか、恵山、南茅部などの人口は、榎法華などでは30.1%、それから恵山26.1%、南茅部20.9%というような人口の減少があります。それに比べて忠類は12.何%でしたか、の減にとどまっております。しかしながら、やはりほかの町村、例えば大樹町の人口の減少は、どのぐらいかといいますと、この忠類が合併してからのあれを見ますと7.7%にとどまっている。それから更別村は1.9%の減少、それから中札内村は3.1%の増加というようなことで、忠類の周りの町村は忠類ほどの落ち込みにはなっていないわけです。

函館の合併した町村のような減少、人口減になっていないことの一つには、やはり忠類総合支所という形でその27人、8人の支所を維持していただいて、そして行政に当たっているということも大きなその支えになったのではないかと思うのですよね。だから、以前の一般質問でも申し上げましたけ

れども、いろんな工夫をして忠類の地域の総合支所の仕事を、みんなこっちに持ってこないで、光通信でもう結ばれているわけでありますから、やはり忠類の総合支所にそれなりの仕事を残すのだと。例えば前に申しあげました、今、牧場の管理なんかは向こうでやっている。それから町有林の管理なんかも向こうでやったらどうかという提案をさせていただきました。向こう側のほうに町有林なんか張りついているという関係もありますのでね、そういうことだとかさまざまな仕事を向こうに残すことが、忠類の総合支所を残していく保障になるのではないかというふうに思うのですよね。そういう努力もして合併した周辺の地域を、やはり過疎にさせない努力が必要でないかというふうに思うのです。

質問でも言いましたけれども、忠類村も一般会計で二十数億円、特別会計も入れれば30億円近くの予算をあの地域で回してきていたわけですね。そういう結果、商業活動なんかもそれなりに行っていただけなのですけれども、それがやはりそういうことにならない結果、今、商店なども大変な状況にありまして、食料品店なんかもなくなっていけば、それこそお年寄りなどの本当に住みにくい地域になってしまうというふうに思うわけで、ぜひともそうした点での努力をしていっていただきたいというふうに思うわけです。

もう一つ、地域住民会議があるのですけれども、地域住民会議は町長の諮問機関という位置づけでいろんな意見を町長に投げかける役割を果たしているのですが、もう一歩進めて地方自治法が改正されて、地域自治組織、それを地域自治区というような形で設けて、そして一定の予算も持った上で、地域の自治活動をやはりしっかりと定着させていくことによって、その地域の寂れといいますか、活性化を図っていくという、そういうあれが地方自治法に位置づけられたわけですので、これは地域自治区は忠類の地域だけにつくるというわけにはいかなくて、やっぱりそれを設ける場合には、ほかの地域にも満遍なく設けなければならないことになっておりますけれども、ぜひともそういう地域住民会議だけでなく、地域の自治活動を活発化させ、定着させていく中で、その地域が息づいていけるようなそういうことも将来考えていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 住民会議のあり方については、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、来年で10年一区切りがつくわけであります。これらを含めながら10年の経過を踏まえながら、今新たにできました、今、忠類地区に14の公区がありますけれども、この公区長連絡会議とどう整合性をとっていくかというような課題もあります。そういったことを含めながら十分検討させていただきたいというふうに思います。

また、自治組織の関係は、これは合併時からそういうことも話題にのっているいろいろ議論もされた経緯があります。ただ、おっしゃるように、忠類地区だけではなく、つくればそれでは札内も幕別もとなるけれども、本当にそこまで町に必要かということになると、どうしても最後は決着がつかない、決定ができなく回ってしまったと、結局議論だけで終わってしまったという経緯があります。引き続き、そういったことが今後望まれるものであり、必要性が出てくれば、これはまた考えなければならぬかもしれませんけれども、今段階で、こちらの町側から声かけて、すぐどうかということには今の段階では思っておりません。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 一番合併してみんなの気持ちに大きく響いたのは、やはり合併しなければやっていけなくなるというそういう思いのもとに合併したけれども、合併して9年、10年たった今、合併しなかった町村、財政もどんどんよくなっているのではないかと、財政再建団体になった自治体は一つもないよというような現実を見せられたときに、本当にこの合併がどうだったのかという、そういうことにならざるを得ないということになります。

そうしたことを思えば、やはり今言いましたように、地域で自治活動がしっかりと定着していくような、忠類の住民の人たちもいろんな活動で積極的な行動を起こしていると思います。そういう努力には私自身も頭が下がるわけなのですけれども、そうしたさまざまな住民活動がしっかりとこれから

も息づいていくように、町としてもしっかりとサポートしていただきたいと。そうしていくことが本当に一体感の出て、合併してよかったと言えるようなそういうものになっていくのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4番目でありますけれども、地方交付税、いろいろな合併してからの市町村の働きかけでいろいろな措置が講じられつつあるというようなことがこの答弁で述べられておりますので、今後も一層そういう点での働きかけを強めていただきたいというふうに思ひわけですけれども、政府の合併の一番の眼目は、そうやって自治体を少なくして、最終的には一本算定になったときに、財源がうんと少なくて済むよというそういう思惑で合併を進めていったわけでありますけれども、しかしながら、やっぱり合併して周辺になった地域のその現状を見ますと、本当にこれでよかったのかと、そういうような意見が出てくるのは当然の状況になっておりまして、非常に残念な結果であります。引き続き地方交付税については、努力をしていっていただきたいというふうに思ひます。

時間もありませんので、最後の問題でありますけれども、今、この合併10年ぐらいたちまして、国会でもさまざまな議論が行われています、合併に対するですね。3月4日の日には参議院の国の統治機構に関する調査会というのが開かれまして、そこで東京大学の名誉教授の西尾勝さんという人、これは第27次から相当の期間、地方制度調査会の委員をやられたりして、町村合併に対する西尾私案なども出して、それで小さい自治体はほかの大きい自治体に面倒を見てもらえばいいのだというような私案だったもので、市町村からも相当批判を受けた西尾私案を出して、やっぱり合併の推進の立場だった人でありますけれども、その人が4日のその調査会で、何を言っているかといったら、当時は合併を推進する立場だったが、結果を見ると大失敗だったと言わざるを得ないと。それぞれの地域の自治を守る方策を考えるべきであった。本人が大失敗だったと言っているのですよね。何か僕も直接読んだわけでないのてちょっとあれなのですが、総務大臣も今度の国会で、合併は失敗だったというようなことを言っているということであります。

やはりそうした財政のむちをもって、そして合併にあれして、町長の答弁にありますけれども、自治体の半分ぐらいになってしまったという状況の中で、合併の周辺地域がどんどん過疎化していくわけなのですが、そうした折に、増田元総務大臣やった増田さんが参加する地方創成会議というものが自治体の消滅論を発表して、こんな冊子であれも出ているのですけれども、その896にも及ぶ自治体が消滅していくのだと。そういうようなことを言い出して、そして地方を不安にさせると。その根拠は、その自治体に二十から30代の若い女性が今の半分以下になってしまう、そういうような自治体はみんな消滅していくのだというようなことなのでありますけれども、しかしそれを今度は、先ほど言ったような道州制の問題に結びつけて、そして道州制を推進するその一つの役割にしていこうというような動きが強くなってきているわけです。

先ほど町長も道州制については、町村会、全国町村会だとか議長会が反対の立場をとっているというお話でありますけれども、そこには町長はどういう立場かということが抜けているのですけれども、地方の自治体をあずかる者として、やはりこの道州制がどういう役割を果たしていくかということて次の町政にもしっかりと受け継いでいっていただきたいというふうに思ひます。

これ北海道の町村会が出した道州制の何が問題かという冊子なのですけれども、これにはこういうこと書いてあるのですね。町村からのメッセージということで、私たちはふるさとを守りたいという文の中に「道州制が導入されれば、財源が豊かで投資力のある大都市圏がますます豊かになるだけであり、財源や投資力に乏しい農村や山村、漁村はますます疲弊し、活力を失っていきます。それは平成の市町村合併により周辺化した地域の状況を見れば明らかです」と。そのようにまで言っているのですよね。やっぱりこの全国町村会が共通の認識として出したこういうことにもしっかりと学んでいかなければならない。全国町村議長会でもこういうようなパンフレットを出して、そして道州制には反対だという姿勢を明らかにしております。

そういうことを考えますと、この平成の大合併が失敗だったと、そういうことを進めていた人たちも言っているわけですよね。今度は先ほど言ったような人口がうんと減って行って、消滅の自治体が

800 も、半分以上が消滅していくのだというようなことをてこに、さらに道州制に進めていこうとするようなことは、やはり防いでいかなければ、周辺地域、農村、今、TPPなどが推進されて、この農村などが非常に厳しい状況に置かれようとしている中で、地方創生などと言って、政府も乗り出してきているわけですが、やはりそういう……

○議長（古川 稔） 増田議員、済みません、時間ですからまとめてください。

○17 番（増田武夫） 一つ一つにしっかりとこれからも対応していかなければならないというふうに思います。そういうことで、先ほどの質問でもありませんけれども、私も 42 年弱の中で、相手が病気でないときは別にして、全ての議会で質問をさせていただきました。これからも町村議会がこうした議論の場になることを祈念しまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

12：06 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子恵議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） 通告に従いまして、以下の点について質問いたします。

1、国保加入世帯の現状についてです。

今、住民の負担能力をはるかに超える国保税が全国各地で大問題となっております。こうした高過ぎる国保税の第一の要因は、国の予算削減です。1984 年の国保法改定で、それまで医療費掛ける 45% だった国庫負担を医療費掛ける 38.5%（給付費掛ける 50%）に削減したことを皮切りに、国の責任を次々後退させてきました。その結果、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1984 年度の 49.8%から 2012 年度には 22.8%にまで減っています。

もう一つは、不況の深刻化、非正規労働者や年金生活者の増加などで加入者全体の所得が低下していることです。1984 年度の国保加入世帯の全国の平均所得は 179 万円でしたが、2012 年度は 141 万円に落ち込んでいます。これに対し、国保の 1 人当たりの保険税は 1984 年度の 3.9 万円から 2012 年度は 9.1 万円まで引き上げられています。

加入者の所得が低下している中で国保税の引き上げは当然のごとく滞納を増加させます。こうして国保は財政難から保険税の引き上げ、滞納増、財政難という悪循環を抜け出せなくなったのです。

以下、次の点について伺います。

①国保加入世帯数と所得階層別未納件数は。

②短期保険証と資格証明書の発行件数、被保険者にどのように届けられているのか。

③恒常的な低所得を対象とした免除制度を。

④滞納世帯に対して、機械的な差し押さえではなく、丁寧な指導を行い、制裁措置を行わないこと。

⑤国に国庫支出金の増額を求めていくこと。

次、2 です。国の責任で現在の国保制度の充実を。

政府は、2015 年度から国保を広域化・都道府県単位化にするとしています。

制度改変を先行実施している大阪府では、保険財政共同安定化事業への拠出金の割合が変更になり、給付費が高く低所得の加入者が多い大阪市に引張られる形で、保険税を低く抑えている他市町村の国保税が引き上がる事態が起きています。

埼玉県では、県当局が、長期にわたる法定外繰り入れは好ましくないと市町村の国保行政への介入も行われています。

国保の広域化・都道府県単位化は住民負担増と市町村国保への統制が懸念されます。国保の保険者

を都道府県単位にするのではなく、今までどおり市町村とし、皆保険制度にふさわしい制度に充実させていくことです。

したがって、国に対して、現在の市町村体制を維持し、国民の皆保険制度の責任を果たすよう求めていくこと。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「国保加入世帯の現状について」であります。

日本における医療保険制度は、原則として全ての国民が何らかの公的医療保険制度に加入する国民皆保険に最大の特徴があり、その制度の根幹をなしているのが、現在、市町村が運営している国民健康保険制度であります。

国民健康保険は、被用者保険等に加入している者を除いた、全ての人を被保険者としていることから、「被用者保険等に比べ低所得の加入者が多い」「年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い」「所得に占める保険料が高い」といった構造的な課題を抱えております。

このような構造的な課題から、多くの市町村では収支不足額に対して、一般会計からの法定外繰り入れを行ったり、繰上充用を恒常的に実施せざるを得ないのが実情であり、その財政運営は大変厳しい状況に置かれております。

ご質問の1点目、「国保加入世帯数と所得階層別未納件数について」であります。

本町の国民健康保険加入世帯数については、平成25年度末現在で4,434世帯であります。

次に、所得階層別未納件数については、平成26年5月31日現在で、未申告が230世帯、100万円未満が274世帯、100万円以上200万円未満が190世帯、200万円以上300万円未満が88世帯、300万円以上400万円未満が16世帯、400万円以上500万円未満が4世帯、500万円以上が2世帯であり、合計804世帯となります。

ご質問の2点目、「短期保険証と資格証明書の発行件数と被保険者への発送方法について」であります。

初めに、被保険者証の有効期限を6カ月とした「短期被保険者証」の交付件数については、平成27年2月末現在で226世帯、455人です。

また、「資格証明書」の交付件数については、平成27年2月末現在で10世帯、10人ですが、そのうち6世帯、6人が居所不明のため実交付件数は4世帯、4人となっております。

次に、短期被保険者証と資格証明書の交付方法についてであります。平成25年10月の一斉更新時から有効期限満了前に全て郵送にて交付しているところであります。

ご質問の3点目、「恒常的な低所得」を対象とした免除制度について」であります。

国民健康保険税は、地方税法に基づき納税義務者の負担軽減を図るために所得に応じて7割、5割、2割の法定軽減措置が行われており、それらの減額分については国民健康保険の財政運営上支障がないよう国等により補填されているところであります。

また、平成26年度からは、5割軽減と2割軽減に係る軽減判定所得が見直されたことにより、軽減措置が拡大化され、さらに負担軽減が図られたものと認識いたしております。

町といたしましては、低所得者に対する負担軽減は法定軽減措置が基本であり、恒常的な低所得者を対象とした一律の減免制度による税の免除措置等については、国等における完全な補填措置がなく、結果的に他の被保険者の負担となってしまうなど、税負担の公平性を欠くことにつながることから、その制度化は難しいものと考えているところであります。

国保税の支払いが困難な方については、納付の猶予や保険税の分納など納付の相談により対応いたしておりますが、今後ともきめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

また、幕別町国民健康保険条例第29条第2項に「災害等により生活が著しく困難となった者若しくは、これに準ずると認められる者、または特別な事情がある者に対し、国民健康保険税を減免するこ

とができる」と規定されておりますので、個別の案件ごとに親切、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「滞納世帯への対応について」であります。

滞納者への対応といたしましては、文書、電話等による督促、納税相談の呼び出し通知、催告書を送付するなど、さまざまな働きかけを行い、この段階で連絡をとることができた場合に、課税面での再確認を行った上で、納付できない理由をお聞きし、生活面での改善の指導や他の債務の返済状況に合わせた納付計画の提案などの対応を行っております。

相談の中で明らかに生活困窮である場合につきましては、生活保護や児童扶養手当の申請など福祉制度の活用を勧めるなど、滞納者に寄り添った対応を心がけているところであります。

また、納付や連絡がない場合についても、夜間や休日の臨戸訪問を行い、できる限り早い段階で接触を図るよう努めております。

しかしながら、再三の通知や臨戸訪問、その後の差し押さえ通知送付後も、納付や連絡がない、相談しても納付できない理由を明確に示されないなど、納税に対する誠意のない滞納者に対しては、滞納処分を実行しているところであります。

滞納処分につきましては、地方税法の規定に基づく行政処分であり、自主財源の確保や納税の公平性の確保の観点からも必要な措置であると認識いたしており、今後におきましても、滞納者の経済状況等を十分に勘案しながら、適正な対応に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「国庫支出金の増額を求めていくことについて」であります。

国民健康保険の国庫支出金については、昭和41年度には療養給付費補助金として医療費に対して40%が交付され、合わせて調整交付金として5%が交付されておりました。

その後、昭和59年度には、当補助金の交付対象が医療費から患者一部負担金を差し引いた医療給付費分に改められるとともに、調整交付金については医療給付費分に対して交付率が10%に引き上げられ、合わせて50%の国庫負担率となっております。

現在では、医療給付費に対する国庫負担金の交付率は32%で、国の調整交付金は9%、都道府県の調整交付金は9%となっておりますことから、国と北海道により50%相当分が措置されているところであります。

国においては、平成26年度に約500億円をもって実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充化をさらに進めて、平成27年度からは、保険料の軽減対象者数に応じた保険者の財政支援策として国費1,700億円を投入するという方針を打ち出されております。

さらに、国では、平成29年度以降も毎年3,400億円を国民健康保険の財政安定化等に活用するとしておりますので、国民健康保険財政の運営の健全化に向けて、これらの対策が確実に実施されるよう国等に要望してまいりたいと考えております。

次に、「現在の国保制度の充実を」についてであります。

現在の国民健康保険運営における構造的な問題の解決は、市町村単位の保険者だけでは難しいという現状を踏まえて、国では、社会保障改革プログラム法に基づき、持続可能な医療保険制度等を構築するため、国保財政基盤の安定化などの支援対策に取り組み始めたところであります。

また、「社会保障制度改革推進本部」においては、平成30年度から都道府県が、国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保の運営を担うことを趣旨とした「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」を取りまとめたところであります。

今後、この法案が成立しますと、平成30年度以降は、都道府県と市町村がそれぞれ役割を分担し、国民健康保険の運営を行っていくこととされております。

国保の広域化により期待される効果については、規模の大きな保険者となることによる運営の安定化、医療計画の策定者である都道府県が国保運営の責任を有することによる良質な医療の効率的な提供に資することなどが挙げられております。

一方で、国民皆保険を支える国保の安定化を図ることは極めて重要な課題であり、そのあり方につ

いては、不断の検証を重ねることが重要であるとし、今後もさらに検討を進めていくこととされているところでもあります。

町といたしましては、国民皆保険制度が堅持され、町民の皆さんが安心して日常生活を過ごせるように、国保制度の見直しが慎重に進められていくように、他の自治体と歩調を合わせて国等に要望してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 国保世帯のその世帯数と所得階層別未納件数というところでは、804世帯が滞納しているということです。その中で、未申告230世帯、全体の28.6%が未申告の世帯で滞納をしているということです。

それで、国保のその制度の説明の中では、所得を申告していない場合は軽減の対象となりませんというふうに記載されております。この未申告世帯の世帯状況を押さえているのかどうか、もし押さえられているのであれば、その中でどのぐらいの所得にしているのか、そういうようなこともきちんと調査をいたしまして、軽減の対象になるのであれば、そういう処置、町民に対してそういうことをきちっと指導していかなければならないと思いますけれども、この未申告世帯というのはどのように押さえられているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 未申告世帯における世帯状況はわかっているのかという話でございますけれども、私どもも税を賦課する際においては、的確に賦課し、公平な負担を求めるとというのが原則でございます。そういう面からは、申告をいただくというのを基本としておりますけれども、未申告ということでございますので、その実態というものをなかなか知ることができないといったところでございますので、それらに対する軽減においても、実際のその現実の生活というものがはっきりしない以上、それらの軽減措置がとることができないということでございますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 所得の状況を把握していないということでもありますけれども、この滞納世帯に対しては税を納めてほしいという要請はしていると思うのですね。そういう中で、税の、どのぐらいの所得の状況かということは把握することはできるのではないのでしょうか。そういう手だては行っているのかどうか。もし行っていないのであればこういう制度があります、それで軽減策できる世帯があるのであれば、そういうことを講じましてきちっと納めてもらう、そのことが収納率の向上にも上がるのではないかとと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） ただいまのご質問でありますけれども、無申告ということですから、収納の状況がわからない、誰かかれか電話でもいただければ、その段階で私どもお話等してですね、所得の把握をしたい、そのように努めております。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 未納している方々に丁寧な対応をしていくということは、そういう納められないわけですから、何らかの事情で納められないわけですね。その納められない理由は把握しているのです。そういう中で、納められない方で所得の軽減対象になるとかそういう世帯の方がおりましたらきちっと申告をして、それで税の軽減策を講じるべきだという指導、当然あるべきだと思うのですよね。そうすることによって、納められる国保税であればきちっと納める、そのことが収納率の向上に上がるのではないですか。その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 先ほどからの繰り返しになりますけれども、申告があれば、接触があれば、

すぐそういう生活状況、本人からの面談によって生活の状況はどのなのだと無駄な支出はしていないだろうか、それとも例えば電気代が、タクシーだとかいろんな状況ですね、そういう状況をお話できるわけです。この現在の804世帯というのは、全く私ども、接触できないわけです。本人と話がもうできないわけです。ですから、それで仕事の状況がゼロという形で課税をしているということになるかなと思います。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 私は、今、未申告の230世帯にどういう対応をしているのかということをお聞きしましたら、804世帯には接触できていないと、そういう答弁でしたけれども、それであればどのような対応をしていたのか問われるのではないですか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 804世帯でなく230世帯、未申告の230世帯ということであります。失礼しました。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 未申告に対する接触という部分については、今、税務課長からもお話ありましたけれども、私どもとしまして、国保のほうで賦課をしているということから見まして、6月、5月ぐらい、5月の中旬ごろに大体この賦課状況がわかってくることとございますが、その段階で未申告の方がいらっしゃった場合においては、申告していただくように勧奨するという行為は行っております。その上で、なるべく私どもが確定賦課する前までに申告していただくことによって、当初からの軽減を受けれるといったところにもつながりますことから、それらの措置はしているといったところでございます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16番（野原恵子） それでは、この未申告世帯に対しまして、きちっと申告をして、もしその対象になるのであれば軽減策も講じるよう、そういう指導も行った中での申告がない、こういう手だてはきちっと講じていることなんでしょうかね。その中でも申告しない世帯がこれだけありますよということで、そこが滞納につながっているという、そういう押さえでいいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） はい、今、お話ありましたとおり、私どもとしまして、賦課時点においてはなるべく申告してもらって的確な賦課ということをしていきたいということでございますので、ここにある230世帯というものにおいては、再三私どもも賦課後もお願いをするのですけれども、なかなか申告しただけがないといったような世帯であるということで、把握していただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16番（野原恵子） はい、それがきちっと制度の説明をしまして、軽減策を講じれるのであれば講じて納入するという、そういう指導をきちっとしていくことによりまして、収納率も上がりますし、納めていく手だてというのができると思うのですよね。そういうきめ細やかな対応をしていくということが、やはり町民から信頼されて、税に対する姿勢も町民が変わってくる、そういうことにつながっていくと思うのです。ですから、そういう対応をきちっとしていくということが、これから本当に求められていくことではないかと思えます。そういう手だてをしっかりとこれからもとっていただきたいと思います。その点、これは職員の姿勢につながりますので、全てのことの姿勢につながりますので、そこをきちっと手だてをとっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 繰り返しの答弁で申しわけありません。私どもといたしましては、先ほどから申し上げましたとおり、的確な賦課をしてそして公平な負担をしていただくということが原則でございます。そういうことから言いますと、再三そういう返納申告を行っていただけるように、私ども国保を担当する課はもとより、税務課も一体になってやっているとござりますので、ご理解い

ただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 次、2番目ですが、短期保険証と資格証明書です。それで、今、短期保険証、資格証明書、この発行数も明らかになりました。この中で、保険証をどのように送付、届けているかということでは、留置はしていないということで、全ての方に送付しているという、そういう答弁でした。これは本当に大事なことでありまして、再三、国保会計の中でも留置しないようにということを質問していく中で、昨年10月から全ての方に送付しているということです。これもしっかりと堅持していただきたいと思います。

次に、3番目の恒常的な低所得者に対する減免制度、ここですが、今、本当に働いている方々の働き方も多様になってきておりまして、非正規雇用ですとか、派遣雇用など、本当に雇用が不安定になってきております。そういう中で、収入も低くなり、恒常的な収入というのは、こういう働き方が大きな要因になっていると思うのですが、そういう中で、本当に低所得の中で働いている方がふえてきているのです。ですから、減免制度をされても、そういうものも適用されていながらも滞納世帯がふえてきている。このことが証明しているのではないかと思います。

平成25年度の決算の中でも明らかです。今回の答弁もそうなのですが、100万円から200万円未満の中では、62.7%が所得の低い方の滞納が多いのです。ですから、減免制度を行ってもこういう恒常的な収入が少なく滞納につながっている。ここでは一般財源の繰り入れも行って手だてはとっているという、そういう姿勢はよくわかるのですが、それでもこれだけ滞納があるということは、払えない国保税だということが、もう滞納の中で明らかになってきていると思うのです。ですから、町としても、その手だてをしっかりと行っていくことが納入率の向上にもつながりまして、町民の健康を守っていく、そういうことにつながると私は思いますので、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 減免制度という独自の制度はどうかと、再三何回も議会の中で難しいという話はしているかなと思いますけれども、我々のほうでは分納制度というものがあります。それで、一度に払えなければ、今、国保は8期の納期の分けなのですから、10回に分けるとか12回に分けるとかそういう形を連絡していただければ、納税者の方とご相談申し上げて、そのような分納の誓約書といいますか、計画書をやっているものでございます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16番（野原恵子） そういう分納制、いろいろな手だてで納めてもらうように講じているということなのですが、結局滞納になりますと、それが不納欠損につながっていきまして、不納欠損で処理される、そういうことであれば、税金が不納欠損で町に入らないわけですからね、そういうことを考えますと、町財政全体から見ますと、そういう措置をするのであれば軽減策を講じて一人でも多くの方に国保税を納めてもらう、そういう手だてをとったほうがずっと町民の納税率が向上するとか、それから財政の円滑化につながるのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 減免につきましては、これまでもいろんなご指摘がございました。ただ、私どもといたしましては、国保税というのは前年の所得に対してご負担をいただくという原則の中において、一律に全てを一所得水準をもって減免するということにつきましては、やはり他の納税者との公平性の確保という面からは難しいことだというふうに思います。

また、国保財政上も一律減免、これ条例減免においても同じなのですが、一律的にある一定の所得において減免するということになりますと、やはり国並びに北海道からの道調整交付金等の措置が受けられないと、ひいては結果として他の国保税を払っている方に対して負担を求める形になってしまうということから考えても、一律にある一定の所得をもって減免するということについては、大変難しい問題であるというふうに思いますし、今の段階においてはできない部分というふうに私どもも考えているということでございます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） 今の段階ではということなのですが、国保税が本当に払えない、納められない、こういうのは現実として収入に占める国保税の割合が引き上がっていている、これは現実の問題だと思うのですよね。そうしますと、これは命にかかわる健康保険ですから、そしてその国民健康保険は収入の少ない人たちの入っている本当に医療費にかかわるその負担、医療費を補助していく健康保険制度なのですよね。ですから、だんだんだんだん国保税が上がるということは、そこを保障できなくなってしまう、そういう可能性が大変大きくなる、これ本当に心配なことではあると思うのです。ですから、そのところを町の責任として財政負担していくというのは、今後、本当に求められていく部分ではあると思うのですよね。国のそういういろいろな縛りはあるとしても、町としてその手だてをとっていくということは、町民に責任を負っていく自治体としては、非常に大事な部分ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 国保会計につきましては、この幕別町だけではなくて、全国的に非常に構造的な課題を抱えて、非常に厳しい財政状況です。その要因につきましては、もう既にご存じだと思いますけれども、国保制度が発足した当時は自営業者、農業者、そういう方が占める割合が多かったということでありまして、現在は退職された方が構成員のほとんどを占めると。そのようなことから所得の割と年金収入だけで低い方が、どうしても構成員として多いということでの構造的な課題が近ごろはかなり出てきたということになります。

医療費につきましても、やはり高齢者が占めておりますから、どうしても医療にかかる方もふえる。また医療そのものが高度化してきて、かなり医療が高くなってきている。いろいろな要因があつてこれは社会保障費として上がってきている、そのような構造があると思っています。

その中におきまして、国ではやはり国保の基盤をしっかりとしなければならないというようなことで、これは国費を投入して、低所得者軽減策もこれは 26 年度から拡大されておりますし、今後におきましてもいろいろな手だてを打って基盤を安定させるように国は向かっております。ですから、町村としましても、国のそういう動きに合わせて、あとはできることをしていくというような考えでいきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） そのことはまた、最後の質問のところにもかかわっていきますので、次の質問に移りたいと思います。

そこで、やはりその国の制度が、国が自治体、地方に対して国保にかかわる負担を下げてきている、そこに大きな問題があるということ、それは共通の認識だと思うのです。ですから、国に対してしっかりと財政負担をしていくことを求めていくことが必要ではないかということは、そこなのですよね。自治体だけではやはり限界があるということで、しっかりと国に国保に対する国の責任で自治体に、国保会計に財政負担をしていく、そこが本当に大事だということで、ですから、地方の自治体からもしっかりと意見を上げていく。そことかみ合わせて、それで滞納対策もしていく、国保税を引き下げていく、そういう手だてが必要だと私は思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 国保税の国に求めていくということですが、今も部長からもお話ありましたとおり、現在、国においては 27 年度から低所得対策の強化ということで、2 割、5 割、7 割軽減の拡充と保険者支援ということで約 1,700 億円を投じて実施するというに聞いております。

また、30 年度からにおいても、さらに 1,500 億円を投じて財政基盤の強化と財政リスクの分散と、また、精神疾患等に関する医療に関する支援等を含めて 1,700 億円を投じると。合計で 30 年以降については 3,400 億円を投じて国保の財政安定基盤を図っていくということとなります。

3,400 億円と申しますと、大体国保の全国の加入者数が 3,460 万人ほどいると言われておりますので、ほぼ大体被保険者 1 人当たり 1 万円ぐらいの国保財政の支援ということとなるということでございます。

いますので、町としましては、それら国保財政に対する支援を確実にやはり国において実施していただくことが、町の国保並びに今後 30 年以降については、今、都道府県化というふうにも考えられておりますが、そういう国保の安定的な運営につながるということを考えているところでございます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） 今、国が平成 26 年度から 500 億円という保険税の軽減措置の拡充化を図るということでしたけれども、これは消費税が増税されて、その分を充てるというそういう方針だというふうに押さえております。

それで、500 億円ということなのですが、これは 5 割、2 割減免の対象拡大ということですが、これを実際に実施されている、していくということですが、これは消費税 8%増税で得られる税収分の 4 分の 1 程度に過ぎないということが一つ。もう一つ、これから 1,700 億円を投入するということですが、これも 10%増税の先送りということで、今、実施を渋りだしているということで、ですから、国に対して強力に国庫の負担をしていくことをしっかり求めていかなければならないというふうに思いますので、ぜひ、そのところを強調していただきたいと思います。

それで、先ほどですが、私一つ質問することを飛ばしてしまったのですが、差し押さえがされているということですが、その差し押さえ件数ですが、その中で差し押さえの最低の金額というのは、幕別町ではどのような金額なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 差し押さえの金額なのですが、平成 25 年度末で、これは前回たしか、決算委員会のときにも提出した資料かなと思いますけれども、差し押さえの最低額で 34 円、最高額で 20 万 40 円と、そういう形になっております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） その中に、預金の差し押さえとかそういう中で、給与所得ですとか、そういう児童手当ですとか、そういうものの差し押さえはないのかどうか。それから、この 34 円とを差し押さえするというその過程は、どういう状況で 34 円を差し押さえしたのでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 34 円につきましては、郵便貯金の差し押さえという形になります。それで、私も預金の差し押さえ等をやっております。ただ、給与だとか年金のそういう直接の差し押さえというのはやっておりません。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） 郵便貯金の 34 円を差し押さえる、それはどういう形で差し押さえをするというふうにして行ったのでしょうか。例えば担当者個人なのか、それともそういうマニュアルとかそういうものがあってそれで差し押さえしたのか、その点が非常に大事だと思うのですが、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 金額 34 円の債権の差し押さえの件ですが、金額の多寡ということもございまして、これ 34 円の差し押さえをすることによって、実際にその滞納されている方からの連絡があることもございまして、そういった少額で差し押さえをすることによって、連絡がとれるというような場合もございまして、そういったことを期待いたしまして少額ではございますが、差し押さえをしているという現状でございます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） それで 34 円を差し押さえして、連絡あったのですか。そういうことが実際にないのであれば、見せしめの差し押さえにつながるのではないかと私思うのですよね。それで、そういうことをする場合には、しっかりと町で基準を設けて、滞納をした場合には、滞納整理の事務の手続というそういうものをきちっと定めて、担当者がどのように変わったとしても、その手続によってやっていくという、そういう手だてが必要ではないかと思うのですよね。そのことがやはり懇切丁寧な

対応になると思います。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 差し押さえの関係でございますけれども、差し押さえについては基本的なルールに基づいて行っておりますが、金額については先ほども申し上げましたように、そういった効果を期待しながらやっちはいるということございまして、実際にそれが連絡があったかどうかということにつきましては、ちょっと詳細を私は把握はしてございませんけれども、そういったマニュアルといいたまいますか、そういった基本的なルールに基づいて行っているところでございます。

そういった何というのでしょうか、全体的に効果を期待しながら、あくまでも、今まで再三再四町のほうから働きかけをした中で返答がない、納入がないというような誠意の見られない滞納者の方についてのみ行っているものですから、そういったこともご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16番（野原恵子） ご理解といっても、ちょっと納得はできませんけれども、34円の差し押さえですからね、それがどのように町民に対してきちっと町が手だてをとっているのかということとはちょっと私は疑問に思いますけれども、時間がありませんので、次の質問にさせていただきます。

今、政府が国保の広域化・都道府県化、そういうことを進めていくということですが、最初に質問の中で先行してやっている都道府県の中では、さらに町民に負担がかかるですとか自治体の負担がふえるですとか、そういう問題点が、先行されているところで起きているということなのですかね。

それで、広域化を進めていくということの中で、問題点として今出されてきている中では、国保の広域化保険料を県内統一にすると、市町村が収納率向上の努力を軽視するおそれがある。ですから、都道府県が統一した保険料を納める直接賦課方式、これは後期高齢者と同じような保険料ではなくて、都道府県が事業に必要な事業を分賦金として市町村に割り当て、保険料の率・額は市町村ごとに決める分賦金方式が望ましい、こういうことが今検討されているということなのですが、それによって何が起こるかといいますと、その分賦金の割り当てによりまして、市町村の一般会計の繰り入れのあり方や収納対策を指導することが、今度、都道府県でできる、そういうふうになりますと、一般会計の繰り入れ、分賦金を確保するというふうに都道府県が決めますと、これは分賦金を納められなかった場合には、一般会計で繰り入れるということであって、先ほどから低所得者の方々にはきちっと軽減策を講じるとかそういうようなことですか、それから、全体の国保税を引き上げるだとか、そういうことに一般会計の繰り入れが使われない、こういう問題点が起きてくるのではないかと、こういうことが今論議されている、そういうことも表面化されてきております。

それと、国保税の賦課ですとか徴収、窓口業務などにかかわる市町村の負担は軽減されるどころか都道府県の指導のもとで強化されて、市町村独自の今言いましたように、保険料の軽減のやりくりなどが非常にやりにくくなる。そして、保険料がますます高騰になる。そういうふうになりますと、住民の負担が多くなりまして、住民からいろんな不安の声が多く出るのではないかと、そういう心配があるのが、今回の広域化・都道府県の単位化だというふうに押さえているのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 現在、平成30年からですが、国保運営の都道府県化ということで検討されているところでございます。

今、お話ありましたとおり、保険料の徴収方法につきましては、いわゆる後期高齢者医療会計のような形で統一保険料ということではなく、やはり北海道においても医療費の格差が大変大きくなってございます。大体2.8倍から4倍とかとされている部分もありまして、それら医療費格差をどうするかといったところが大きな問題でございます。その医療費格差があるがゆえに統一化ができないということで、やり方としてこの分賦金というのが編み出されたのですが、結局はその市町村における医

療費の総額について都道府県は保険料相当分として負担を求めるといふ仕組みでございますので、言ってみれば、他の市町村とのバランス等から見たら、努力して医療費を下げることによってその町の保険料も下がってくるという仕組みになりますことから、この方式が多分導入段階においては一番いいのかなという感じは、町としても受けているところでございます。

あと、保険料の軽減ができなくなるのではないかとといったところの心配でございますが、そもそも保険料の軽減というのは、先ほどからの議論でございますが、やはり制度にのっとって軽減措置をするということであって、町独自において軽減をするということが本来的な制度運営上どうなのかという一般論の議論でございます。そういうことから見ても、新しい制度になりましても、基本的な保険料軽減というのは全体の中で考えられるべき問題であって、市町村においてそれぞれの保険料の軽減措置をするということが果たして本当にほかの町民の方、要するに国保に入っている方以外の方の理解を得れるのかといったところも慎重に検討しながら、それらの議論というのはしていかなければならないものだというふうに考えておりますので、その辺はご理解いただきたいというふうに考えます。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 都道府県の国保、何ですか、保険料を決めていくのは今までどおり町村で決める、自治体で決めていくということですよ。医療費は広域化で全体で見えていくということですよ。努力して医療費を抑えたりですとか、それから国保税を抑えているとか、そういうところは広域化にすることによって、その町その町で独自で今、進めてきた国保会計ですか、そういうものが広域化によって今まで抑えていたところは高くなってしまふ、そういう状況も起こり得ると思うのですよね。ですから、そうではなくて、やはり一つの自治体は自治体で国保をしっかりと制度を守って、その皆保険制度に見合うように国がそこに財政を補填していく、そのことがその町その町で努力してきたことが、結果として町民の医療費を引き下げ、そして国保税もきちっと経営が安定していく、国保制度も安定していく、そういうことにつながるのであって、広域化になりますと北海道なら北海道全域でそれが一元化されてしまふような、そういう危険性が出てくるのではないかと。そういう心配があつて、今、埼玉県ですとか、そういうところでこれは国の言っていることと違うのではないかと。ということで、意見を出している知事や何かも、今出てきているということで、制度の矛盾化が先取りしているところで浮上してきているのですよね。ですから、そういう制度はやはりとどめて、自治体の責任で国保制度をきちっと守っていく、そういうことが大事ではないかというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 国民健康保険は、先ほど申し上げましたとおり、国における皆保険制度の本来に根幹をなしている制度でございます。ゆえに、大変重要な大切な制度というふうに私どもも考えております。

議員おっしゃっている、他の県ではという部分については、多分、保険財政安定化事業のことをお話ししているのでないかなというふうに思うのですが、保険財政安定化事業については、現在については30万円から80万円、30万円を超えて80万円以下については、保険財政安定化事業ということで幕別町も制度としてやっておりますけれども、次年度、27年度からでございますが、ゼロ円から要は1円からですね、1円以上については、1円以上80万円未満については、今度制度として保険財政安定基盤事業の対象医療費となりますことから、それらの中で全体的な調整がされてくると。かつ、要は拠出金と交付金との関係でございますが、現在においては拠出金と交付金の差が3%を超えなければ実質町の持ち出しという形になってしまひますが、今度は1%を超えた部分について、全て調整をするということになりますから、今よりは逆に町の国保だけを見ますと、財政的にはうまく動くようになってくるのかなというふうには考えているところでございます。

それとあと、市町村の今後の分賦金からいって、市町村の努力が保険料に反映しなくなるのではないかとのご心配でございますけれども、そういうふうに一般的に言われる部分でございます。ただ、ゆえに、健診をきちっとやって、健診率を上げることによって医療費の削減等をやるのが、ひいて

は保険料にすぐはね返ってくるといったところにもつながってきますから、それらその医療だけでなく、保健事業の重要性といったところも、今後の広域化に向けては十分その事業をきちっとやるということも、やっていかなければならないものだというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） 確かにそれは重要なことだと思うのですよね。医療費の削減ということは大事だと思うのですけれども、幕別町で独自で一生懸命健診などして医療費を下げていきます。それで医療費の負担も少なくなります。ですけれども、広域化になりますと、それ以上に努力していないという言い方は大変失礼なのですけれども、医療費の上がっていくという町村があった場合に、それに分賦金が上がりますね、町で努力しても、それが引き上がる、そういう可能性もあると思うのですよね、広域化というのはね。ですから、そういう点では、この町村独自できちっと手だてをとっていくということが、本当に大事だというふうに思うのです。

それと、今、幕別町が本当に努力して、繰り入れして町民の国保税を下げる努力しています。ですけれども、それができなくなるという可能性もありますので、そういうふうにしますと、広域化が必ずしも町民の負担軽減につながらない、そこが一番大きな問題になってくると思うのですよね。ですから、町独自できちっと国保を堅持していく、そういう制度を国に向けて意見を上げていくということが大事だと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 国保の広域化につきましては、まず医療給付については、都道府県ごとに全部一律で行われるということですから、これはそういう給付の面につきましては、どこの町でも同じような形で受けられるということになります。

今、お話のある分賦金につきましては、これはこれから3年間まだ有余がありますので、その中におきまして一定のルールが制度化されて、町村に対して示されることになっています。その中で、それが全て保険料にどのように反映させていくのか、それについては町村がよく考えていかなければならない事項だと、そのように認識しております。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） そこがね、先取りしている府県で、国が言っているような制度にはならなくて、結局持ち出しが多くなったりですとか、町民の負担が多くなっていったですとか、そういうような時代、それから事務処理が自治体に負担が重くなっているですとか、実際にそういうことが現実となっているので、この広域化と都道府県単位化ということは町村にとって、自治体にとっては有効ではないということが先取りしているところで明らかになっているわけですから、そこもしっかり検証していただきまして、市町村独自の、今の国保でしっかりとやっていけるような手だてを国に求めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、国保の広域化のお話が出ていますけれども、町村会もそうですし、先般、知事会がそれを受けるといようなことの決定をしました。したがって、このまんま平成30年に向けて広域化になっていくことは、まず間違いのないのだと思います。ただ、それに行く過程の中で、今いろいろなご質問いただきましたようなことが整理されていくのだろうというふうに思っております。

消費税絡みで3,400億円の国費を投入するというのがでも一つありますし、我々共済ですとかあるいは大企業の健保からも繰り入れをすると、そのことによって幾らかでも保険料を下げようとか、あるいは逆に言えば、食事代を上げるだとか、入院もほかの医院からの紹介がなければお金を取るとか、そういった負担も出てまいりますけれども、全体的に、今、広域化として何とか国保財政を立て直したいという。

恐らく広域化だったら、一遍に負担が減って楽になるかということは、これは個人も町村にもいきなりということには恐らくならないのだろうと、まだまだ厳しい状況は続くのだろうというふうに思

いますけれども、そんな中で、将来に向けて広域化することによって、安定した国保の基盤をつくっていかうというのが国の大きな狙いであるというわけでありますから、私どもも協力することはもちろんやぶさかではありませんけれども、かといって住民の負担が大きくなったり、町村の負担が大きくなったりということには、もちろんこれは改善を求めていく、そういう姿勢でこれからも町村会としても臨んでいくのだというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） はい、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14 時 10 分まで休憩いたします。

14 : 00 休憩

14 : 10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15 番（中橋友子） 通告に従いまして、学校教育の 1 点でお尋ねをいたします。

学校教育の充実を。

全ての子どもたちに行き届いた教育を進めることは、行政の重要課題であり責任であると考えます。学力偏重の教育行政が文科省の方針で進む中、過度のストレスや経済負担など、子どもにも保護者にも重くのしかかっています。加えて、子どもの貧困率が 16.3%、これは 2012 年であります。16.3% にまで上がり、経済支援がなければ教育も十分受けられない現状が生まれてきています。

幕別町教育行政は、確かな学力を確実に身につけることを学校の第一の責務と位置づけ、現在、小学校 9 校、中学校 5 校、高等学校は分校と合わせて 3 校で、総勢 3,200 人を超える児童生徒の教育に当たっています。小中学校の規模は、普通あるいは特別学級合わせて 29 学級の大規模校から、複式で 2 学級の小規模校まであり、校舎も建築年数が 30 年を超えるものがほとんど見受けられます。将来も見据えた教育環境の整備が計画的に行われ、確かな学力と豊かな人間性が育まれる教育が行われるよう、次の点をお伺いいたします。

①将来の児童生徒の推移と学校の配置について、どのような見通しを立てていただけるか。

②昭和 50 年代に急激な児童生徒の増加に伴い、複数の校舎が建設されてきています。今後一斉に老朽化に向かうことになることから、将来に向けての整備計画を持ち、財政負担が重ならないようにしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。また、要望の高い修繕計画はどのように取り組まれていくのか伺います。

③大規模校において、特に避難路や非常階段の整備、防災施設訓練など整備が急がれますが、どのように対応されていますか。

④専任司書の配置についてであります。この実施については、特に大規模校から実施すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

⑤義務教育は無償とされていますが、補助教材費や部活動費の負担は少なくありません。就学援助の生活保護基準の引き下げによる影響も懸念されていますが、現行基準の維持と、また父母負担の軽減について、どのように取り組んでいくか伺います。

⑥困難を抱える子どもを支援するスクールソーシャルワーカーの配置について、計画を伺います。

⑦特別支援員を初め、臨時教員の待遇改善をどのように図っていかれるか。

⑧少人数学級を小学校 2 年生以上にも拡大していくよう国に求める考えについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 森教育部長。

○教育部長（森 範康） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「学校教育の充実を」についてであります。

本町におきましては、学校教育の普遍的な取り組みとして「知・徳・体」のバランスのとれた子どもの育成を、学校、家庭、地域が連携して取り組んでおります。

また、確かな学力の育成には、基礎・基本的な学力、知識や技能の習得に加え、心豊かにたくましく生きる力を身につけ、人間として成長するための能力を育むことが必要でありますことから、情操教育、道徳教育、人権教育などの充実を図りながら、あわせて全国学力・学習状況調査の結果などを活用し、各学校における学力向上プランの着実な実施と検証や学習規律の確立を図るなど、学校改善の取り組みを進めております。

ご質問の1点目、「将来の児童生徒数の推移と学校の配置について」であります。

初めに、将来の児童生徒数の推移についてであります。

平成26年5月1日現在、本町の小学校9校には1,527人の児童（普通学級数63）が、中学校5校には854人（普通学級数31）の生徒が在籍しております。合計は2,381人であります。

少子化の進展は、本町におきましても例外ではなく、児童生徒数は、今後も徐々に減少し続けることが予想されますが、社会増減を考慮せず現在の町内居住者をベースとした場合、6年後の32年度には、小学校で1,328人、26年度と比較しますと199人の減（普通学級数8減）、同様に中学校では736人、26年度と比較して118人が減少し（普通学級数6減）、合計では317人、13.35%減少するものと見込んでおります。

次に、学校の配置についてであります。

幕別町教育委員会では、昭和60年に定めた「幕別町の教育施設整備に関する基本方針」を廃止し、平成20年9月に「幕別町の小規模小中学校のあり方に関する基本方針」を制定し、学校のあり方を地域住民の方々と一緒になって考えてまいりました。

この基本方針においては、小学校、中学校ともに3学級以上の学級数を維持していくことが望ましいが、通学に要する負担や地域における学校の役割等を考慮して、学校存続に関しての学級数を要件としないことなどを定めたところであります。

本年1月下旬には、文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が発出され、「望ましい学級数として、小学校では少なくとも1学年1学級以上、中学校では少なくとも1学年2学級以上」とし、この規模を下回る場合の対応の目安もあわせて示されたところであります。

また、同手引の中では、通学時間を「おおむね1時間以内」との目安も示されたところでありますが、本町におきましては、平成20年の基本方針の考えを念頭に、この手引の趣旨も踏まえ、これからの学校のあり方や学校規模について、地域住民の方々と一緒になって考えていくことが大切であると認識いたしております。

ご質問の2点目、「将来に向けての校舎整備計画及び要望の高い修繕計画は」についてであります。

町内の小中学校14校の校舎と屋内運動場のうち、明倫小学校の校舎と糠内小学校の改築校舎、白人小学校の増築校舎、札内北小学校の増築校舎、幕別中学校の校舎・屋体、糠内中学校の屋体の以外につきましては、主に昭和50年代の建築であります。

このうち糠内小学校と札内中学校の校舎につきましては、既に大規模改修を終えておりますが、残る建物につきましては、建築後30年以上を経過しておりますことから、総合計画3カ年実施計画に大規模改修事業を位置づけ、計画的に実施していく考えをいたしております。

大規模改修事業の財源については、公立学校整備事業の大規模改造事業の交付金と学校施設整備事業債を活用する予定としております。

次に、学校からの修繕の要望についてであります。屋内運動場の屋根改修、校舎の屋根及び防水層の補修、ボイラー・暖房等の設備更新、暗幕を含むカーテンの更新、屋外トイレの水洗化等のほか

小破修繕など、多岐にわたる要望が出されております。

児童生徒が日々の学校生活において、授業に支障が生ずることのないよう、日常的な営繕には、学校との連携を密にして特に意を配って対応しているところであります。

ご質問の3点目、「大規模校における避難路や非常階段の整備等防災の整備は」についてであります。

避難路や非常階段の整備につきましては、学校建設時において建築基準法等の基準に従い適切に整備してまいりました。

学校の階段の設置につきましては、建築基準法施行令において、建物の構造や用途、面積などにより設置の基準が定められております。

5階以下の耐火構造で教室などの居室の床面積の合計が400平方メートルを超える場合には2以上の直通階段の設置が義務づけられており、その態様は建物内、建物外を問わず設置することが可能であります。

札内中学校の北側校舎につきましては、教室から直通階段までの歩行距離の長さの関係から、東側階段と中央階段のほかに屋外に直通階段を設置しているところであります。

札内中学校以外の校舎につきましては、建築基準法に基づき建物内の適正な位置に直通階段を設置しておりますことから、新たに外部に非常階段を設置する必要はないと認識しております。

なお、各学校では防災教育において、学校内における避難路や避難場所について、児童生徒に指導をし、防災訓練につきましても、各学校において毎年3回程度、実施時期や時間を変えながら、地震や火災を想定した避難訓練を行っており、その際には、消防署員から身の守り方や避難の仕方等についての指導を受けるなど、みずからの命を守る教育を行っているところであります。

ご質問の4点目、「専任司書の配置を」についてであります。

学校図書館法の規定により、12学級以上の学校には、学校図書館の専門的な職務をつかさどる司書教諭を置くことが義務づけられており、本町におきましては、小学校では幕別小、白人小、札内南小、札内北小の4校に、中学校では札内中、札内東中の2校に、司書教諭の講習を修了した主幹教諭、指導教諭、または教諭を1人ずつ司書教諭として配置しているところであります。

本年4月1日に施行される改正学校図書館法では、学校図書館の運営改善や児童生徒・教員の利用促進のため、専ら学校図書館の職務に従事する学校司書の配置について努力義務が盛り込まれました。

本町では、いずれの学校においても、司書教諭や学校図書館の運営を担当する校内組織が、図書を選定や収集、読書活動の指導、図書を使った調べ学習の支援を初め、町の図書館職員の助言や支援により学校図書館の書架の整理や蔵書の配置かえを行うなど、求められる学校司書の業務を担い、児童生徒の読書意欲の向上や利用促進の取り組みを行っております。

加えて、一部の学校においては、保護者による図書館ボランティアの活動も行われておりますことから、学校司書は配置せず、各学校の取り組みの継続と町図書館職員の助言や支援を続けてまいりたいと考えております。

なお、全国市町村教育委員会連合会では、「学校図書館専任司書・司書教諭の専任化及び財政補助」について、北海道町村教育委員会連合会では「学校図書館司書教諭を標準法（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律）に新設すること」について、国に要望を続けているところであり、これらの動きを注視してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「就学援助の生活保護現行基準の維持と父母負担の軽減対策を」についてであります。

就学援助制度につきましては、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について、学用品費や学校給食費等の必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的に実施しているものであります。

本町では、現在、幕別町就学援助運用要綱に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、または保護を必要とする状態にある者及びこれに準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

を準要保護者として、生活保護法による保護基準額を準用して定めた金額と世帯の収入金額から、生活保護法による基礎控除の限度額を控除して得た認定対象額を比較し、1.3 倍未満となる場合に、就学援助の対象者として認定しているところであります。

なお、厚生労働省は、平成 25 年 8 月から 3 年程度かけて、生活保護法による保護基準額を段階的に新たな基準に見直しておりますが、国においては、「それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考え方とする。」としておりますことから、本町におきましては、今後とも 25 年 8 月 1 日以前における生活保護基準額により認定をする考えであります。

次に、父母負担の軽減対策につきましては、就学援助や新年度からの修学支援資金などにより、負担の軽減を図っているところであります。

ご質問の 6 点目、「スクールソーシャルワーカーの配置について」であります。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの背景には、児童生徒が置かれたさまざまな環境の問題が複雑に絡み合っていることから、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれたさまざまな環境に働きかけ、支援をする役割を担っているものであります。

北海道におきましては、平成 20 年度からスクールソーシャルワーカー活用事業を実施しており、本町におきましては、同事業により平成 24 年度から小学校校長経験者を 1 名配置し、子ども交流施設まっく・ぎ・まっくを活動拠点に、学校への巡回教育相談を定期的に行うとともに、問題を抱える児童生徒にかかわる情報収集、関係機関が効果的に支援できる体制づくりと、問題解決への働きかけを行っております。

なお、活動の実績といたしましては、平成 24 年度は 20 人の児童生徒とその保護者との相談を行ったほか、学校や家庭への訪問活動を 88 回、ケース会議を 77 回、25 年度は 23 人の相談、訪問活動を 140 回、ケース会議を 75 回行い、児童生徒、家庭、学校への支援を継続的に行っているところであります。

質問の 7 点目、「特別支援員などの臨時教員の待遇改善」についてであります。

特別教育支援員につきましては、平成 20 年度から町の日額臨時職員として教員免許有資格者を任用しており、賃金は日額 7,180 円でありましたが、支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、22 年度からは勤務時間を児童生徒の在校時間の 6 時間とし、1,100 円の時給に、23 年度からは無資格者につきましても任用し、その時給を 880 円として、26 年度につきましては各学校に 39 人を配置しております。

特別支援教育支援員の賃金につきましては、町が任用する有資格者臨時職員の時間給を比較した場合、平均よりも上位に位置しているところであります。

ご質問の 8 点目、「少人数学級の小学校 2 年以上への拡大を国に求める」についてであります。

少人数学級につきましては、受け持つ児童数が少ないことから、担任が一人一人の児童生徒に目配りができる利点があり、学校教育の質の向上やいじめの問題などに適切に対応できる効果的な学級編成であると考えております。

北海道におきましては、小学校低学年における基本的な生活習慣や学習に関する基礎・基本の確実な定着と、学校生活の円滑な適応などを図ることを目的として、平成 16 年度に小学校第 1 学年において、2 学級以上で 1 学級当たりの児童数が 35 人を超える学校を対象に「少人数学級実践研究事業」をスタートさせたところであります。

その後、小学校第 1 学年につきましては、平成 23 年度からは法の改正により国の制度となりましたことから、道は、小学校第 2 学年と中学校第 1 学年を対象学年として事業を継続し、24 年度からは、小学校第 2 学年につきましても、事業対象として、35 人以下の少人数学級が編成されております。

なお、少人数学級につきましては、北海道町村教育委員会連合会は、「小学校 1、2 年生の 30 人学級の早期実施」について、また、全国市町村教育委員会連合会では、「通常学級の少人数化（30 人学

級) 」について、国に要望を続けているところであります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(古川 稔) 中橋議員。

○15番(中橋友子) では、再質問を行わせていただきます。

幕別町は、管内の中でも唯一人口がふえている町ということで、とりわけ札内地域におきましては、子どもさんを育てられている若い家庭がふえてきているのが見受けられています。そんな中でも、国全体の人口減少を考えますと、将来的にはこれ以上児童生徒がふえていくということはなかなか考えにくい状況であるだろうというふうに思います。したがって、ご答弁にいただきました6年後の幕別町の児童生徒の推移が現在よりも13.35%減少するということは、当然想定される状況であるというふうに押さえていたいと思います。

こういった現状を受けながら、一つには答弁の中でも示されてきましたけれども、国が適正規模の基準というのを2014年12月25日に、この基準の見直しは実に60年ぶりだったということですが、提案されました。一つには学級数、それと通学距離ですね、これを学級数につきましては小学校については1学年1学級、中学校については1学年2学級、それから距離については小学校で4キロ以内、中学校では6キロ以内という定めでありました。

こういうことに照らして、我が町の今の置かれている子どもたちの学校の学級数の現状や、あるいは通学の距離というふうに考えれば、当然、町が独自で持っている基準とはかけ離れているのではないかとこのように思います。ただ、子どもにとって一番大事な教育環境を保障すること、それから負担のない通学をすることということになれば、必ずしも今回出された文科省の基準がよいというふうには思いません。この基準は、強制力はないとされておりますので、幕別町の姿勢を貫いて、今後も現状の学校の配置、それから将来的にはもちろん地域の方、保護者との検討の中で進んでいくのだろうとは思いますが、まずはこの基準に対する認識を伺っておきたいというふうに思います。

さらに、現状では幕別町ではここに、特に小規模校ではこの基準には合致していませんが、ただ、通学時間、ここが大幅にここを越えているような現状はないと思うのですが、もしそういうこともあれば伺いたいと思います。見解と実態を伺います。

○議長(古川 稔) 教育部長。

○教育部長(森 範康) 文科省が出しました小中学校の適正規模、適正配置等に関する手引の認識についてでありますけれども、今回出されましたのは、望ましい学級数を示されたということと、それ以下の学級についての対応について国の考え方が示されたというふうに認識しております。

次に、通学時間1時間以内ということが改めて示されましたけれども、本町においては1時間を超える通学の児童生徒はおりません。

以上です。

○議長(古川 稔) 中橋議員。

○15番(中橋友子) 心配するところは、こういう文科省の決め方は、最初は強制力を持たないというような形で基準として目安として出されるのですけれども、例えば今回もそうは言いながらも、統廃合した場合には国が財政的支援をしますよということが明確にされているのですよね。したがって、そういったところへ誘導されていくということを心配するものですから、町の見解として、現在進めてこられている基準、これをベースにしながら今後とも父母との協議を重ねられていくということを押さえておいてよろしいですね。

○議長(古川 稔) 森教育部長。

○教育部長(森 範康) 私の言葉で、私の答えるのがいいのかわかりませんが、20年に策定しました基本方針、幕別町の基本方針がありますので、何といたっても特に複式校、小規模校の学校の存続については、地域の中の一番大きな問題でありますので、今後とも地域の皆さん、それから父母の皆さん含めて十分に考えていかなければならないというものだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） わかりました。十分に今までの見地にしっかりと足をつけて臨んでいただきたい、このように思います。

次に、そういう中で、質問の1回目にも申し上げましたように、複式の小規模校、全校生徒9人の学校から600人を超えるマンモス校があるということです。小規模校につきましては、比較的安全も保たれて子どもたちにも目が届いて、行き届いた教育がされているというふうに、外部から見た者としては認識をしています。同時に大規模校の場合には、一抹の不安を覚えるところが多々ありまして、今回は特にその大規模校にかかわって、町の強力な体制が必要ではないかという観点からお伺いをいたしましたところですが、

一つには、この大規模校も特に札内であれば一番大きいのは南小学校、次に札内中学校なのですが、南小学校は現在616人を超えています。クラスが29ということで、大変活気がありまして、にぎやかな子どもたちの声が響く学校ではありますが、非常に狭隘な感じをいつも見受けながらおりました。

特に、まず一番最初に挙げました今回は、子どもたちの安全を保つという観点から、避難の訓練あるいは実際に安全、子どもたちの命を守るための手だてが十分、環境として整っているのかなというふうに見ましたときに、お答えの中では基準どおりきちつとなっていますよということでもありますから、もちろんいろんな基準から外れた校舎になっているとは思わないのですけれども、現実に現場の先生方の声を聞くと、非常に厳しい状況にあるということをお聞きされました。

ここでは5階建て以下は、階段は二つで十分なのだということでもあります。町内には5階建ての学校はないと思うのですけれども、例えばこの南小学校の避難の場合ですと、校舎の中の階段を使って避難訓練をされているそうです。校舎の中の階段は3カ所あるのですか、しかし実際には、一つの中央の階段が調理室と近かったり、危険なところもあって実際にはそういうところは使わないと。そうすると、全員が、600人が全員が2階に上がっているわけではないのですけれども、実際にやる時には二つの階段を分けて訓練をしなければならない、相当な混み合いだということが言われました。

ここでは札内中学校の場合には、外に非常階段があるのですということなのですが、南小学校の場合は外にはないのですよね。ですから、当然この中のものを使わなければならない、そういう中で避難訓練も行われ、日常の授業も行われているということではありますが、もう少し解消しようとするのであれば、こういうところにも基準には合致はしているのだけれども、より安全性を保つために例えば札中と同じような外部での避難の階段をつくるのか、そういった環境改善はできないものかというふうに思います。

そういう、近々、子ども、児童生徒がぐんと減っていくというようなことであれば、こういった措置も必要ないと思うのですけれども、この状況の中では、今、南小学校は十勝管内で4番目のマンモス校と聞いておりますが、しばらくこの状況が続くのだということも聞いておりまして、そういった校舎の環境の面から子どもの命、安全を守るという手だてが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 森教育部長。

○教育部長（森 範康） 札内南小学校につきましては、普通学級が19学級、特別支援学級が10学級という、合わせて29学級になっております。校舎の周り見たときに、非常階段をつけられそうな場所というのが1カ所しかございません。その1カ所につけられそうなところが、その横に玄関がある、階段をおりていくと生徒玄関におりていくという状況の場所でありまして、その階段をつけることが本当にいいのかどうか、ちょっと動線として、同じような動線に向かっていくことに対してどうなのかというのがちょっと私も疑問として残っています。

比較はちょっとできないのかもしれませんが、例えば、音更の木野東小学校というのが3階建てでございまして、そこもたしか外観見た限りでは非常階段というのは設置されていなかったとい

うふうに記憶しております。そこでの例えば子どもたちの動線とか、それから南小学校の動線とかも私どももちょっと参考にさせていただきながら、また学校現場と話し合っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） ぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。南小学校は、今ありましたように、特別支援の教室を充実させたということは、それはよかったですけれども、そのために従来の子どもたちが使っていたプレイルームだとかスペースはなくなってしまいました。ですから、やっぱり同じ6年間を子どもが過ごす場所としては、手狭だなというのはもう率直に思うところです。

ここは、学校区の区割りもありまして、なかなか落ちつかないところではあったのですけれども、委員会がきちっと区割りも示されて、今後は落ちついた校区になっていくのだろうと思いますので、そういった今の避難のための非常階段あるいは子どもたちのゆとりのスペース、そういったものも十分考慮して、これからの環境整備に臨んでいただきたい、このように思います。

次に、将来に向けての学校の整備なのですけれども、お答えでは、全体14校の校舎のうちに、明倫、糠内、白人、札内北が古いのです。そのほかの学校については30年は超えているけれども、全体として3カ年の計画、大規模改修計画を位置づけてやっていくということでありました。これ、私も間違っていたら言っていただきたいのですけれども、調べてみましたら、途中で札内中学校ですとか、糠内も今回体育館の改修ということとか、いろいろ手は加えられてきているのですけれども、校舎自体の建築年数というのは、ここに示されているものももちろんですけれども、今、紹介した南小学校も昭和50年代ではないかと思うのですよね。

それから、古舞ですとかいろいろありますけれども、50年代にほとんど集中していると考えます。このときに、団地の造成ですとか、どんどん人口がふえたということがありまして、当然の措置としてとってこられたのですけれども、これだけの半数以上の学校が改修の必要な時期を迎えるということが見えてきておりますので、これは今まで公共施設の改修に当たっては、長寿化計画というようなものを立てて、全体の施設をテーブルにのせて、そして財政も含めてきちっと計画を持って順次進めるというやり方だったと思うのです。もちろんその3カ年計画というのも、その位置づけではあるとは思うのですが、3カ年計画の中に他の公共施設なども一緒に混ぜてしまうという計画ではなくて、こういった教育施設独自の一括した計画をきちっと持って改修に臨んだほうが、これ多額のお金を要すると思うのですよね。財源もどういった形でということはお答えいただきましたけれども、そういった財政計画と合わせて、学校の配置と合わせた改築計画、改修計画というのを独自に持ったほうがいいのではないかと思うのですが、もしお答えいただければお願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 森教育部長。

○教育部長（森 範康） 3カ年実施計画に位置づけしているとお答えさせていただきました。お話ありましたように、学校全体を年度を決めて3カ年実施計画に位置づけしていくという考え方でありませう。

町内の学校で、まだ大規模改修終わっていないというのでしょうか、一番古いのが昭和52年建築の幕別小学校であります。お話にありました札内南小学校については、昭和54年建築という状況であります。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） そうしますと、その3カ年計画というのは、いや、もちろん計画があるから3カ年に入れていくことはできると思うのですけれども、教育委員会の予算のあり方として、教育施設、文化施設も含めて教育委員会の管轄になっていきますよね。そうすると、当然そこで総くりの計画、予算というものが見えてきて実施に入っていけると思うのです。それは見える形になっているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 森教育部長。

○教育部長（森 範康） 3カ年実施計画の中では、今、お答えしました幕別小学校が一番古い状況にありますので、まずは幕別小学校を実施するという考え方で、教育面では今現在おります。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 一番古い幕別小学校が3カ年の中に入っていくと。ことしは2015年で、来年度2015年度でありますから、その3カ年計画の中に入っていくということですね。それで、その幕小に続き、南小学校が昭和54年、ほとんど50年代なのですね。60年代になったのが幾つもなく、北小学校も変わりませんし、それからこれは糠内小学校が55年、古舞52年、明倫62年、途別57年、白人57年、札内南54年という、中学校も同じような時期です。ですから、一、二年の差しかない中で、どんどんできてきていますので、3カ年の中に入れたとしても1校あるいはうまくいって2校入れればいいというような状況ではないかと思うのですよね。全体をくくって計画を持ってられるのか、持っていたら指名していただきたいと言ってもだめですね。持ってられるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 森教育部長。

○教育部長（森 範康） 必要な改修事業ということで、計画は位置づけしております。実際に校舎を改修するに当たっては2年程度かかるという計画で3カ年に位置づけしております、ちょっと言葉足らずで失礼だったかもしれませんが、まずは幕別小学校行って、その次に南小学校に行くというふうに順番は位置づけているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） はい、わかりました。計画的な改築をそういう考えを持ってられるということでありますので、きちっと実施されていくことを希望したいというふうに思います。

それと、大型の補修のほうであります、学校と連絡を密にして、その都度やっていただいているということから、現場の声が一番だと思いますので、そのように積極的に進めたいと思います。

自分たちが見ていても、例えば使われていない放送室だとか、あるいは何ていうのでしょうか、これから図書のお話もさせていただきますけれども、本当に手狭な中で生徒も利用している。書庫はあふれているということはありませんでしたけれども、そんな状況もマンモス校の中には見受けられました。

きちっと学校の側が目的、例えばここが放送室であったとしても、別なところを使えるから目的外で使うというようなことが、学校の何ていうのですか、納得いく形でやられているのはいいのですが、もうそこが壊れてしまって使えないから、だから、いたし方なく物置にしているよというような現実もなきにしもあらずなものですから、そういうところも積極的に改修に向けていただきたい、このように思います。もし、お答えがあれば。

○議長（古川 稔） 森教育部長。

○教育部長（森 範康） 担当課で毎年度、学校を回りまして、学校からの要望事項をお伺いしているところであります。一つの学校では小破修繕含めて100件近くのものも出ている学校もありますので、答弁でもお話ししましたように、まずは授業に影響のないというのが大前提、それと児童生徒に危険を及ぼすというのでしょうか、安全を確保するというのもその次として、修繕をしているところでありますけれども、何せ限られた予算ですので、学校から毎年出てくる要望を全てクリアできるという状況にありませんけれども、今後とも引き続き、現場と十分話し合った中で、何が先に急ぐのかということを確認した上で修繕していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 放送室設備だとか、ボイラーだとか多額の費用を要するものもたくさん入ってい

ると思いますので、そこは当然全部の要望を受け入れて実施されるというふうにはいかないだろうというふうには思います。ただ、不便を感じている状況を、より身近に前に引いていただいて、取り組みを強めていただきたいと、このように思います。

次は、図書の専任司書についてです。これも、小規模校の中では本当に、本の数そのものは小規模校のほうが少ないのですが、きちっと行き届いた活用がされているなどというふうに思うのですけれども、これも南小学校の例で大変恐縮なのですけれども、大体教室二つ授業を行うような教室をつないで図書室になっておりました。

ここでは、お答えいただきましたように、司書教諭ということでありまして、配置されているということでありました。しかし、実際には専任ではありませんから、しっかりと子どもたちは当然授業は別にしても、休み時間に活用するということではありますが、ととてもとてもそんな時間は、今の教育現場の中からは生み出せないという状況にあります。

したがって、ここでは幕別町の図書館ときちっと連携をとって、書庫をそろえるですとか、いろんな手助けはされているのでしょうかけれども、しかし読書、本を読むという教育は、整理されたり、手助けももちろん大事なのですけれども、今、これ古くから朝学習で読書が位置づけられているところから始まって、その子の生き方にまできちっと教育の効果を与えるような司書教諭の指導・対応というのが非常に大事だという時期に来ております。

そういうことを考えたならば、いつまでも教員とかねてということではなくて、少なくとも大規模学校から思い切ったそういう配置をしていくことによって、より大きな教育効果が得られるのではないかとこのように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 森教育部長。

○教育部長（森 範康） 司書の図書室の配置ということでもありますけれども、本州の事例におきましては自治体で任用しているというところもございます。管内ではまだないというふうに認識しております。

お話ありましたように、本に親しむということは語彙、言葉の数がふえていくということも大切なことでもありますので、司書教諭がいればよいというふうに私も思っております。ただし、幕別町の特色としては、後段のご質問にもございましたように、何ととっても特別教育支援員、この配置が北海道でもトップクラスと。これが子どもたちの学力、学習の支援をしているというのが幕別町の教育の特色だというふうに思っていますので、なかなか財源的なこともありまして、全て職員を配置するというふうには現実的にはいかないということをご理解いただきたいというふうに思います。

答弁の中に、一部の学校においてはと、図書館ボランティアのお話をさせていただきました。実はこれ、南小学校でございました。南小学校のお母さんたち5人が、平成26年7月から月に2回、第2、第4金曜日ですか、の10時半から正午まで1時間半程度、南小学校の図書室でお勧め本の紹介をしてくれたり、それから本の整理をしていただいたり、ポップという何でしょう、パネルといえいいのでしょうかね、そういうものを張って子どもたちにこの本がいいよということを、ボランティアとして活動していただいております、大変ありがたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） そういった大変な努力を重ねながらも、お答えの中では全国市町村教育委員会連合会では専任の司書、補助などを養成している、あるいは北海道町村教育委員会連合会でも養成しているということですから、私も最後の質問もそうですけれども、本来的にはやはり国の責任できちっと司書の予算を定員の中にきちっと入れていただいて確保していただくというのが一番だと思います。引き続き、その実現に向けて努力を求めたいというふうに思います。

次、5番目の父母負担の軽減についてであります。

これはもう、時折取り上げさせていただいている課題ではありますが、本当に今の父母の教育費の負担というのはふえ続ける一方というふうに言っても過言ではないのではないのかなというふうに思い

ます。

特に今回取り上げたのは、子どもの貧困率というのが非常に高くなってきている。これ、3年ごとに貧困率というのは公表されているそうなのですが、前回の示したのは16.3%、これその前のとき、ちょっと長いスパンですけれども、全体に貧困率というのは国民全体には広がっているのですけれども、子どもの貧困率というのは、全体が1985年から2012年までの間に12.0から16.1に上がったのですが、子どもの場合は10.9から16.3まで上がっている、子どもの貧困率のほうが高いのですよね。

2013年の6月には、子どもの貧困対策の推進法というのが初めて制定されました。貧困という言葉が法律の文言の中に入るといえるのは初めてではないかというふうに思うのですが、法律で定めなければ、対策をとらなければならないほど貧困が広がってきているということが現実にあります。

加えて、昨年ですが、8月に子どもの貧困大綱というのが閣議決定されました。ここでも言われていることではありますが、結局、義務教育は無償としながらも、その無償の対象というのは相変わらず授業料、あるいは教科書、これに限っているのですよね。ですから、高い制服代ですとか、あるいはドリルのお金、修学旅行の積み立てや部活動費というのは、就学援助制度は別としても、それは義務教育においても父母負担として重くのしかかっているわけです。

これは、増加の一途をたどっているという現実の中で、やはり町としてはこのまずは就学援助制度を生活保護基準が下がったにもかかわらず、きちっと今までの水準をキープされたということは評価したいというふうに思います。これで助かっていく人がたくさんいるだろうというふうに思います。同時に、それ以外のボーダーラインの方たちもいらっしゃるわけですから、負担の軽減にどこまで、教育予算をふやしていくことしかないのだと思うのですが、ドリルのお金を町が見るとか、そういったことしかないのだとは思いますが、これに向けても今後十分くみ取っていただいて、取り組んでいただきたい。

結局、貧困と学力の関係、町はもう本当にきちっと学力を身につけた後、豊かな子どもを育てようと頑張るのですが、下のその相談委員の関係もあるのですが、やっぱり貧困と学力の低下、あるいは子どもが育ちにくい、つまり健康状態や不登校やいじめも含めて、残念ながら貧困の状況に置かれている人がそういう状況に遭う確率というパーセントでは高くなっているというのがあるのですよね。だからやっぱり、どんな経済状況にあっても、そういった状況に陥らないように応援をしてあげるといふ姿勢が大事ではないかというふうに思っています、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 森教育部長。

○教育部長（森 範康） おっしゃられましたように、貧困と学力というのは関係は私もあるというふうには認識しております。子どもたちがいい環境の中で落ちついて勉強できるということは、それは本当に素晴らしいことであって、私もそういう子どもたちが少なくなるようになればいいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） そういう認識を持ってられるということで、下のスクールソーシャルワーカーも同じような意味合いを持って配置を求めたところであります。今後ともぜひ努力を重ねていただきたい、このように思います。

先ほどありました、全道でも一番充実をさせて頑張っているのが特別支援教育であります。それで、この教育について、たくさんの支援員を配置されて取り組んでいることをずっと誇りに思っていました。

ただ、そこで働いていらっしゃる先生方の待遇が、いま一つ改善されていないということでもありますから、間違っていたら、これも言っていただきたいのですが、先ほどのお答えでは、月額7,000円を超えていたものが6時間の1,100円にしたということになれば、逆に日額の賃金は下がったのかなというふうに思いました。それで、児童の出ている時間に合わせて6時間にされた、延ばされたの

だと思います。これ、延ばしたところにもってきて、さらにというのも申しわけないのですけれどもね、よく現場で聞くのは、子どもたちと接して帰った後の先生方のコミュニケーションといますか、相談の時間がなかなかとれないということも聞いておまして、もう少し延ばして、できれば私はこういったところにも、ワーキングプアの問題をいつも注視しておりますけれども、月給制の指導員になっていただく、そういう雇用環境をつくるということが望ましいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 森教育部長。

○教育部長（森 範康） まず、時給単価についてお答えいたします。

20年度の7,180円の時給については926円でした。今は時給1,100円となっております。

先生と特別支援教育支援員とのコミュニケーションの時間がなかなかとれないというお話を私も聞いておりますけれども、2月の頭に特別支援員に応募に来られた方と面接した際に、お伺いした中では、帰るときに先生宛てのメモを渡すとか、それから10分の休み時間に先生と話しているというお話も聞きましたので、具体的にそれぞれの学校によって、それぞれいろんな手法があるというふうに想定していますので、それらをまとめて、もう少し担当教師と特別支援員とのコミュニケーションが図れるような手法がないかというのを、また学校の現場と確認していきたいというふうに思っています。

なお、時給についてですけれども、ちなみにほかの町のことを言っただけは失礼かもしれませんが、市と音更に比べると、本町は有資格者については賃金は高い時給という設定となっております。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 頑張っていたら、結局、若い先生方が多いのだらうとは思いますが、次のステップに行かれる方もいると思うのですが、大体日額7,000円にしても、20日間とすると14万円ぐらいのお給料なのですね。ここからいろんな公租公課とかというふうになっていくと、本当に生活保護ぎりぎりだと言われる現状、1,000円が生活保護との分岐点だというふうに言われていますからね、そういったことを思えば、他町村から比べて頑張っているということは評価しつつも、今後とも改善に向けて、その思いを持ち続けていただきたい、このように思います。

最後になりますけれども、少人数学級につきましては、これ昨年の3月にも伺って、答弁をいただいたところなのですが、国のほうがどんどん後退するような状況があるものですから、またあえて何とか町から声を上げていただきたいということでお尋ねしました。

2011年から31年ぶりに法律で1年生ということが予算化されたにもかかわらず、去年は、財務省が秋になって35人学級は政策的な効果がないというようなことを言い出して、それでまた後退するというような状況で、今、開かれている国会では、やりとりのある中で、安倍首相は今までの財務省の考えではなくて、文科省の考えで進めていきたいということでもありますから、これは進んでいくのかなというふうに思うのですが、そういった財政効果だけで見られたら本当にたまったものではないと思うのですよね。そこをやっぱり違えますということを上げていくのは、市町村からの声が大変大事だと思いますから、強く求めるところを求めて終わりたいというふうに思います。

終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15時20分まで休憩いたします。

15：09 休憩

15：20 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第 3、発議第 1 号から日程第 16、議案第 40 号までの 14 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、発議第 1 号から日程第 16、議案第 40 号までの 14 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 3、発議第 1 号、農協関係法制度の見直しに関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

牧野茂敏議員。

○9 番（牧野茂敏） 発議第 1 号

平成 27 年 3 月 10 日

幕別町議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員牧野茂敏

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

賛成者、幕別町議会議員藤谷謹至

賛成者、幕別町議会議員前川雅志

賛成者、幕別町議会議員藤原孟

農協関係法制度の見直しに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

農協関係法制度の見直しに関する意見書

昨年 6 月、政府は「規制改革実施計画」を閣議決定し、J A グループに自己改革を求める内容を示しました。

これを受け、J A グループ北海道は、11 月に「J A グループ北海道改革プラン（実行計画指針）」を策定し、組合員の所得向上と農村地域の活性化による持続可能な北海道農業と豊かな地域社会の実現を目指し、自己改革の具体的実践に着手したところです。

また、年明け以降、与党・政府内での検討が進められ、去る 2 月 9 日に、農協法制度等の骨格案が決定されてところでありますが、最終的な法案の制定までは、継続的な意見反映が必要であります。

さらに、生産現場などからも、J A グループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の継続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念が上がっております。

今後、農協法改正案の取り扱いに当たり、地域農業、農村の持続的な発展を図るため、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1、食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置づけし、事業目的の見直しに当たっては、協同組合の基本的性格を有すること。

2、准組合員は農業や地域経済の発展とともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など、「地方創生」のために准組合員の利用制限は行わないこと。

3、J A ・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法

人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 10 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、発議第 2 号、T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書を議題といたします。

説明を求めます。

藤谷謹至議員。

○4 番（藤谷謹至） 発議第 2 号

平成 27 年 3 月 10 日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員藤谷謹至

賛成者、幕別町議会議員前川雅志

賛成者、幕別町議会議員藤原孟

賛成者、幕別町議会議員牧野茂敏

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書

T P P 交渉については、大筋合意に向けて閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われております。また、交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉、豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

T P P は農業だけの問題ではなく、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。このため、これまで多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、T P P 協定交渉への参加に反対、慎重な対応を強く求めてまいりました。

つきましては、下記の事項につき要請いたしますので、貴殿の特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1、政府は平成 25 年 4 月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加に関する件」について遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、T P P から脱退すること。

2、E P A・F T A 等の全ての国際交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 10 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第23号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第23号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は33ページ、議案説明資料につきましては5ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うことを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されるのに伴い、所要の規定の整備を図るため関係条例の一括改正を行うものであります。

議案説明資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

整備条例第1条の「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正」についてであります。新たに常勤の特別職となる教育長を追加するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第1条に「教育長」を加え、別表第1に教育長の給料月額60万8,000円を加えるものであります。

次に、6ページになりますが、整備条例第2条の「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」についてであります。法改正により現行の委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、委員長職が廃止となることから改正するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

別表教育委員会の部において、委員長に関する条文を削るものであります。

次に7ページになりますが、整備条例第3条の「幕別町議会委員会条例の一部改正」につきましても、委員長職が廃止となることから改正するものであります。

条文に沿いましてご説明いたします。

委員会への出席要求に関する第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものであります。

8ページになります。整備条例第4条の「幕別町町民栄誉賞表彰条例の一部改正」につきましても、委員長職が廃止となることから改正するものであります。

条文に沿いましてご説明いたします。

選考及び決定に関する第3条中「町議会議長、副議長及び教育委員長」を「教育長、町議会議長及び副議長」に改めるものであります。

議案書にお戻りいただき、34ページをごらんいただきたいと思います。

整備条例第5条の「幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の廃止」につきましては、教育長の給与を整備条例第1条により規定することから、廃止するものであります。

附則についてであります。説明したいずれの条例も、施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、改正前の法による教育長においては、この条例による改正後の条例の規定は、在職期間中は適用しない旨、経過措置を設けております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

討論を行いたいというご意見がありますので、これより討論を行います。

議案第23号に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 議案第23号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する共産党議員団を代表しての反対討論を行います。

本条例案は、昨年6月、教育委員会制度を定める法律が改正されたことに伴う教育委員会に関する条例を改正する内容を定めたものであります。独立した行政組織を国と首長の支配下に置こうとする内容であり、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害し、教育関係者はもとより保護者や多くの国民から反対や懸念の声が表明されております。

もともと教育委員会制度は、戦後1948年、選挙で選ばれた教育委員たちがその自治体の教育のあり方を決めるという民主的な制度として発足しました。戦前の戦争を賛美する中央集権型の教育を推進したことに対する痛恨の反省から、教育の自主性を守るために教育行政を市長から独立させたものであります。その後、公選制は廃止されましたが、独立性は保たれてきました。しかし、今回の改定の内容は、この独立性をそぐ大きな3点の問題があります。

まず、第1は、新教育長は首長の任命となり、首長の関与が強められたこと。

第2は、教育政策の方針となる大綱を決定する権限を首長に与え、教育委員会に具体化させる、しかもこの大綱は政府の教育振興基本計画を参酌してつくることが求められており、国と地方の支配、関与が明確になっている。

③総合教育会議が設置され、首長と教育委員会との協議体もつくられたことも独立性が損なわれる重大な問題と考えます。

このような改定の背景には、今日、安倍首相が進める集団的自衛権の容認や解釈改憲による海外の戦争に道を開くための戦前の教育体制に戻す姿勢が色濃くうかがえると考えます。

教育の目的は個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期することにあるが、教育基本法で宣言されている中身であります。公正な民意の反映のためには、教育の自主性を確保しなければならず、国や首長からの独立を保障すべき立場から、この条例改正案には反対をいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号、幕別町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第27号、幕別町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は44ページ、議案説明資料につきましては9ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の改正につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が公布され、行政手続法において「行政指導の根拠等の提示義務」「行政指導の中止等の求め」及び「処分等の求め」に関する規定が設けられたことに伴い、法の規定の適用が及ばない「町の条例及び規則を根拠として行われる処分及び行政指導」について、行政手続法と同様に所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

まず、目次であります。第4章、行政指導につきまして、条の追加により、第30条から第34条までを第30条から第34条の2までと改め、第4章の2、処分等の求めを追加するものであります。

次に、常用漢字の改訂に伴いまして、第3条中の「名あて人」と「かかわる」の字句を改め、以下第4条、10ページになりますが、第13条、第14条、第15条、次の11ページになりますが、第22条、第28条におきましても同様に、「名あて人」の字句を改めるものであります。

次に、行政指導をする際に、許認可等に関する権限を行使し得る旨を示す際の根拠等の明示を義務づける旨を規定した、第33条第2項を追加し、これによりまして第2項が第3項に、第3項が第4項に繰り下がるものであります。

12ページになりますが、第34条の2を追加するものであります。法令違反行為の是正を求める行政指導について、当該行政指導が根拠法律に定める要件に適合しないと思量するときは、申し出により、その中止等の措置を求めることができる旨を規定するものであります。

次に、12ページから13ページにかけて、第4章の2、処分等の求めとして、法令違反の事実の是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思量するときは、申し出により、その処分または行政指導することを求めることができる旨を規定した第34条の3を追加するものであります。

議案書の46ページにお戻りをいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成27年4月1日からとし、第2項で第33条の改正規定により、幕別町税条例において引用する当該条項にずれが生じることから改正するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第28号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第28号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は47ページ、議案説明資料につきましては15ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、手数料を徴収する事務につきまして、手数料の名称、金額及び徴収時期を規定したもので、本条例の別表にその対象となる事務を掲げているものであります。

今回の改正は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、建築基準法及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の改正に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の15ページをごらんいただきたいと思います。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

別表1の項中 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料につきましては、引用している法律の題名を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものであります。

次に、6の項につきましては、建築確認申請または計画通知の際に、一定の建築物にあっては構造計算適合性判定が必要となり、建築確認申請の一部として本町で受け付け時に手数料を徴収しておりましたが、建築基準法の改正により、構造計算適合性判定が建築確認申請から独立した審査となり、申請者は、本町ではなく北海道または指定構造計算適合性判定機関に直接申請することとなるため、構造計算適合性判定手数料を削除するものであります。

17ページになります。同じく、建築基準法の改正により、本条例において定めている建築物完了検査手数料及び工作物完了検査手数料の根拠となる条項の変更があったため、8の項及び9の項中「建築基準法第18条第15項」を「建築基準法第18条第17項」に改めるものであります。

次に、16の2の項 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく適合通知に係る審査手数料につきましては、6の項において構造計算適合性判定手数料を削除したのに伴い、同項を準用していた手数料を削除するものであります。

18ページになります。16の3の項 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定審査手数料につきましては、6の項において構造計算適合性判定手数料を削除したのに伴い、同項を準用していた手数料を削除し、住宅性能評価を受けた場合の手数を追加するものであります。

登録住宅性能評価機関による技術的審査のかわりに、住宅性能評価を活用した認定を可能とし、住宅性能評価を受けたものについても、技術的審査を受けた場合と同様に手数料を減額することとしております。

20ページになります。16の4の項 長期優良住宅建築等計画の変更認定審査手数料につきましては、前項と同様に6の項において構造計算適合性判定手数料を削除したのに伴い、同項を準用していた手数料を削除し、住宅性能評価を受けた場合の手数を追加するものであります。

次に、22ページになりますが、51の項 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料につきましては、引用している法律の題名を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」から「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改めるものであります。

25ページになります。52の項 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による申し出に係る低炭素建築物等計画についての構造計算適合性判定に準ずる判定の手数料につきましては、構造計算適合性判定手数料の削除に伴い、削除するものであります。

次に、53の項 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査手数料につきましては、52の項の削除に伴い、1項繰り上げ52の項とし、引用している法律の題名を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」から「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改めるものであります。

28 ページになりますが、54 の項を 1 項繰り上げ、53 の項とするものであります。

議案書にお戻りをいただき、48 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成 27 年 6 月 1 日から施行するものであります。ただし、別表 51 の項及び 53 の項の改正規定については公布の日から、別表 16 の 3 の項及び 16 の 4 の項の改正規定は平成 27 年 4 月 1 日から、別表 1 の項の改正規定については平成 27 年 5 月 29 日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 29 号、幕別町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 29 号、幕別町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 49 ページ、議案説明資料につきましては、29 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、文部科学省及び北海道教育委員会の通知に基づき、早期からの教育相談・支援や就学後の一貫した支援についても助言を行う体制とするため、「就学指導委員会」から「教育支援委員会」に名称を変更し、所要の改正をしようとするものであります。

議案説明資料の 29 ページをごらんいただきたいと思います。

条文に沿いましてご説明いたします。

初めに題名につきまして、「幕別町就学指導委員会設置条例」から「幕別町教育支援委員会設置条例」に改めるものであります。

第 1 条につきましては、文部科学省通知に基づき「心身に障害を持つ」の「心身に」を削るとともに、情緒や発語等に課題があり、通常学級での対応が難しい児童生徒についても同様に支援をしていくという考えから「特別の配慮を必要とする」という文言を加え、さらに「学齢児童及び学齢生徒」の「学齢」を削ることにより、義務教育終了後においても助言等の支援を行えるよう全部を改めるものであります。

第 2 条につきましては、第 2 項として、本町における特別支援教育や教育支援委員会活動の改善、機能強化の観点から、教育委員会に対し意見を具申できる規定を追加し、全部を改めるものであります。

第 3 条につきましては、第 2 項の選出区分を役職名から機関名に改め、保健師、発達支援センター、幼稚園、保育所等、早期からの教育相談に対応できるよう改正するものであります。

第 7 条につきましては、教育支援委員会の下部組織として専門部会を設置し、就学前児童を含め、児童生徒の状況の把握ができる体制をつくらうとするものであります。

議案書の 50 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例の施行期日を公布の日から施行するものとし、現在、既に委嘱している就学指導委員会委員については、改正後も引き続き活動ができるよう経過措置を設けるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第30号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第30号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は、51ページ、議案説明資料は、31ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましても、本年4月から施行される子ども・子育て支援新制度へ幕別町立幼稚園が移行することに伴い、国の制度の基準に応じた応能負担の原則に準じる保育料の設定や新たに延長保育料の設定について、主に改正するものであります。

議案説明資料の31ページをごらんいただきたいと思います。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第3条につきましては、職名について規定するものであります。

第4条につきましては、見出しを「保育料」とし、国及び町の基準に応じた32ページの別表第1に示す5階層の保育料を定めるものであります。

なお、保育料につきましては、保護者負担の激変緩和措置として、当分の間、現行と同水準の料金設定とし、現行条例第4条第1項の入園料につきましては、保育料に含めて設定する国の考えから、入園料の規定を削除するものであります。

32ページになりますが、別表第1の備考には、保育料に係る特記事項を定めております。

33ページになりますが、備考の第2項には、保育料の額の決定時期、第4項には、母子世帯等や在宅障がい者のいる世帯についての保育料、第5項には、多子世帯の軽減に係る保育料についての規定をそれぞれ定めております。

31ページにお戻りをいただき、第4条第2項につきましては、月の中途における保育料の日割り計算を新たに定めるものであります。

第5条につきましては、34ページの別表第2に示す延長保育料について規定するものでありますが、利用者と未利用者の負担の公平性や町立保育所、民間幼稚園との整合性等を考慮し、新たに料金を定めるため、追加するものであります。

第6条につきましては、現行条例第5条を第6条とし、見出しを「保育料等の減免」と改め、第2項に保育料または延長保育料の減免及び納付期日の延期について定めるものであります。

32ページになりますが、第7条につきましては、保育料等の納付期限について追加するものであります。

議案書の53ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例の施行期日を、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 34 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例及び日程第 11、議案第 35 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第 34 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例及び議案第 35 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営基準等につきましては、町に条例委任されておりますが、このたび、国が、社会保障審議会介護給付分科会の審議を踏まえ、この基準に関する制度の見直しを行い、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」が公布されましたことから、各種基準について検討をし、今議会において条例の一部を改正する条例を提案させていただくものであります。

条例改正の考え方につきましては、根拠とする法令の中で「厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの」「厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの」につきましては、厚生労働省令の基準のとおり定め、「厚生労働省令で定める基準を参酌するもの」につきましては、十分参酌したものであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものであります。現行の条例は基準となる省令を踏襲したものであり、今回の一部改正については、基準となる省令どおり一部改正するものであります。

議案書は 59 ページ、議案説明資料につきましては 41 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案第 34 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 41 ページをごらんいただきたいと思います。

目次及び以下条例中におきまして、「複合型サービス」の名称を国の省令改正に基づき「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものであります。

第 7 条から 42 ページの第 33 条までは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する一部改正であります。

第 7 条第 2 項及び第 5 項につきましては、オペレーターの配置基準を緩和する改正であるほか、条項改正に伴う文言整理であります。

42 ページ、第 24 条につきましては、外部評価の効率化に伴う改正であります。

第 33 条につきましては、訪問看護サービスの外部委託を可能とする基準の見直しであります。

なお、現在、本町には、同サービスを提供する事業所はございません。

43 ページになりますが、第 61 条から 45 ページの第 81 条までは、認知症対応型通所介護に関する一部改正であります。

第 61 条につきましては、在宅介護を推進するための考え方を基本方針に追加するものであります。

第 64 条につきましては、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜の宿泊サービスを実施している事業者について、届け出制を定めるものであります。

44 ページになります。第 66 条につきましては、利用定員を拡大する規定の見直しであります。

第 79 条の 2 につきましては、サービス提供に際して事故が発生した場合の規定を追加するものであります。

次に、45 ページになりますが、第 80 条及び第 81 条につきましては、条項改正に伴う文言整理であ

ります。

なお、現在、本町には同サービスを提供する事業所は、幕別地区、札内地区にそれぞれ1カ所ずつの2カ所で運営されております。

次に、第83条から48ページの第107条までは、小規模多機能型居宅介護に関する一部改正であります。

第83条第6項につきましては、小規模多機能型居宅介護における看護職員の配置を緩和する改正であり、46ページになりますが、第7項以下は名称変更等に伴う文言整理であります。

47ページになりますが、第84条につきましては、地域との連携を推進するため、管理者が他の職務と兼務することを可能とするものであります。

第86条につきましては、登録定員を緩和するとともに、通いサービスの定員についてもあわせて見直しするものであります。

48ページになりますが、第92条につきましては、外部評価の効率化に伴う改正であり、第107条につきましては、条項改正に伴う文言整理であります。

なお、現在、本町には同サービスを提供する事業所は、幕別地区に2カ所で運営されております。

49ページになりますが、第111条第4項から第112条につきましては、名称変更に伴う文言整理であります。

次に、第114条から50ページの第122条までは、認知症対応型共同生活介護に関する一部改正であります。

第114条につきましては、ユニット数の見直し、50ページ、第122条につきましては、文言の整理であります。

なお、現在、本町には、同サービスを提供する事業所は、幕別地区に3カ所、札内地区に6カ所の合わせて9カ所で運営されております。

次に、第131条から51ページの第149条までは、地域密着型特定施設に関する一部改正であります。

第131条及び第132条につきましては、名称変更に伴う文言整理であります。

51ページにですが、第136条につきましては、介護給付費の法定代理受領に係る同意書の廃止に伴う削除であり、第149条第9号につきましては、第136条の規定の廃止に伴う、条文の削除であります。

なお、現在、本町には、同サービスを提供する事業所はございません。

次に、第152条から54ページの第181条までは、地域密着型介護老人福祉施設に関する一部改正であり、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものであります。

54ページの第177条につきましては、運営推進会議に関する記録に関する規定を追加するものであります。

なお、現在、本町には、同サービスを提供する事業所は、幕別地区、札内地区、忠類地区にそれぞれ1カ所ずつ、計3カ所で運営されております。

57ページになります。第195条につきましては、登録定員を緩和するものであり、あわせて通いサービスに係る利用定員を見直すものであります。

58ページになりますが、第197条第2項につきましては、外部評価の効率化に伴う改正であります。

なお、現在、本町には、同サービスを提供する事業所はございません。

議案書の64ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。

次に、議案書は65ページ、議案説明資料につきましては63ページをお開きいただきたいと思います。

次に、議案第35号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例につき

まして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 63 ページになりますが、第 8 条から 65 ページの第 38 条までは、介護予防認知症対応型通所介護に関する一部改正であります。

第 8 条につきましては、介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜の宿泊サービスを実施している事業者について、届け出制を定めるものであります。

第 9 条につきましては、条項改正に伴う文言整理であります。

64 ページになりますが、第 10 条につきましては、利用定員の見直しであります。

65 ページになりますが、第 38 条第 4 項につきましては、サービス提供に際し事故が発生した場合の規定を追加するものであります。

なお、現在、本町には、同サービスを提供する事業所は、幕別地区、札内地区にそれぞれ 1 カ所ずつの 2 カ所で運営されております。

次に、第 45 条から 69 ページの第 67 条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護に関する一部改正であります。

第 45 条第 6 項につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護における看護職員の配置を緩和するものであり、第 7 項以下は名称変更等に伴う文言整理であります。

67 ページになりますが、第 46 条につきましては、地域との連携を推進していくため、管理者が他の職務と兼務することを可能とする規定の追加であります。

68 ページになりますが、第 48 条につきましては、登録定員を緩和するものであり、あわせて通いサービスに係る利用定員を見直しするものであります。

69 ページになりますが、第 64 条及び第 66 条につきましては、条項改正に伴う文言整理であります。

第 67 条につきましては、外部評価の効率化に伴う改正であり、第 71 条は条項改正に伴う文言整理であります。

なお、現在、本町には、同サービスを提供する事業所は、幕別地区に 2 カ所で運営されております。

次に、第 71 条から 70 ページの第 87 条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護に関する一部改正であります。

第 71 条につきましては、条項改正に伴う文言整理であり、70 ページになりますが、第 75 条につきましては、ユニット数に関する見直しであります。

第 87 条につきましても、条項改正に伴う文言整理であります。

なお、現在、本町には、同サービスを提供する事業所は、幕別地区に 3 カ所、札内地区に 6 カ所のあわせて 9 カ所で運営されております。

議案書の 67 ページをごらんいただきたいと思っております。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成 27 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 34 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 35 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 36 号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 36 号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 68 ページ、議案説明資料は 71 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、依田徳原地組合よりご寄附いただきました区域について、都市公園と位置づけるものとし、条例別表に追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料 71 ページをごらんいただきたいと思います。

別表第 1 は、都市公園の名称及び位置等を定めたものでありますが、そのうち「桂町西公園」の次に「依田徳原地」を加えるものであります。

公園位置図等は、次のページになりますが、位置につきましては幕別町字依田 203 番地 1 ほか、供用面積につきましては 15,797 平方メートルであります。

議案書の 68 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例における施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 37 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 37 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 69 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の変更は、過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 2 項の規定によります過疎地域とみなされる区域に係る「幕別町過疎地域自立促進市町村計画」いわゆる過疎計画であります。この過疎計画に登載されていない事業を新たに追加するものであります。

70 ページをごらんいただきたいと思います。

別紙、「幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）」であります。過疎計画の具体的な変更内容についてでありまして、表の上段が変更前、下段が変更後となります。

今回、追加する事業は 8 事業であります。

まず、区分 2 「産業の振興」に 3 事業を追加するものでありまして、（3）計画の表の事業名（1）基盤整備、林業の事業内容に「育苗センター改修事業」を追加し、事業名（8）観光またはレクリエーションの事業内容に「栄町あけぼの公園整備事業」を追加し、事業名（9）過疎地域自立促進特別事業の事業内容に「観光施設案内標識設置事業」を追加するものであります。

次に、72 ページになりますが、区分 3 「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」に 2 事業を追加するものでありまして、（3）計画の表の事業名（4）市町村道、道路の事業内容に「忠

類 24 号線道路整備事業」及び「中当基線道路整備事業」を追加するものであります。

73 ページになりますが、区分 4 「生活環境の整備」に 1 事業を追加するものでありまして、(3) 計画の表の事業名 (6) 過疎地域自立促進特別事業の事業内容に「防犯灯整備事業」を追加するものであります。

74 ページになりますが、区分 7 「教育の振興」に 2 事業を追加するものでありまして、(3) 計画の表の事業名 (1) 学校教育関連施設の事業内容に「スクールバス購入事業」を追加し、事業名 (4) 過疎地域自立促進特別事業の事業内容に「町民プール改修事業」を追加するものであります。

これらの 8 事業につきましては、過疎対策事業債の対象であり、起債事業とするためには、過疎計画への掲載が必要となりますことから、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

なお、北海道との事前協議につきましては、2 月 19 日をもって協議を終え、異議がない旨の回答をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 (古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 (古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 38 号、財産の処分についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長 (高橋平明) 議案第 38 号、財産の処分につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 75 ページ、議案説明資料につきましては 73 ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、幕別町土地開発基金により、取得した土地について、公用または公共の用に供する必要がなくなりましたことから、幕別町土地開発基金管理要綱第 6 条第 3 項に基づき処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の処分について、議会の議決を求めようとするものであります。

議案説明資料の 73 ページをごらんいただきたいと思います。

図面の網掛けの部分が、今回、処分する土地を示しております。

次に、議案書の 75 ページもごらんください。

処分する財産の名称及び数量につきましては、幕別町土地開発基金により取得した土地 6 万 7,160 平方メートルであります。

土地の所在、地目及び面積につきましては、昭和 52 年に財団法人北海道農業開発公社より取得した幕別町字千住 421 番地 2 及び字依田 413 番地 1 の 2 筆と、昭和 58 年に帯広財務部より取得した字千住 421 番地 14 及び字依田 413 番地 6 の 2 筆であります。いずれも肉牛育成牧場用地として、幕別町土地開発基金により取得したものであります。

処分の理由につきましては、購入当初の目的でありました肉牛育成牧場として、公用または公共の用に供する必要がなくなりましたことから、幕別町土地開発基金管理要綱第 6 条第 3 項に基づき処分するものであります。

処分の方法につきましては、当該地が、農用地でありますことから、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地利用集積円滑化団体であります幕別町農業振興公社へ農地利用調整の申し出を行い、農地利用集積計画の公告により所有権の移転を行うものであります。

処分価格及び処分の相手方につきましては、昨年12月15日に開催されました農地利用調整会議及び農地適正価格決定委員会において、処分価格を2,133万8,000円、処分の相手方を幕別町字依田432番地の4、森金蔵氏と決定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第39号、十勝圏複合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第39号、十勝圏複合事務組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

議案書は76ページ、議案説明資料につきましては74ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年6月20日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、本年4月1日から施行されることとなりました。

ついては、管内19市町村で組織しております「十勝圏複合事務組合」の教育委員会の組織体制について、所要の整理を行うため規約の変更をするものであります。

なお、事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議決を経ることとされておりますことから、本議会に提案するものであります。

議案説明資料の74ページをごらんください。

条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第13条第2項中「5人」を「教育長及び4人」に改めるものであります。

議案書にお戻りいただき、76ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。第1項においては、施行期日を平成27年4月1日とするものであります。

第2項においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 附則第2条第1項の規定に適用がある場合、すなわち改正法施行の際、現に在任する教育長がいる場合は、その教育委員会の委員としての在任中に限り、従前の例により在職するものとし、改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、従前の例による経過措置を設けるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第40号、平成26年度幕別町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 40 号、平成 26 年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,800 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 145 億 4,143 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明を申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 4,800 万円の追加でございます。

13 節、14 節いずれも除雪に係る費用であります。3 月 4 日からの降雪及び今後の降雪に対する除雪出動に当たりまして、現計予算に不足が生じておりますことから、このたび追加させていただくものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 4,800 万円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[請願付託]

○議長（古川 稔） 日程第 17、請願第 1 号、日本を愛する心を育む「中学校歴史教科書」の採択に関する請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 1 号は、日本を愛する心を育む「中学校歴史教科書」の採択に関する請願書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 11 日から 19 日までの 9 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、明 11 日から 19 日までの 9 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 3 月 20 日午後 2 時からです。

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成27年第 1 回幕別町議会定例会
(平成27年 3 月20日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 岡本眞利子
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第41号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第42号 平成26年度幕別町一般会計補正予算（第10号）
日程第 4 議案第 1 号 平成27年度幕別町一般会計予算
日程第 5 議案第 2 号 平成27年度幕別町国民健康保険特別会計予算
日程第 6 議案第 3 号 平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 7 議案第 4 号 平成27年度幕別町介護保険特別会計予算
日程第 8 議案第 5 号 平成27年度幕別町簡易水道特別会計予算
日程第 9 議案第 6 号 平成27年度幕別町公共下水道特別会計予算
日程第10 議案第 7 号 平成27年度幕別町個別排水処理特別会計予算
日程第11 議案第 8 号 平成27年度幕別町農業集落排水特別会計予算
日程第12 議案第 9 号 平成27年度幕別町水道事業会計予算
(日程第 4～日程第12 平成27年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告)
- 日程第13 議案第19号 幕別町創生総合戦略審議会条例
日程第14 議案第24号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
(日程第13～日程第14 総務文教常任委員会報告)
- 日程第15 議案第20号 幕別町保育料条例
日程第16 議案第21号 幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例
日程第17 議案第22号 幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例
日程第18 議案第25号 幕別町保育条例
日程第19 議案第26号 幕別町立学童保育所条例
日程第20 議案第31号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例
日程第21 議案第32号 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
日程第22 議案第33号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
(日程第15～日程第22 民生常任委員会報告)
- 日程第23 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第24 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第25 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第26 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成27年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年3月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月20日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 11 芳滝 仁 | 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 15 中橋友子 | 16 野原恵子 |
| 17 増田武夫 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

教育委員 長 沖田道子

農業委員会 会長 谷内雅貴

代表監査委員 柏本和成

総務部長 菅野勇次

会計管理者 田井啓一

教育部長 森 範康(教育長職務代理者)

民生部長 川瀬俊彦

経済部長 田村修一

建設部長 佐藤和良

企画室長 伊藤博明

札内支所長 羽磨知成

忠類総合支所長 姉崎二三男

企画室参事 細澤正典

総務課長 境谷美智子

地域振興課長 原田雅則

糠内出張所長 妹尾 真

土木課長 湯佐茂雄

保健課長 合田利信

こども課長 杉崎峰之

生涯学習課長 澤部紀博

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 岡本眞利子

議事の経過

(平成27年3月20日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番藤谷議員、5番小島議員、6番岡本議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

日程第2、議案第41号及び日程第3、議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第41号、日程第3、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第2、議案第41号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第41号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りをいたしました議案書並びに議案説明書、ともに1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正は、平成26年の人事院勧告に基づき、給与制度の総合的見直しとして、民間賃金の低い地域における官民給与格差、それと50歳代後半層の官民給与格差による給料表の見直し等を行うものであります。

内容につきましては、若年層の1級の全号給及び2級の低位号給については引き下げをせず、3級以上の級の高位号給は50歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引き下げを行い、40歳代や50歳代前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から、5級、6級に号給を増設するものであります。

なお、最大4%程度の給料の減額に伴い、激変緩和措置として、当分の間、現給保障を行い、50歳代後半層の給料を引き下げることから、今まで実施してまいりました6級の職員で55歳以上の職員の給与の1.5%減額支給措置を平成30年3月31日をもって廃止するものであります。

また、諸手当の見直しといたしまして、管理職の職員が、災害等の対応で週休日や平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態があることから、管理職員特別勤務手当を新設するものであります。

本手当は、管理職員が臨時または緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日等に勤務した場合は、勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額を支給し、また災害への対処その他の臨時または緊急の必要により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務をした場合は、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額を支給するものであります。

それと、単身赴任手当額の基礎額を平成30年3月31日までに段階的に引き上げるものであります。以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

第2条につきましては、給与の種類について規定しており、新たに管理職員特別勤務手当を加えるものであります。

第9条の5第2項につきましては、単身赴任手当の月額を3万円とし、距離に応じた加算額の限度額を7万円とするものであります。

第15条の2につきましては、管理職員特別勤務手当について、新たに規定するものであります。

2ページになりますが、第22条の2につきましては、再任用職員に対して単身赴任手当を支給することによる適用除外となる引用条項の削除と文言の改正であります。

附則第50項につきましては、当分の間、6級の職員で55歳以上の職員にあつては、給与の額から給料月額100分の1.5を各規定に基づき減ずることになっておりますが、今回の改正に伴いまして、当分の間を平成30年3月31日までの間に改めるものであります。

次に、3ページから6ページになりますが、別表第1の行政職給料表を改めるものであります。改正する給料月額のみアンダーラインを引いております。

次に、議案書の5ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、第1項では、本条例の施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。

第2項では、切りかえ日前の異動者の号給の調整について規定し、給料の切りかえに伴う経過措置として、第3項では、当分の間、現給保障をすることについて、第4項では、復職時調整の対象となる職員の給料の支給について、第5項では、切りかえ日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員の給料の支給について、規定するものであります。

第6項は、単身赴任手当額の基礎額について、平成30年3月31日までに段階的に引き上げることからの特例措置であります。

6ページになりますが、第7項は規則への委任規定であります。

なお、これらの給与改定を行うことで、職員組合と協議をさせていただいた結果、3月10日に協議が調ったことから、本条例の改正を提案させていただくものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 人勸に伴う給与改定につきましては、昨年の12月定例議会にも提案されて、このときには引き上げということだったと思います。

ご説明では、組合との合意が3月10日になされたということでもありますから、一緒に提案されていたのだけれども、この部分だけは合意ができなかったのが、今回、きょうの提案になったというふうに思うのですけれども、それでいいでしょうか。

それと、合意に至るまで、議論の争点となったところは一体どういうところだったのか。提案では4%の引き下げになるという影響はかなり大きいと思います。これがなかなか組合との合意に至らなかった一番の問題ではないかと思うのですが、基本給での4%削減ということでもありますから、幕別町の場合には実際に50代後半の方たちにとってどんな影響が出るのかということでもあります。

伺います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 議論が調わなかった分が今回になったかというのは、まず、そのとおりで
ございます。

組合との議論の争点となった部分ですけれども、やはり今回の人勧に関しては、前半部分、12月に
改正させていただいた26年度のアップを考える分と、それともう一点、その総合的見直し、町長の説
明にもありましたとおり、地域間格差あるいは世代間格差、それを埋めていく第一歩ということでの
改正となっております。組合のほうとの協議の中でも、そのあたり、平均2%、後年次の職員で最大
4%ということですが、このあたりについて議論を重ねてまいりました。組合との交渉の中
では、説明にもありましたとおり、1級、2級の若い職員の給料は下がらないところですか、その
他現給保障を国では3年間と限っているところを当分の間とさせていただいた点等を話し合いの中で
詰めていきまして、今回の妥結ということになったわけでございます。

あと、50代後半世代の影響額ですけれども、一番大きな4%減額になる人、金額として一番大きな
金額になる人で大体1万4,000円ぐらいの影響があります、これも当面の間の現給保障の制度の中
で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） ずっと景気が低迷する中で、働く人の賃金を引き上げていかなければならないと
いうのは、今、世論になっていると思うのですよね。それは、もちろん民間の話題が多いところであ
りますけれども、結局、今の新政権になってから、経済を上向きにするのだと言いつつも実際には
なつてこなかった。そこには、賃金引き上げというのが、北海道や十勝などはほとんどそういう恩恵
はないというようなこともありまして、全体としては賃金を上げていくというのが今の経済政策とし
ては大事なときだと思うのです。

そのときにこうやって最大4%の引き下げ、3年間が当分というふうになったにしても、引き下が
っていくことを、基本給を下げっていくということには変わりはないわけですよね。そういう点では、
やはり職員の皆さんの生活を直撃していくことになるのではないかと。若い世代は保ったけれども、50
代後半ということと、40代、50代の号級を変えたという、この辺もなかなか難しいところなのですけ
れども、しかしそういう年代というのはやはり子どもさんの教育に大変お金がかかってくるような時
期でもあると思うのです。そういうところを引き下げっていくということに対する影響は非常に大きい
と思うのですけれども、そこを人勧だからといってやってしまっているのかどうか、大変疑問に思ひ
ます。

こういうところは、やはり踏みとどまる必要があるのではないかと同時に、これもし実施
しないとした場合のペナルティーというのはあるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 総合的見直しの関係でございますけれども、先ほど課長のほうからも説明い
たしましたように、今回の総合的見直しの趣旨といたしましては、地域間の給与配分の見直し、これ
は地方が高く都市部が低いというような状況があるということで、それをまず是正すると。それと、
世代間の給与配分の見直しということで、若年層の給与水準を確保しつつ、50歳代、特に後半層の水
準を引き下げると。給与の上昇価格分をフラット化させるというような意味合いがございます。そう
いった国の給与構造の、国家公務員の給与構造の見直し、これは民間との給与比較に基づいて行っ
ているものですので、国はそういったことで公務員の給与構造改革をする必要があるだろうというこ
とで、こういった改革をしているところであります。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法に基づきまして、その給与につきましては、国家
公務員に準じて定めるという大前提がございます。そういった大前提に基づきまして、本町におきま
しても、過去から人事院勧告、国家公務員に準拠して改定をしてきているところでありまして、今回
につきましても、同様に考えているということでございます。

○議長（古川 稔） ペナルティーは。

○総務部長（菅野勇次） あと、ペナルティーの関係でございますけれども、当面は、先ほど課長の説明にもありましたように、現給保障で、今の支給している給料が下がるということではございませんので、ラスパイレスについても、これは同じ結果になるような形になりますので、特別ペナルティーだとか、そういうものはございませんし、交付税上の少なく算出されるだとか、そういったこともございません。ですから、今回の給与、総合的見直しをするしないにかかわらず、ペナルティー的なものは当面はないのかなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 当面ないということであれば、踏みとどまるべきではないかと思うのですが、公務員が下がってそれに準じなさいと。これはずっと言われてきていることですから、国家公務員は下がりましたね。これはわかるのですけれども、一番最初に言われていた地域間の見直し、地方のほうが高いということですが、我が幕別、この地域、地域間、北海道を含めて、高いのでしょうか。

ご承知のとおり、一般の給与収入というのは、この十数年間、多少の波はあったにしても、下がってきているというのが現実だと思うのです。これは地域の格差というのではなくて、全体として下がってきている。そういう背景がありながら、なお地域間の格差があるから下げなければいけませんよ、国家公務員が下がったから下げなければいけませんよということだけでは、納得はできかねませんよ。そういうことも含めて、その地域間格差の見方、それからペナルティーがないのであれば踏みとどまる、そういう姿勢に立つべきだとは思いますが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 今、地域間の給与配分の格差と申し上げましたのは、まず、地方が高いというのは、民間賃金に比べて公務員給与が高い傾向があると、地方が。都市部、東京ですとか、そういった都市部については、公務員給与よりも民間賃金のほうが高いというようなことで、国家公務員については、地方にいる職員もいらっしゃれば、当然、都市部にいらっしゃる国家公務員の方もいらっしゃると。そこを比較したときに、今言ったような状況があるものですから、それを是正するのに、給料表全体の構造を改革することによってそれを是正しようという国の基本的な考え方がございます。ですから、地方の給与が民間に比べて高いという傾向があるということで、北海道などでは全般的に公務員給与が引き下げられるような状況になっているということでございます。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議ありますので、起立採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 42 号、平成 26 年度幕別町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 42 号、平成 26 年度幕別町一般会計補正予算（第 10 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,745 万 5,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 145 億 5,888 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載をしております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

追加であります。10款教育費、5項社会教育費、幕別町民プール屋根補修工事につきましては、本定例会において補正予算の議決をいただいたところではありますが、今月10日の降雪の影響により、さらにプール上屋シートの被災箇所が拡大したところでもあります。このため、被災拡大分に係る補修工事を追加させていただくものであります。これによりまして年度内に本事業を完了することができなくなりましたことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、10目企画費60万円の追加でございます。

本年度をもって終了いたします定住促進住宅建設費補助事業であります。

本定例会において、今後の見込みを勘案し、1,300万2,000円の増額補正をさせていただいたところではありますが、今月に入りまして中古住宅の購入に係る申請が相次ぎ、予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費1,450万円の追加でございます。

3月10日の降雪に対する除雪出動におきまして、予想以上に除雪の稼働時間が長くなったこと、また同日付で除排雪機械借上料の予算の追加をお願いしたところではありますが、この計上におきまして、本来、計上すべき支出予定額を過少に見積もってございましたことから、現計予算に不足が生じたところでもあります。

このため、予算の追加をさせていただくものであります。予算の管理上このような事態となりましたことを、管理の立場にある者として深く陳謝をし、おわびを申し上げます。まことに申しわけありません。

なお、今後、このようなことのないよう、予算の積算、計上に当たっては十二分な精査を行うように、職員に対し、厳しく指導をしたところでもあります。

次に、10款教育費、5項社会教育費、3目保健体育費235万5,000円の追加でございます。

繰越明許費補正でご説明いたしました幕別町民プールの屋根補修工事を追加するものであります。

なお、建物災害保険により、当該工事費のおおむね6割が補填される見込みであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページになります。

11款1項1目地方交付税1,604万2,000円の追加でございます。

21款諸収入、5項4目雑入141万3,000円の追加でございます。

幕別町民プール屋根補修に係る保険金収入であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第1号、平成27年度幕別町一般会計予算から日程第12、議案第9号、平成27年度幕別町水道事業会計予算の9議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 平成27年3月20日

幕別町議会議長古川稔様

予算審査特別委員長芳滝仁

平成27年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告書

平成27年3月4日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成27年3月4日、16日、17日（3日間）

2、審査事件

議案第1号、平成27年度幕別町一般会計予算

議案第2号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第3号、平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第4号、平成27年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第5号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第6号、平成27年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第7号、平成27年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第8号、平成27年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第9号、平成27年度幕別町水道事業会計予算

3、審査の結果

議案第1号、平成27年度幕別町一般会計予算から議案第9号、平成27年度幕別町水道事業会計予算までの9議件の原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、討論を行います。

議案第1号、平成27年度幕別町一般会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 日本共産党幕別町議員団を代表して、議案第1号、平成27年度幕別町一般会計予算に対する反対討論を行います。

平成27年度一般会計予算は、新庁舎建設事業関連予算25億6,000万円余りを含んでいることから、前年度比21.2%増の163億4,600万円であります。町長選が行われることから骨格予算となっておりますけれども、安倍政権の強行する悪政が町政に具体化され、憂慮すべき施策が含まれています。

一つは、マイナンバー制度の本格実施のための予算であります。赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全員に、生涯変わらない番号を割り振りし、社会保障や税の情報を国が一括管理しようとするのがマイナンバー制度です。政府は行政手続が便利になるなどと言いますが、多くの町民が制度の詳細を知らない上、膨大な個人情報情報を国が一手に握ることへの懸念、個人情報漏えいの不安が払拭されておりません。国民のプライバシーを危うくする制度と言わざるを得ないものであり、承認することはできません。

もう一つは、教育委員会制度の改変に伴う教育の独立性を奪う一連の措置が具体化されていることでもあります。幕別町の教育政策の大もととなる教育大綱を決定する権限が町長に与えられることになり、準備を教育委員会が行うにしても、企画室がその任に当たることには、教育の門外漢の部署である問題とあわせて、教育への首長の介入を象徴するものと言える手法であり、条例改正によって教育長を町長が任命する問題とともに、看過できないものであります。

一方、来年度予算案には、保育士などの有資格者への月給制の導入、臨時職員の賃金引き上げを行い、職員の待遇改善の努力が見られること、発達支援センターへ発達支援専門員を採用し、拡充を図るなど要望に応える施策を評価するものであります。

地方自治法第2条では、地方自治体のなすべき事務の第一として、地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することが挙げられており、この任務を執行することに全力を挙げることが町政に求められています。

昨年度決算で明らかになった町民の経済状態を見ますと、給与収入100万円以下27.6%、200万円以下を合わせますと48.6%であり、年金収入100万円以下57.5%、200万円以下を合わせますと82.4%となります。年々厳しさを増している町民の置かれている現状が示されています。町当局がいかに関心に向き合うかが問われています。

国保税の1人当たりの調定額は平成26年度比6.98%増で10万5,290円となり、滞納世帯がさらに増加することが懸念され、介護保険料も月額200円引き上げられて5,150円となりました。国保に対する国庫負担の削減が続いていること、介護保険制度の制度上の問題がある中で、一般財源からの繰り入れや所得段階を12段階に細分化して保険料を賦課するなど、町としての負担軽減の努力が見られるところではありますが、国保税の不納欠損額は毎年多額に上ることなどを考えると、担税能力を超えている異常な状態と言わざるを得ません。

低所得者に対する国保税、介護保険料の減免制度をつくるか、それが困難であれば、一般会計の福祉施策で低所得者に対する支援を実施することを強く求めるものであります。

また、滞納整理機構への委託をやめ、納税者の立場に立った徴税業務の執行を求めます。管内の各町村の実績と本町のそれを比較すると、比較的滞納者の少ない本町にあって、預金などの差し押さえの件数が多いことから、国税徴収法にあるように、滞納処分の執行停止の要件であります滞納処分の執行等を行うことによって、その生活を著しく急迫させるおそれがあるときなど、厳格に遵守し、誰がその任に当たっても、納税者の立場に立った徴税業務となるよう、滞納処分に関するマニュアルを作成し、不当な差し押さえとならないように努力することを求めるものであります。

以上、主な反対理由を述べましたが、幕別町が安心して暮らせる町として発展することを願って、反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 議案第1号、平成27年度幕別町一般会計予算について、私は予算審査特別委員長の報告に対して賛成の立場で討論を行います。

国政では、自民党・公明党の連立政権により経済再生に向けた政策が打ち出されたことにより、徐々にではありますが、経済市場の株価は好調に推移し、明るさを取り戻しつつあるとの報道がされているところでもあります。

しかしながら、財政健全化や社会保障制度改革の取り組みに加え、消費税の引き上げ、TPP交渉への参加交渉など、今後の国家財政を考慮すると、予断を許さない状況にあるものと考えております。

このような中、政府は、経済対策として、平成26年度補正予算3.5兆円を編成し、平成27年度税制改正に合わせ、経済再生と財政再建の両立を実現する予算と位置づけ、切れ目ない経済対策で景気を底上げしていくという措置をとりました。

地方交付税の削減や町税の大幅な伸びが期待できない中、本町においてはこの措置に敏感に対応し、平成26年度の補正予算に可能な限り国の交付金を活用した事業を前倒して予算を計上し、有効な財

源確保を進めたことは高く評価したいと思います。

一般会計は4月に町長選を控えた骨格予算ではありますが、新年度予算163億4,600万円ほどで、前年度当初予算と比較いたしますと28億6,078万円余り、率として21.2%の増となっているところであり、新庁舎建設事業などの大型事業が計上され、本町の地域経済の活性化に配慮した予算編成となっていることに期待をしているところでもあります。

さて、本予算に計上されている各種施策につきましては、先般の予算審査特別委員会において十分議論されましたことから、特徴的なものについてのみ述べさせていただきたいと思います。

初めに、歳出であります。総務費におきましては、新庁舎建設事業では、来年3月完成予定の新庁舎は防災拠点となり、福祉関係部局も集約され、さらなる住民福祉の向上につながるものと期待しているところでもあります。本町は平成18年2月6日に合併して10周年を迎えますが、各種記念事業も予定されており、今後においても一体感の醸成と均衡ある発展が図られていくものと期待しているところでもあります。

民生費におきましては、子ども・子育て支援体制による学童保育所の対象者を小学校3年生から6年生までに、発達支援センター及び子育て支援センターの専門員等の配置などの拡大により、子育て支援にかかわる事業の充実が図れるものと考えております。

農林業費におきましては、道営畑総事業を初め、担い手対策、土づくり、有害鳥獣など、農業経営の確立のために対策を講じているものと考えております。

商工費におきましては、平成22年度から開始した住宅新築リフォーム奨励事業の実施による経済波及効果があり、今後においてもその効果に期待することがあります。

さらに、教育費におきましては、学校の屋内運動場の落下防止対策など、安全対策に迅速に対応するとともに、特別支援教育支援員の手厚い配置など、教育環境の充実に配慮されているものと考えているところでもあります。

一方、歳入におきましては、自主財源である町税収入の確保のために、町民の皆さんが税金を納めやすい環境となるよう配慮されているところでもあります。今後においても、引き続き滞納者へのきめ細やかな対応によって、収納の公平性を担保するなど最大限の努力を払っていただきたいと思います。

地方交付税は、前年度当初予算と比較いたしますと1億200万円、率にして1.7%の減で、市町村の財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況の中、骨格予算とはいえ、予算編成には苦慮されたものと拝察するところでもあります。

今後とも限られた財源を有効に活用するため、職員の人材育成と政策形成の向上に努められ、町民との協働の理念に基づいた安全・安心なまちづくりを確実に進めていただくことを願っているところでもあります。

本予算は、こうしたまちづくりを進める上で大きな力となるものと確信しており、委員長報告のとおり可とすることに賛成するものであります。

以上申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号、平成27年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成27年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成27年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成27年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成27年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成27年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第19号、幕別町創生総合戦略審議会条例及び日程第14、議案第24号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の2議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長前川雅志議員。

○13番(前川雅志) 朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思います。

平成27年3月20日

幕別町議会議長古川稔様

総務文教常任委員長前川雅志

総務文教常任委員会報告書

平成27年3月4日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成27年3月11日(1日間)

2、審査事件

議案第19号幕別町創生総合戦略審議会条例

3、審査の経過

審査に当たっては、まち・ひと・しごと創生法の規定により設置する審議会の目的等について質疑が行われ、新制定する本条例について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成27年3月20日

幕別町議会議長古川稔様

総務文教常任委員長前川雅志

総務文教常任委員会報告書

平成27年3月4日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 3 月 11 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 24 号教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例施行における教育長の選任時期等について質疑が行われ、新制定する本条例について審査を行った結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の経過

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 19 号、幕別町創生総合戦略審議会条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 24 号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり採決されました。

審議の途中ではありますが、この際、15 時 5 分まで休憩いたします。

14：48 休憩

15：05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 15、議案第 20 号、幕別町保育料条例から日程第 22、議案第 33 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例の 8 議件を一括議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長谷口和弥議員。

○10 番（谷口和弥） 朗読をもって報告をさせていただきたいと思います。

平成 27 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

平成 27 年 3 月 4 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 3 月 5 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 20 号幕別町保育料条例

3、審査の結果

審査に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく国の基準額を上限に町が定めた保育料及び保護者への周知方法等について質疑が行われ、新制定する本条例について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 27 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

平成 27 年 3 月 4 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 3 月 5 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 21 号幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例

3、審査の経過

審査に当たっては、介護保険法の改正に伴い、国が定めていた包括的支援事業を実施するために必要な人員及び運営に関する基準を市町村が定めることとされたことから、新制定する本条例について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 27 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

平成 27 年 3 月 4 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 3 月 5 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 22 号幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例

3、審査の経過

審査に当たっては、介護保険法の改正に伴い、国が定めていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を市町村が定めることとされたことから、新制定する本条例について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 27 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

平成 27 年 3 月 4 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 3 月 5 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 25 号幕別町保育条例

3、審査の経過

審査に当たっては、子ども・子育て支援制度の実施に伴い保育実施条例の全部を改正し、保育所等の入所手続を定める本条例について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 27 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

平成 27 年 3 月 4 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 3 月 5 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 26 号幕別町立学童保育所条例

3、審査の経過

審査に当たっては、学童保育所の入所基準を小学校 6 年生まで拡大することによる影響等について質疑が行われ、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い全部を改正する本条例について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 27 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

平成 27 年 3 月 4 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 3 月 5 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 31 号幕別町立保育所条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育所を児童福祉施設に位置づけずることによる条例の一部改正について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 27 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

平成 27 年 3 月 4 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 3 月 5 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 32 号幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、子育て支援センターでの事業を追加することによる条例の一部改正について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 27 年 3 月 20 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

平成 27 年 3 月 4 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 27 年 3 月 5 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 33 号幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、第 6 期介護保険事業計画に基づく保険料の改定等について質疑が行われ、改正する条例の審査を行った結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 20 号、幕別町保育料条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 21 号、幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 22 号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 25 号、幕別町保育条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 26 号、幕別町立学童保育所条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 31 号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 32 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 33 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とす

るものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[人事案件]

○議長(古川 稔) 日程第23、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の77ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります佐藤恵子氏につきましては、平成27年6月30日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の75ページに記載いたしておりますので、ご参照いただき、ご推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長(古川 稔) 日程第24、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の78ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります前川満博氏につきましては、平成27年6月30日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の76ページに記載いたしておりますので、ご参照いただき、ご推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

諮問第2号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長（古川 稔） 日程第 25、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 79 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります三島まゆみ氏につきましては、平成 27 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 77 ページに記載いたしておりますので、ご参照いただき、ご推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

諮問第 3 号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

[常任委員会所管事務調査報告]

○議長（古川 稔） 日程第 26、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[町長退任挨拶]

○議長（古川 稔） ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきたいと思いません。

間もなく第 1 回の定例町議会が終了されることとなります。思えば長い間、この議場で皆さん方と色々な意見の交換をさせていただきました。

私が最初にこの議場に入ったのは、昭和 47 年 9 月 21 日でありました。先ほど、古い古い日誌を見てまいりました。役場庁舎ができて、9 月初めに引っ越しを行いました。それまで町議会はもともとの古い役場の 2 階が議場だったのですけれども、事務室が狭くなったため、2 階も事務室となりました。議会はその都度、町民会館の 2 階講堂で開催されておりました。それが新しい庁舎ができて、この議場ができた。ここで第 1 回議会が開かれて、大変感慨深いものがあつたのだらうと思います。私の日誌には、その後、幕別温泉で議員と理事者と議員 O B と課長が慰安会をやったというふうに書いてあります。それだけ長い、実に 43 年余りの時間がたっているわけでありました。なぜ、私、そのときの議会に出られたかということ、当時、私、監査委員の仕事と議会事務局の仕事を 5 階の議会事務局にいて命令をされておりました。監査のほうは、まだ町村に監査委員事務局制度がなかったものですから、監査のあるときには監査委員事務室で、ふだんは議会事務局と一緒に仕事をして、議会のたびに中へ入っていたということで、その第 1 回のこの議会に出させていただいたわけでありました。

その後、係長時代はそう多くは議会には出ていませんけれども、昭和 62 年 11 月に総務課長を拝命

してから、それからでも既に 28 年余りたつわけですけれども、ずっと議会に出させていただいたわけです。

それだけにこうして議場を見ますと、今、座席、議席が 26 あります。26 人の議員さんがいたのだな、合併したときはこれで足りなくて、さらに机を継ぎ足して議会が開かれたのだな、そんな思いを強くしているところであります。

また、私、幕別町議会、非常に十勝管内にあっても品位の高い議会だと思っていますし、議員さんそれぞれの資質も大変高いものがあるというふうに思っております。そして、一番私が感心しているといいますか、うれしく思っているのは、議員さん相互が大変仲がいい。これは党派があったり主義主張が違いますから、議場でいろんな議論をする、会議でいろんなもめごとがあったりするのは当然なのかもしれませんけれども、一つ議場を出ると、笑顔で話をされている議員さんの姿を見るときに、本当にうちの議員さんはすばらしいないつも感心しておりました。そう言ってしまうと、ちょっと僭越かもしれませんが、私も本当に助けられた思い出であります。

実に長い間お世話になったことに、本当に感謝を申し上げたいと思いますし、二度と私はこうしてこの議場で相まみえることはないわけでありまして、私と同様に今期をもって勇退される議員の皆さんもいらっしゃるわけでありまして。どうか引き続き議員を目指す皆さん、引き続き議員となられてご活躍される皆さんには、そうしたよき幕別町議会の伝統を引き継いでいただきながら、さらに幕別町議会が発展されるよう、皆さんのご活躍、ご健勝を心からご祈念を申し上げたいと思います。

長い間お世話になった議員の皆さん、そして多くの職員の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 27 年第 1 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15 : 27 閉会